



2023年 2月28日
令和5年 【旧2月】

代表 (098) 860-8
購読のお問い合わせ 0120
読者センター (098)
〒900-8678 那覇市久茂地2-2-2
www.okinawatime



県内の新型コロナウイルスの状況

新たな感染者	累計感染者	死亡 (累計)
26人	575091人	入院 (累計)
米軍関係 (累計)	0人 (21147人)	重症
直近1週間 (26日までの)	10万人当たり 35.68人	中等
感染者	(全国 47位)	宿泊

総合	2・3	地域	16
国際・総合	4	ガイド・ホ	1
社説・投稿欄	5	ラジオ・日	2
経済	6・7	社会	2
文化・小説	9	芸能	2
スポーツ	14・15	くらし	2

7 ブルーシール

浦添市にあるブル本店が3月31日までの営業で一時休業する。老朽化が進む本店を建て替え、新装オープンする予

3 中国からの水際対
12 琉球歌劇公演 若
14 女子柔道 自主性
16 北農高 カラキ研

空自セクハラ対応「不適切」

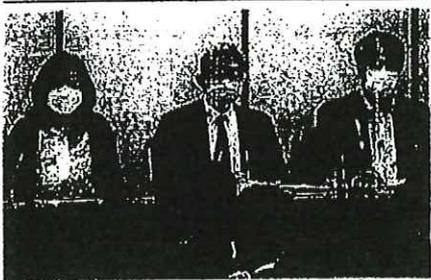
那覇で被害 女性隊員、国賠提訴

【東京】航空自衛隊那覇基地でのセクハラ被害を訴えたのに空自が適切に対応せず、不利益な扱いを受けたとして、女性自衛官が27日、国に約1億68万円の損害賠償を求めて東京地裁に提訴した。女性自衛官は同日、弁護団を通じて「組織はこの間、それ(セクハラ)を隠蔽し、私を悪者かのように扱ってきた」とコメント。ハラスメントに対処できる組織になるよう求めた。(東京報道部・嘉良藤太朗) 25面に関連

「組織が隠蔽 二次被害に」

原告側の弁護団は同日、東京都府が関の司法記者クラブで会見。「不利益解消を訴えてきたが、ますます二次被害が進行している。ハラスメントに対する組織としての責任を追及する裁判にしたい」と述べた。

弁護側によると女性は那覇基地に所属していた2010年以降、先輩の男性隊員から電話で交際相手との性行為をやめられるなどした。組織内のセクハラ相談員や法務部門は対応せず、むしろ加害者側に加担して

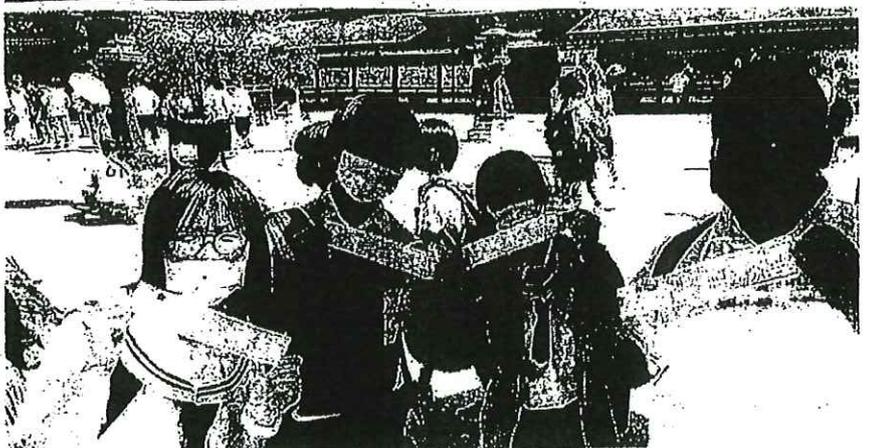


の判決で「人格権を侵害する違法なセクハラ発言に当たると判断される可能性が十分にある」と認定。一方、公務員の職務中の行為は個人が賠償責任を負わないと

元陸上自衛官五ノ井里奈さん(23)が性被害を訴えたことを機に実施された特別防衛監察にも昨年10月、情報を提供したが、再調査はされなかったとしている。男性隊員は、既に定年退職しているという。

空自は本紙の取材に対し「訴状が届いていないため、お答えは差し控えています」とした。

航空自衛隊那覇基地でのセクハラ被害を巡り、記者会見する女性自衛官の代理人弁護士(27日午後、東京・霞が関の司法記者クラブ)



23 旅立ち 中3 安

甲第 82 号証

学 生 服 務 要 覽

第1章 学生隊

01001 <学生隊> (関連文書：訓-2)

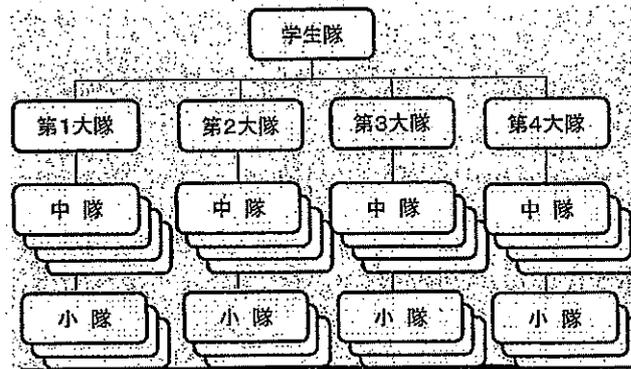
学生をもって学生隊を編成する。

01002 <学生隊の目的> (関連文書：訓-3)

学生隊は、学生相互の理解を深め、融和団結を図り、学生の共同生活を円滑にし、あわせて学生に部隊指揮及び業務処理の基礎的能力を修得させることを目的とする。

01002 <編成及び呼称> (関連文書：訓-5)

- 1 学生隊は、4個大隊をもって編成し、大隊は、それぞれ1から順次1けたの一連番号をもって呼称する。
- 2 大隊は、4個中隊をもって編成し、中隊は、それぞれ1から順次1けたの一連番号を付し、大隊番号を冠して2けたの番号をもって呼称する。
- 3 中隊は、3個小隊をもって編成し、小隊は、それぞれ1から順次1けたの一連番号を付し、中隊番号を冠して3けたの番号をもって呼称する。



01003<小隊の構成> (関連文書：5-1)

小隊は、各学年の学生をもって構成し、第2学年以上の学生については、同一学年にそれぞれ陸上自衛官要員、海上自衛官要員及び航空自衛官要員を含むものとする。

第2章 修学等

第1節 修学

02001<課程> (関連文書：第-2)

防衛大学校において実施する課程は教育課程及び訓練課程とする。

02002<学期> (関連文書：第-8)

学年度は、前学期及び後学期の2学期とする。

02003<授業時限> (関連文書：第-8)

授業時限は、45分単位とし、下表のとおりとする。

授 業 時 限 区 分 表

時 限	1	2	3	4	5	6	7	8	9
時 間	0830	0915	1010	1055	1315	1400	1455	1540	1630
	}	}	}	}	}	}	}	}	}
	0915	1000	1055	1140	1400	1445	1540	1625	1715

02004<班の編成> (関連文書：第-6)

- 1 教育課程及び訓練課程を履修させるための学級として、各学年にそれぞれ教務班及び訓練班を編成する。
- 2 前項に定めるもののほか、教育課程においては、選択科目班を編成する。

02005<授業科目> (関連文書：第-8)

教育課程の授業科目は、教養教育、外国語、体育、専門教育及び防衛学に関する科目に区分する。

02006<学習申告> (関連文書：第-8)

- 1 学生は、各学年の始めの所定の期日に、当該学年における教育課程学習申告書を教務部長に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 学生が当該学年に申告できる履修科目の単位数の上限は43単位とする。ただし

第4学年については、上限を設けない。

- 3 前項の規定に関わらず前年度の成績が優秀と教務部長が認める者については、上限の単位数を超えて当該学年における履修科目を申告できるものとする。
- 4 学生は、選択必修及び選択科目について、申告期日後に履修科目の追加又は取り消しをする必要が生じた場合には、履修科目の変更届（別紙第1）を速やかに担当教官の指導を受けて教務部長に提出し、承認を受けなければならない。

02007<成績評定及び単位の修得> (関連文書：訓-2、達-8)

- 1 学校長は、学年度末において、学年別履修区分により当該学年で履修すべきものと定められている科目について学生の修得の程度を評定し、その修得の程度が基準に達した者に対して、当該科目について当該年度に履修すべきものと定められている単位（訓練課程にあつては科目）を修得したことの認定を与えるものとする。
- 2 学生の成績評定は、防衛大学校本科学習規程第10条に規定する評定者が、防衛大学校規則第14条の規定に定められている教育課程及び訓練課程の全科目について、次の各号の定められるところにより行うものとする。
 - (1) 教育課程にあつては科目ごとに、訓練課程にあつては全科目を総合して行う。
 - (2) 前号の成績の評定は、日常の修学状況及び第11条の規定に定める試験の結果に基づいて、総合考査して行う。
 - (3) 評定の結果は、上位からそれぞれ秀、優、良、可及び不可の5種類の評語で表す。
 - (4) 前号において、成績が可以上の学生は、教育課程にあつては単位を、訓練課程にあつては科目を修得したものとし、成績が不可の学生には、単位及び科目の修得は認めないものとする。

02008<試験> (関連文書：達-8)

- 1 試験の種類は、次の各号の掲げるとおりとする。
 - (1) 定期試験
 - (2) 追試験
 - (3) 再試験
- 2 定期試験は、各学期末に教務部長の定めるところによる。
- 3 追試験は、次の各号の定めるところにより行う。
 - (1) 学生が、疾病その他やむを得ない事由により定期試験を受けることができなかつた場合に行う。

- (2) 前号の追試験の実施時期は、教務部長の定めるところによる。
- 4 再試験は、教務部長が必要と認める科目について、次の各号の定めるところにより行う。
- (1) 評定者は、前期に終了する教育課程の成績が不可と評定された科目を有する学生に対し、当該科目の再試験を行うことができる。
 - (2) 評定者は、進級が認められた学生のうち、教育課程の成績が不可と評定された科目を有するものに対し、当該科目の再試験を行うことができる。
 - (3) 第1号の再試験は冬季休暇終了直後に、前号の再試験は夏季休暇終了直後に、それぞれ1回行う。

02009<出席時間> (関連文書：選-8)

- 1 学生の教育課程の出席時間が、科目ごとに定められた総時間数の3分の2に達しない場合は、当該科目の成績は評定しないものとする。
- 2 学生の訓練課程の出席時間が、1年を通じて定められた訓練時間数の3分の2に達しない場合は、その成績は評定しないものとする。

02010<進級又は卒業> (関連文書：訓-2)

- 1 学校長は、学生が進級又は卒業に必要な教育課程の単位及び訓練課程の科目を修得し、かつ、学生としての服務が良好で進級又は卒業させることが適当であると認めるときは、当該学生を進級させ又は卒業させるものとする。
- 2 前項の進級又は卒業に必要な教育課程の単位及び訓練課程の科目は、大臣の承認を得て、学校長が定めるものとする。
- 3 学校長は、第1項の規定により防衛大学校を卒業させる者に対して卒業証書を授与する。

02011<修業期間の延長> (関連文書：訓-2、選-8)

- 1 学校長は、当該学年において進級又は卒業させることはできないが成業の見込みがあると認める学生については、1回につき1年を限り当該学年における修業期間を延長することができる。
- 2 前項の規定による修業期間の延長は、公務に起因する理由による場合等を除き、当該学生の在学中を通じて2回以内とする。ただし、公務に起因しない結核性疾患によって引き続き2回延長された場合においても、これを1回の延長として取り扱

うものとする。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、成績不良の理由によって1回修業期間を延長された学生については、当該学生の在学中を通じて同一の理由によっては再度修業期間を延長することができない。
- 4 学校長は、学生が次の各号の一に該当する場合は、当該学年における修業期間を延長するものとする。
 - (1) 第1学年から第3学年の各学年終了時、進級に必要な単位数を修得できなかった場合
 - (2) 第4学年終了時、卒業に必要な単位を修得できなかった場合
 - (3) 当該学年で履修すべきものと定められている訓練課程の成績が不可の場合
 - (4) 当該学年時の服務が良好でない場合
- 5 追試験の結果が判明しなければ進級の決定ができない学生は、当該期間現学年にとどめておくものとする。
- 6 第4項の規定に基づき修業期間を延長した学生の当該学年に修得した単位等は、無効とする。ただし、教育課程の科目のうち、体育実技及び卒業研究を除き、成績が優以上と評定された科目の単位については、有効とする。

02012<教務班長等> (関連文書：知-5)

- 1 教務班長及び訓練班長の服務期間は毎週金曜日～木曜日、選択科目班長の服務期間は前期及び後期の各学期間とする。
- 2 教務班長及び訓練班長は、班名簿の順とし、副班長は次順の者とする。選択科目班長は、別に指名するものとする。

02013<教務の欠課及び出欠簿等の取り扱い> (関連文書：知-2)

- 1 欠課届の提出
 - (1) 欠課届は、すべて授業を欠席（医務室における診断及び通院を含む。）した場合に提出する。

ただし、「特別休暇」、「病気休暇」及び「学校長が認めた国の式典等への参加等」による場合は要しない。
 - (2) 欠課した学生は、別紙第2-1の欠課届に必要な事項を明記の上、指導教官の確認を受けた後に翌月曜日（休日の場合は翌日）1300までに教務課教務係に提出する。

2 欠課予定届の提出

校友会活動で欠課を予定する学生は、別紙第2-2の欠課予定届に必要事項を明記の上、科目の担当教官に事前に提出する（3日前を原則とする。）。予定が変更になった場合は、速やかに科目の担当教官に連絡する。（欠課した場合は、欠課届を教務課教務係へ提出する。）

3 出欠簿の取扱い

- (1) 教務班長及び選択班長（以下「教務班長等」という。選択科目班は、語学を含む。）は、出欠を確認した後、出欠簿を教官に提出し、出欠簿の教官確認印欄に署名又は捺印を受ける。
- (2) 教務班長等は、出欠簿の記載事項を確認の上、教務班長にあつては、翌週月曜日（休日の場合は翌日）の1300までに、選択班長にあつては、1ヶ月毎に翌月の第1月曜日（休日の場合は翌日）の1300までに、教務課教務係に提出する。

02014<在学証明書の受領手続き> (関連文書：通-1)

学生は、在学証明書を必要とする場合は、別紙第3の様式により担当指導教官を経て、教務課に願い出て交付を受けるものとする。

第2節 体力測定

02015<種目>

- 1 50m走
- 2 1500m走(男子)、1000m走(女子)
- 3 立幅跳び
- 4 ソフトボール投げ(女子:2号球使用)
- 5 懸垂腕屈伸(男子)、斜懸垂腕屈伸(女子)

02016<種目別評価基準>

体力測定の種目別評価基準は、別紙第4のとおりとする。

02017<級区分>

体力測定の級区分は、次表のとおりとする。

級区分表

級	合計点	最低点	級	合計点	最低点
1	7.5以上	6	6	4.0~4.6	4
2	6.8~7.4	6	7	3.3~3.9	2
3	6.1~6.7	6	8	2.6~3.2	1
4	5.4~6.0	6	9	1.9~2.5	1
5	4.7~5.3	6	10	1.8以下	0

※合計点が当該級に達していても、5種目の内、最低点がそれを下回る場合は、最低点の級を付与する。

02018<到達基準>

体力測定において到達すべき最低基準は、次表のとおりとする。

到達基準表

学年	級	学年	級
4	5	1	8
3	6	入校時	9
2	7		

第3章 服 務

第1節 勤 務

03001 <勤務学生制度の目的> (関連文書：連-3)

勤務学生制度は、学生が将来幹部自衛官として部隊を指揮し、諸業務を処理するための基礎能力を実地に体験、研修させ、かつ自律的サービスを修練させるとともに、学生隊の円滑な運営を図ることを目的とする。

03002 <勤務学生の名称、服務期間等> (関連文書：連-3、知-5)

- 1 学生隊、大隊、中隊、小隊、教務班、語学班、選択科目班及び訓練班にそれぞれ勤務学生を置く。
- 2 勤務学生の名称、服務する学生、服務人員、服務期間及び指名者は、次表のとおりとする。

隊 名	名 称	服務する学生	服務人員	服務期間	指 名 者
学生隊	学生隊学生長	第4学年	1	約4か月	訓練部長
	学生隊幕僚	第4学年	4		
	学生隊学生長付	第3学年	2	1 週	総括指導教官
	学生隊週番学生	第4学年	2		
大隊	大隊学生長	第4学年	1	約4か月	大隊指導教官
	大隊幕僚	第4学年	4		
	大隊学生長付	第3学年	2	1 週	
	大隊週番学生	第4学年	1		
	大隊週番付学生	第3学年	3 (基準)		
中隊	中隊学生長	第4学年	1	約4か月	総括指導教官
	中隊学生長付	第3学年	1		
	中隊週番学生	第4学年	1	1 週	中隊指導教官
	中隊週番付学生	第3学年	1		
小隊	小隊学生長	第4学年	1	約4か月	総括指導教官
	小隊学生長付	第3・2・1 各学年 (第1学年は 中期以降)	各1		大隊指導教官
	部 屋 長	第4学年	1		小隊指導教官

隊名	名 称	服務する学生	職員数	服務期間	指 名 者
小 隊	小隊週番学生	第 4 学 年	1	1 週	小隊指導教官
	小隊週番付学生	第 2 学 年	1		
教務班	教 務 班 長	各 学 年	1	1 週	大隊指導教官
	教 務 副 班 長		1		
語学班	語 学 班 長	各 学 年	1	学 期	
	語 学 副 班 長		1		
各選択 科目班	選 択 科 目 班 長	各 学 年	1	学 期	
	選 択 科 目 副 班 長		1		
訓練班	訓 練 班 長	各 学 年	1	1 週	
	訓 練 副 班 長		1		
国旗掲揚学生			3	1 週	

注：1 第4学年卒業後から新学期開始までの間は、それぞれ1学年下級の学生を服務させる。
2 定期訓練等のため校内に第4学年が不在の場合は、在校の最高学年の学生を週番に服務させる。
3 本表で指定された指名者の指名する勤務学生の服務期間は、それぞれの指名者所定により、適宜短縮することができる。
4 各週番学生と教務班長の兼務は、努めて避けるものとする。
5 定期訓練期間における訓練班長の服務期間は、担当教官の所定とする。
6 選択科目において第3学年及び第4学年で同時開講している科目の班長は、第4学年学生のうちから、副班長は第3学年学生のうちから指名するものとし、班長は第3学年学生のうち1名を、班長付に指定することができる。
7 部屋長に服務する学生で、小隊の人員構成上、第4学年を服務させることができない場合は第3学年を服務させる。

3 大隊指導教官は、休暇中に自己大隊に宿泊する学生の中から、当直学生を指名し、大隊に所在する学生の人員掌握及び大隊当直幹部の補佐を実施させるものとする。勤務期間については、各大隊指導教官所定とする。

03003<学生長の任務> (関連文書：遊一第)

学生長は、学生の自律的サービスの中核として、その隊の規律の維持、士気の高揚及び融和団結を図り、名誉の保持向上に努めるものとする。

03004<学生隊学生長> (関連文書：選-3)

学生隊学生長は、総括指導教官の指導監督のもとに、次の各号に掲げる業務を行う。

- 1 儀式及びその他指示された場合に学生隊を指揮すること。
- 2 大隊学生長に勤務上の所要の指示を与えること。
- 3 学生隊と校友会、綱領実践委員会及び期生会との調整に関する事。
- 4 学生隊が自主的に行う行事に関する事。
- 5 その他総括指導教官の指示する事項

03005<大隊学生長> (関連文書：選-3)

大隊学生長は、大隊指導教官の指導監督のもとに、学生隊学生長の指示を受け、次の各号に掲げる業務を行う。

- 1 儀式及びその他指示された場合に所属大隊を指揮すること。
- 2 中隊学生長に勤務上の所要の指示を与えること。
- 3 大隊週番学生との連絡・調整に関する事。
- 4 大隊で自主的に行う行事に関する事。
- 5 その他大隊指導教官及び学生隊学生長の指示する事項

03006<中隊学生長> (関連文書：選-3)

中隊学生長は、中隊指導教官の指導監督のもとに、大隊学生長の指示を受け、次の各号に掲げる業務を行う。

- 1 儀式及びその他指示された場合に所属中隊を指揮すること。
- 2 小隊学生長に勤務上の所要の指示を与えること。
- 3 中隊週番学生との連絡・調整に関する事。
- 4 中隊で自主的に行う行事に関する事。
- 5 その他中隊指導教官及び大隊学生長の指示する事項

03007<小隊学生長> (関連文書：選-3)

小隊学生長は、小隊指導教官の指導監督のもとに、中隊学生長の指示を受け、次の各号に掲げる業務を行う。

- 1 儀式、その他指示された場合に所属小隊を指揮すること。
- 2 部屋長に勤務上の所要の指示を与えること。
- 3 小隊週番学生との連絡・調整に関する事。

- 4 小隊で自主的に行う行事に関する事。
- 5 その他小隊指導教官及び中隊学生長の指示する事項

03008 <学生隊幕僚の任務> (問題文書：選-3)

学生隊幕僚は、第1係、第2係、第3係及び第4係にそれぞれ1名を配置し、総括指導教官の指導監督のもとに、学生隊の運営に関し学生隊学生長を補佐し、学生隊学生長の指示を受け、次の各号に掲げる業務を行う。

1 第1係

- (1) 服務規律に関する事。
- (2) 服制及び礼式に関する事。
- (3) 文書に関する事。
- (4) 広報に関する事。
- (5) 綱領委員会との連絡・調整に関する事。

2 第2係

- (1) 教務に関する事。
- (2) 情報及び保全に関する事。
- (3) 校友会学生委員会（文化部関連）及び学生ネットワーク委員会との連絡・調整に関する事。

3 第3係

- (1) 訓練に関する事。
- (2) 日常の集会に関する事。
- (3) 期生会及び県人会との連絡・調整に関する事。
- (4) 校友会学生委員会（運動部関連）、競技会及び行事の学生隊責任者との連絡・調整に関する事。

4 第4係

- (1) 武器、備品及び施設（環境整備含む。）に関する事。
- (2) 給食に関する事。
- (3) 厚生活動に関する事。
- (4) 健康管理に関する事。

03009 <大隊幕僚の任務> (問題文書：選-3)

大隊幕僚は、第1係、第2係、第3係及び第4係にそれぞれ1名を配置し、大隊指導教官の指導監督のもとに、大隊の運営に関し大隊学生長を補佐し、大隊学

生長の指示を受け、次の各号に掲げる業務を行う。

1 第1係

- (1) 服務規律に関する事。
- (2) 服制及び礼式に関する事。
- (3) 文書に関する事。
- (4) 広報に関する事。
- (5) 綱領委員会との連絡・調整に関する事。

2 第2係

- (1) 教務に関する事。
- (2) 情報及び保全に関する事。
- (3) 校友会学生委員会（文化部関連）、学生ネットワーク委員会との連絡・調整に関する事。

3 第3係

- (1) 訓練に関する事。
- (2) 日常の集会に関する事。
- (3) 期生会及び県人会との連絡・調整に関する事。
- (4) 校友会学生委員会（運動部関連）、競技会及び行事の大隊責任者との連絡・調整に関する事。

4 第4係

- (1) 武器、備品及び施設（環境整備含む。）に関する事。
- (2) 給食に関する事。
- (3) 厚生活動に関する事。
- (4) 健康管理に関する事。

03010＜学生長付学生の任務＞（関連文書：連-3）

学生長付学生は、それぞれの学生長の業務を補佐するとともに、所属当該学年の団結の中心となるよう努めるものとする。

03011＜週番学生の任務＞（関連文書：連-3）

週番学生は、日課週課を遂行するとともに、学生隊の規律の維持、士気の高揚及び火災盗難の予防等に当たる。

03012<週番学生の勤務時間及び定位> (関連文書：連-3)

週番学生及び週番付学生の勤務時間は、通常日課表の勤務時間以外とし、その定位は、次表のとおりとする。ただし指示された場合を除き夏季、冬季及び春季休暇中は勤務しないことができる。

週番学生	定位
学生隊週番学生	学生隊週番室
大隊週番学生	大隊週番室
大隊週番付学生	
中隊週番学生	中隊週番室
中隊週番付学生	自己の自習室
小隊週番学生	
小隊週番付学生	

03013<学生隊週番学生> (関連文書：連-3)

学生隊週番学生は、総括指導教官（勤務時間外にあつては学生隊当直幹部）の指導監督のもとに、学生隊学生長と連絡・調整するとともに、通常、主として次の各号に掲げる業務を行う。

1 日課週課の業務

- (1) 合同朝礼その他、日常の行事等において、学生隊学生長の指揮する場合を除き、学生隊を指揮すること。
- (2) 命令等の受領、伝達及びその実行に関すること。
- (3) 各大隊の点呼の状況を学生隊当直幹部に報告すること。
- (4) 非常の場合又は学生隊に事故があつた場合は、速やかに学生隊当直に報告し、その指示を受けること。
- (5) 学生隊で実施する諸作業に必要な人員を配員するとともに、作業の指導監督に当たること。
- (6) 学生会及び校内諸施設の整理整頓を指導監督すること。

2 日課週課以外の業務

- (1) 学生隊の規律の維持に関すること。
- (2) 学生隊の士気の高揚に関すること。
- (3) 学生隊の火災・盗難予防に関すること。

03014<大隊週番学生> (関連文書：連-3)

大隊週番学生は、大隊指導教官（勤務時間外にあつては大隊当直幹部）の指導監督のもとに、大隊学生長と連絡・調整するとともに、学生隊週番学生の指示を受け、通常、主として次の各号に掲げる業務を行う。

- 1 朝礼及び課業整列等において所属大隊を指揮すること。
- 2 命令等の受領及び伝達並びにその実行を監督すること。
- 3 点呼の場合は人員の調査を行い、その結果を大隊当直幹部に報告すること。
- 4 休暇又は外出前に外出人員の調査を行い、外出点検について担当指導教官又は大隊当直幹部を補佐すること。
- 5 非常の場合又は学生に事故が発生した場合には、速やかに大隊当直幹部に報告し、その指示を受けること。
- 6 諸作業に必要な人員を配分するとともに、必要に応じ作業を指導監督すること。
- 7 大隊の管理する施設の内外を巡回し、清潔整頓を維持するとともに、学生の服装態度を指導監督すること。
- 8 文書を接受し、備付書類を整理保管すること。
- 9 大隊週番付学生の業務を指導監督すること。
- 10 その他大隊指導教官及び大隊当直幹部の指示する事項

03015<中隊週番学生> (関連文書：連-3)

中隊週番学生は、中隊指導教官の指導監督のもとに、中隊学生長と連絡・調整するとともに、大隊週番学生の指示を受け、通常、主として次の各号に掲げる業務を行う。

- 1 朝礼及び点呼等において所属中隊を指揮すること。
- 2 命令等の受領及び伝達並びにその実行を監督すること。
- 3 所属中隊の担当区域を巡回し、清潔整頓を維持するとともに、学生の服装態度を指導監督すること。
- 4 諸作業に必要な人員を配分するとともに、必要に応じて作業を指導監督すること。
- 5 中隊週番付学生の業務を指導監督すること。
- 6 普通外出可能日には、所属小隊の小隊週番を兼務すること。
- 7 その他中隊指導教官の指示する事項

03016<小隊週番学生> (関連文書：連-3)

小隊週番学生は、小隊指導教官の指導監督のもとに、小隊学生長と連絡・調整するとともに、中隊週番学生の指示を受け、通常、主として次の各号に掲げる業務を行う。

- 1 朝礼及び点呼等において所属小隊を指揮すること。
- 2 命令等の受領及び伝達並びにその実行を監督すること。
- 3 所属小隊の担当区域を巡回し、清潔整頓を維持するとともに、学生の服装態度を指導監督すること。
- 4 諸作業に必要な人員を配分するとともに、必要に応じて作業を指導監督すること。
- 5 小隊週番付学生の業務を指導監督すること。
- 6 その他小隊指導教官の指示する事項

03017<大隊週番付学生> (関連文書：道-3)

大隊週番付学生は、大隊週番学生の業務を補佐し、主として大隊に関する次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 1 人員現況表を整理すること。
- 2 週番学生室備付物品及び文書の整理整頓並びに保管をすること。
- 3 共用施設の整理整頓に関すること。
- 4 調査、報告、連絡等の庶務的事項
- 5 その他大隊週番学生の指示する事項

03018<中隊週番付学生> (関連文書：道-3)

中隊週番付学生は、主として次に掲げる事項に関し、中隊週番学生を補佐する。

- 1 人員現況の集計及び報告に関すること。
- 2 調査、集金及び報告事項に関すること。
- 3 諸作業に必要な人員の配分及び必要に応じ作業の指導監督に関すること。
- 4 各種掲示物等の掲示等に関すること。
- 5 その他中隊週番学生の指示する事項

03019<小隊週番付学生> (関連文書：道-3)

小隊週番付学生は、主として次に掲げる事項に関し、小隊週番学生を補佐する。

- 1 人員現況の集計及び報告に関すること。
- 2 調査、集金及び報告事項に関すること。

- 3 諸作業に必要な人員の配分及び必要に応じ作業の指導監督に関すること。
- 4 各種掲示物等の掲示等に関すること。
- 5 その他小隊週番学生の指示する事項

03020 <部屋長の任務> (関連文書：建-3、知-1)

1 部屋長は、関係大隊指導教官等の指導監督のもとに、関係学生長の指示を受け、部屋に関する次の各号に掲げる任務に服する。

- (1) 部屋に対する命令指示の徹底を図ること。
- (2) 部屋の諸規定の履行、個人衛生及びその他しつけ事項について指導すること。
- (3) 部屋の融和団結を図ること。
- (4) 居室備付物品の保管及びその使用について指導すること。
- (5) 居室内の清潔整頓及びその他環境の整備に努めること。
- (6) 火災及び盗難の予防について指導し、徹底を図ること。
- (7) その他関係大隊指導教官等及び関係学生長の指示する事項

2 部屋長は、部屋員が行う次の諸手続きに関して事前に掌握・指導を行うものとする。

- (1) 特別休暇・病気休暇申請
- (2) 平日外出（一般）申請
- (3) 特別外出
- (4) 外出時間延長
- (5) 海外渡航申請
- (6) 団体の組織及び加入
- (7) 危険が伴うと予想される活動
- (8) 運転免許取得許可願及び細部行動計画
- (9) 車両運行届（許可願）
- (10) 校外下宿届
- (11) その他指導教官が定める事項

03021 <教務班長等の任務> (関連文書：建-3、知-1)

教務班長、語学班長、選択科目班長及び訓練班長は、次の各号に掲げる任務に服務する。

- 1 教務班、語学班、選択科目班及び訓練班として行動する場合に、その班を掌握及び指揮すること。
- 2 教務、訓練に関する命令等の受領及び伝達に関すること。
- 3 教場の整理整頓に関すること。
- 4 教務、訓練に関する出欠をとり、欠課者が欠課届を提出するのを監督すること。
- 5 教務班長、語学班長及び選択科目班長は、第02013項に従い、出欠簿を教務課に提出すること。
- 6 その他教官、訓練を担当する教官及び関係大隊指導教官の指示する事項
- 7 課業整列時、班員の当日の人員現況を大隊週番に報告すること。
- 8 授業開始にあたり、班の総員、事故者数、現在員並びに事故者の個名及び事故の内容を教官に報告するとともに、授業中に受診する班員の受診カードを教官に提出すること。

03022<教務副班長等の任務> (関連文書：連-3)

教務班、語学班、選択科目班及び訓練班の副班長は、それぞれの班長を補佐する。

03023<国旗掲揚学生の任務> (関連文書：連-3)

国旗掲揚学生は、大隊指導教官の指導監督のもとに、大隊学生長の指示を受け、通常、別紙第5「日課表」に定める時刻に国旗の掲揚、降下を行うものとする。

03024<勤務学生の交代要領> (関連文書：連-3)

- 1 勤務学生が交代する場合は、それぞれの指名者及び関係指導教官に報告するものとする。
- 2 週番で勤務する学生は、通常、金曜日の勤務時間開始前に交代するものとする。ただし、交代日が休日の場合は、当日の朝食後交代するものとし、申告は指名者の定めるところによる。

03025<勤務腕章> (関連文書：連-3)

- 1 週番学生、教務班長及び語学班長は、それぞれ別紙第6に定める勤務腕章を右腕に着用するものとする。
- 2 勤務腕章の着用要領は第03115項のとおり。

03026<勤務記録> (関連文書：選-3、知-5)

- 1 週番学生は、所定の勤務記録簿に必要事項を記載し、毎日、総括指導教官及びそれぞれの大隊指導教官等に提出して点検を受けるものとする。
- 2 勤務記録簿のうち、週番勤務計画、週番日誌及び点呼報告書の様式は、それぞれ別紙第7及び別紙第8のとおりとする。

03027<週番学生室備付書類> (関連文書：知-5)

第03014項第8号に定める大隊週番室備付書類は、別紙第9のとおりとする。

03028<対番学生> (関連文書：知-5)

対番学生は、入校当初の第1学年が防大生活に円滑、かつ、早期に慣れるため設けたもので、対番学生には原則として第2学年を充てる。また、対番学生が、第1学年に対する指導・助言を行うにあたっては、担当指導教官及び部屋長の指導に従い、親身、かつ、兄弟的情愛をもって接するものとする。

第2節 命令等の伝達、申請及び報告

03029<命令等の受領、伝達の系統> (関連文書：様-3)

- 1 命令等は、通常、週番勤務系統を通じて学生に伝達するものとする。
- 2 教務班、語学班、選択科目班及び訓練班に関する特別の指示等は、各担当教官の定める時期に班長が直接担当教官から受領し、班員に伝達するものとする。

03030<命令等の伝達要領> (関連文書：様-3)

大隊週番学生は、大隊事務室において命令等を受領し、通常、中隊週番学生を通じて伝達するものとする。

03031<許可申請及び報告の手続き> (関連文書：様-3)

学生は、許可を受け、又は報告する場合は、すべて担当指導教官を通じて行うものとする。

03032<許可事項の取り消し> (関連文書：知-5)

学生は、特別外出等、既に許可を受けた事項を取り消す場合は、速やかに担当指導教官（勤務時間外にあっては大隊当直幹部）に報告するものとする。

03033<報告等の様式> (関連文書：様-3)

学生は、申請又は報告を行う場合において、様式等定めのないものについては、別紙第10によるものとする。

報告等の様式により決裁を受けた後については次による。

- 1 決裁を受けた旨を担当指導教官に報告する。
- 2 原議を大隊事務室等に、写しを担当指導教官及び大隊当直幹部に提出する。
- 3 決裁を受けた事項についてその行動が終了したならば担当指導教官（勤務時間外にあっては大隊当直幹部）に報告する。

03034<報告等の様式の記入要領> (7号用紙の記入要領について4.1.12.13学生課)

報告等の様式の記入要領は、次による。

1 「願(届)」欄

各種の願(届)で「平日外出許可願」等としているのが散見される。

「許可」は不要である。

2 「殿」欄

「防衛大学校長殿」あるいは「訓練部長殿」としているのがあるが、申請者が個人名であるので、下記のように記入する。

防衛大学校長 ○ ○ ○ ○ 殿

訓練部長 海将補 ○ ○ ○ ○ 殿

3 「事由」欄

通常、下記項目に準じて記入する。

(1) 理由：・・・のため

(2) 日時：平成〇〇年〇月〇日(土)

(3) 行動予定等(行先、場所等)

(4) その他(連絡手段)

4 「添付書類」欄

「欠課届2部」というように記入する。

添付書類がないときは「なし」と記入する。

5 記入ははっきり丁寧に、特に事由欄の記入は簡潔に表現すること。特異な説明等必要な場合は別紙に記入、添付する。

6 各種の願(届)の申請日を厳守すること。できれば1~2日は余裕をもって提出すること。

7 常用漢字、送りがなに十分注意して記入すること。

8 記入の一例を、別紙第1.1に示す。

第3節 起居容儀

03035<学生の居住場所> (関連文書：達-3)

学生は、校内に居住するものとする。

03036<日課表> (関連文書：達-3、知-4)

学生は、別紙第5の日課表に基づき、起居するものとする。ただし、教育訓練等のため必要がある場合は、訓練部長は、日課の変更をすることができる。

03037<静粛時間> (関連文書：知-5)

前項の日課表に定める静粛時間は、自習態勢に速やかに移行するための時間とし、すでに自習している学生に影響を及ぼさない範囲において、最小限の諸作業等を実施することができる。

03038<点呼> (関連文書：達-3)

1 点呼の種類は、次のとおりとする。

- (1) 日朝点呼
- (2) 日夕点呼
- (3) 帰校点呼
- (4) 臨時点呼

2 日朝点呼及び日夕点呼は、日課表に定める時刻に、帰校点呼は、休暇終了後所定の時刻に行う。臨時点呼は、訓練部長、総括指導教官又は大隊指導教官が必要と認める場合に行うことができる。

03039<点呼実施要領> (関連文書：達-3、知-5)

- 1 学生は、週番学生を通じて大隊当直幹部の点呼を受けるものとする。ただし、特別の理由により点呼を受けることができない場合は、大隊指導教官又は大隊当直幹部の許可を受けるものとする。
- 2 点呼は、整列して行うものとする。
- 3 休養日（土曜日及び日曜日をいう。以下同じ。）及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）の点呼については、以下のとおりとする。

- (1) 休養日及び休日の初日の日朝点呼、翌日が平日である休養日及び休日の日夕点呼は、整列して行うものとする。
- (2) 休養日及び休日の前項以外の点呼は、大隊指導教官の許可を得て、寢室において受けることができる。この場合においては、就寝している者は、そのままとする。

03040<朝 礼> (関連文書：達-3)

朝礼は、次の各号のとおりとし、学生は、関係大隊指導教官等の点検又は所要の指導を受けるものとする。

- 1 合同朝礼：木曜日月2回基準
- 2 総括指導教官の定める朝礼：月1回基準
- 3 大隊指導教官の定める朝礼：月曜日から金曜日（前各号を除く。）

03041<課業行進> (関連文書：知-5)

各班は、課業整列終了後、班長の指揮のもとに隊伍を整えて教場まで行進するものとする。

03042<校内の移動> (関連文書：知-6)

校内において2名以上で移動する場合には、隊としての行動をとるものとする。単独移動者は、自ら進んで近くの隊の指揮下に入る、あるいは他の単独移動者と隊を構成する。

また、隊から中途離脱する場合は、その旨を指揮者に告げた後、離脱する。

03043<第9時限目以降の使用> (関連文書：達-14、通-2、知-1)

- 1 教養の拡充及び体力の向上のため必要な活動並びに教育課程及び訓練課程において修得した知識、技能の補習等を行うものとする。
- 2 実施項目
 - (1) 特に必要と認める学校行事、講話等
 - (2) 教育課程、訓練課程の補講及び補習
 - (3) 別表に示す諸活動
- 3 前項第2号について、特に必要と認められる場合、1715～1800を授業時限とする。
- 4 第2項第3号の諸活動の内容は別紙第1.2のとおり。

03044<体力錬成区域> (関連文書：達-3)

- 1 体力錬成区域は、別紙第1.3のとおりとし、この区域の行動は、海上訓練場

への往復を除き駆足を主とする体力錬成に限るものとする。

- 2 体力錬成区域外において行動する場合は、海上訓練場周辺海面での校友会活動を除き外出等の手続きによらなければならない。

03045<日没後の校外トレーニング> (関連文書：知-5)

学生は、日没後に駆足等のトレーニングを行う場合には、反射板等を使用し、安全には万全を期するものとする。

03046<日課表に定める自習> (関連文書：理-3)

- 1 学生は、自習時間中、学生舎外の場所で自習等を行う場合は、大隊週番学生に届け出るものとする。
- 2 自習時間を集会等に使用することは、原則として認めない。ただし、特別の理由により、集会等に使用する必要がある場合は、あらかじめ順序を経て、訓練部長の許可を受けるものとする。
- 3 学生は、自習時間中、テレビを観賞（主として教養番組）する場合は、担当指導教官（勤務時間外にあっては大隊当直幹部）の許可を受けるものとする。

03047<卒業研究等> (関連文書：知-5)

- 1 卒業研究等の実施は、通常自習終了時までとする。ただし、特に必要な場合は2400まで実施することができる。
- 2 卒業研究及び校外研修等のための平日外出手続は、次による。
 - (1) 各教室に備え付けの「卒業研究のための研修・資料収集計画及び平日外出願」（別紙第14）または「校外研修実施計画及び平日外出願」（別紙第15）に所要の事項を記入し、教務課へ提出する。
 - (2) 平日外出出発前までに決裁された「願」を担当指導教官に報告する。

03048<消灯延期> (関連文書：理-3、知-5)

- 1 学生は、やむを得ない理由により、消灯延期を必要とする場合は、中隊長学生長又はその指名する者を通じ、順序を経て、大隊指導教官（勤務時間外にあっては大隊当直幹部）に届け出て、指定された場所で、2400まで延灯することができる。
- 2 2400以降も消灯延期を必要とする場合、その実施要領は次による。
 - (1) 2400以降の消灯延期を希望する学生は、中隊長学生長（中隊長週番による

代行を認める。)に理由を添えて申請するものとする。

- (2) 中隊学生長(中隊週番による代行を認める。)は、申請した学生の服務態度、勉学態度等を勘案して適当と認めた場合、許可するものとする。
- (3) 中隊学生長(中隊週番による代行を認める。)は、2400以降の消灯延期を許可した学生について、自習開始までに大隊当直幹部へ、翌朝、中隊指導教官へ報告するものとする。
- (3) 指定された場所で、0200まで延灯することができる。

03049 <早朝勉強> (関連文書：知-5)

学生は、定期試験、再試験の期間中及び各試験前2週間において、大隊指導教官(勤務時間外にあっては大隊当直幹部)の許可を受け、指定された場所で、0500から起床までの間勉強することができる。

03050 <環境の整理> (関連文書：道-9)

学生は、衛生状態を良好にし、清らかな気分をもって生活することができるよう環境を整理し、清潔整頓の維持に努めるものとする。

03051 <寝具の整頓> (関連文書：知-5)

平日の寝具は起床後直ちにたたみ、午前の課業終了後から日夕点呼までにベッドメイキングを行うものとする。また、就寝時間中以外は、休務等で特に許可された者を除き、ベッド等に横臥しない。なお、休養日及び休日は随意とする。

03052 <物品の取扱> (関連文書：知-6)

学生は、貸与物品を許可なく改造又は変形してはならない。貸与物品を亡失又は損傷したときは、機を失せず担当指導教官に報告し、その指導を受けるものとする。

03053 <私物品の制限> (関連文書：道-3、知-6)

- 1 学生は、校内において私物品を所持する場合は、質素を旨とし、必要最小限とするよう努めるものとする。総括指導教官は、必要に応じ学生の私物品の所持に関し制限することができる。
- 2 学生は、身だしなみ、勉学及び衛生に関する必需品(ヘアー・ドライヤー、電気カミソリ、パソコン、プリンター、小型ステレオ、ラジオ、加湿器)及び携帯電話以外の電気器具、私服、自転車、その他本校学生として所持することが相応しくない私物品を校内において所持してはならない。ただし、洗濯のため、私服を一時的に持ち込むのは、この限りではない。
- 3 学生は、前項以外の私物品を所持しようとする場合は、事前に総括指導教官

の許可を受けるものとする。

03054<銃砲刀剣、火薬類の所持及び保管> (関連文書：加-5)

学生の銃砲刀剣、火薬類の所持及び保管については、銃砲刀剣所持等取締法(昭和33年法律第6号)、その他関係法令等に規定するところによるほか、次による。

- 1 学生は、校友会活動に必要とする銃砲刀剣及び火薬類のほか、これを所持してはならない。
- 2 校友会活動のため銃砲刀剣及び火薬類を所持しようとする場合は、別紙第16の様式により、校友会関係部長の承認を受けた後、大隊指導教官の許可を受けるものとする。
- 3 所持を許可された銃砲刀剣及び火薬類は、校友会関係部長と大隊指導教官との協議の上、大隊指導教官の指定するところに保管するものとする。
- 4 銃砲刀剣及び火薬類を校外に持ち出す場合は、別紙第17の様式により、校友会関係部長の承認を受けた後、当該銃砲刀剣を保管している大隊指導教官の許可を受けるものとする。
- 5 校友会活動以外で、銃砲刀剣及び火薬類の所持について、相当の理由があると訓練部長が認めた場合、これを所持することができる。この場合、所持及び保管の要領は、校友会の場合に準ずる。

03055<投稿、印刷物の作成配布、掲示等> (関連文書：通-3)

学生の投稿、印刷物の作成配布、掲示等は、次の各号によるものとする。

- 1 評論、小説等を校外に発表又は投稿する場合には、大隊指導教官に届け出るものとする。ただし、大学校若しくは自衛隊に関するもの、又は広く国家社会を論ずる内容を含んだものについては、防衛大学校長(以下「学校長」という。)の許可を受けなければならない。
- 2 広告パンフレット、新聞、雑誌等を部外者から依頼され、又は自ら作成、配布若しくは掲示する場合は、校外に及ぶものにあつては学校長、校内限りのものにあつては訓練部長の許可を受けるものとする。ただし、総括指導教官及び関係大隊指導教官等の許可を受けて学生舎内に限り、学生隊に関係あるもののみを作成、配布又は掲示する場合は、この限りではない。

03056<団体の組織及び加入> (関連文書：達-3)

- 1 学生は、学校長の許可を受けなければ団体を組織し、又は大学校以外の団体に加入することはできない。
- 2 前項の団体を解散し、又は団体から脱退した場合は、学校長に届け出るものとする。

03057<集会等> (関連文書：達-3)

学生が集会等を行う場合は、学生隊にあっては総括指導教官、大隊以下にあってはそれぞれの大隊指導教官等（勤務時間外にあっては大隊当直幹部）の許可を受けるものとする。ただし、期生会又は校友会において集会（自習時間を除く。）を行う場合は、期担当指導教官等又は校友会関係指導者を経て、総括指導教官の許可を受けるものとする。

03059<面会> (関連文書：達-3)

- 1 学生の面会時間は、次のとおりとし、学生舎にあっては集会室、学生会館にあってはロビー等で行うものとする。
 - (1) 平日：昼の休憩時間又は勤務時間終了時から自習時間開始時まで。
 - (2) 休養日及び休日：0800～2100
- 2 前項以外の時間又は場所で面会を必要とするときは、担当指導教官（勤務時間外にあっては大隊当直幹部）の許可を受けるものとする。

03060<飲酒及び飲食の制限> (関連文書：達-3、知-5)

- 1 飲酒
 - (1) 学生は、校内において酒類を所持し、又は飲用してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、飲用することができる。
 - ア 学校長が主催する会合等に参加する場合
 - イ 休養日及び休日に学生会館喫茶コーナー及び談話室コーナーにおいて1700から2100の間飲酒する場合
 - ウ 訓練部長の許可を受け、指定する時間及び場所において教職員等と会合を行う場合
 - (ア) 指定時間

曜	日	時	間
平	日	17:15	～19:20

休養日及び休日 | 0900~2130

(イ) 指定場所

- a 本館地下食堂
- b 学生食堂
- c 学生会館（大ホール、喫茶コーナー、談話コーナー）
- d その他許可を受けた場所

(2) 管理事項

- ア 学生は、飲酒前・後に大隊当直幹部に報告するものとする。
- イ 原則として服装は、常装又は校内服装とし、それ以外の服装で実施する場合は、大隊指導教官の許可を受けるものとする。

2 飲食

校内においては、定められた場所及び時間以外に飲食してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合及び特に許可された場合は、飲食することができる。

(1) 下表の時間及び場所で飲食する場合

場所		曜日	平日	休養日及び休日
学生舎	集会室	曜日	1 昼の休憩時間終了後から	1 日朝点呼から日夕点呼まで 2 上記以外の時間 (飲み物に限る。)
	会談室		2 勤務開始まで	
学生舎	集服和自	曜日	3 自習時間	3 売店等においては、営業時間中
	室室室室		4 上記以外の時間 (飲み物に限る。)	
売店等				

注：売店等とは、学生会館（大ホール、1階ロビー、喫茶コーナー、談話コーナー）、本庁舎地下食堂及び校内の自動販売機周辺をいう。

- (2) 卒業研究のため、長時間にわたり教室等で研究を実施する必要があり、かつ当該卒業研究担当教官が許可した場合。ただし、火気を使用するものにあつては、飲み物及びめん類に限る。
- (3) 校友会活動において、担当教職員が許可した場合
- (4) 学生が複数の大隊構成員によって会合等を行う場合において、総括指導教官（勤務時間外にあつては学生隊当直幹部）が特に必要と認め、許可した場合
- (5) 学生が同一大隊内の構成員によって会合等を行う場合において、当該大隊指導教官（勤務時間外にあつては大隊当直幹部）が特に必要と認め、許可した場合

03061 <走水地区協力店等における飲酒及び飲食> (関連文書：知-8)

- 1 手続きの要領は、学生舎を出発の際に「走水地区防衛大学校協力店等利用届」(別紙第17)に必要事項を記入し当直幹部へ届け出るものとする。
- 2 時間は、休日及び休養日の1700から日夕点呼までとする。
- 3 服装は、常装とする。

03062 <麻雀等の禁止> (関連文書：道-3)

学生は、校内において麻雀及び花札を所持し、又は行ってはならない。

03063 <車両利用の制限> (関連文書：知-5)

学生は、次のほか校内において車両(道路交通法による車両(軽車両を除く。))を運転してはならない。ただし、自動二輪及び原動機付自転車については許可しない。

- 1 傷病又は荷物運搬等のため、あらかじめ別紙第18の様式により、大隊指導教官の許可を受けた場合。この場合、入出門に際して警備員に許可証を提示するものとする。ただし、緊急の場合及び真にやむを得ない理由により、あらかじめ許可を得ることができないときは、警備員にその旨を告げ乗り入れることができる。この場合、以後速やかに大隊当直幹部に報告するものとする。
- 2 校友会活動のため、あらかじめ当該校友会部長の許可を受けた場合。
- 3 その他訓練部長が許可した場合。

03064 <車両運転免許の取得> (関連文書：知-5)

学生は、車両の運転免許を取得する場合、別紙第19の様式により、大隊指導教官の許可を受けるものとする。この場合、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- 1 勉学、学生隊生活及び校友会活動において、学生としての本分を全うしていること。
- 2 運転免許の取得のため欠課を伴わないこと。
- 3 所属する校友会部長の承認のあること。
- 4 運転免許の取得に必要とされる全ての費用を所有していること。
- 5 運転免許の取得について、家族の同意のあること。

03065<車両運転免許取得に関する基準> (関連文書：知-5)

自動車学校通校	仮免許学科試験	公安委員会本試験
原則として休養日、休日及び年次休暇を利用	原則として休養日、休日及び年次休暇を利用。ただし、日程上やむを得ない場合、平日外出を許可することができる。	原則として、休暇を利用。ただし、日程上やむを得ない場合、平日外出を許可することができる。

03066<車両の購入及び保有> (関連文書：知-5)

学生は、車両の購入及び保有を禁止する。ただし、やむを得ない事由により必要とされる場合は、別紙第20の様式により、訓練部長の許可を受けるものとする。

03067<車両運行の届け出> (関連文書：知-5)

- 1 学生は、車両を運行する場合（校友会活動で特に認められているものを除く。）には、事前に別紙第21の様式により細部行動計画を添付し届け出て、大隊指導教官の許可を受けるものとする。ただし、自動三輪及び原動機付き自転車については許可しない。
- 2 在学中に車両を運行する学生は、あらかじめ「運行に関する家族の同意書」及び別紙第22の様式に自ら署名・押印した「誓約書」を担当指導教官に提出するものとする。
- 3 運転免許証を保有する学生は、学校が計画し実施する交通安全講習に必ず参加し、これを受講するものとする。
- 4 本届け出をもって学生の服務等に関する達（防衛大学校達11号（42.7.11））第80条における自動車の遠乗りのための届け出を兼ねるものとする。

03068<事故報告> (関連文書：達-3)

学生は、大学校の職員から指導を受けた場合又は事故が発生した場合は、担当指導教官（勤務時間外にあつては大隊当直幹部）に速やかに報告しなければならない。

03069<戸籍等変更届> (関連文書：知-6)

学生は、戸籍の記載事項、父兄の住所及び職業等に変更があった場合は、速やかに学生課長に届け出るものとする。

第4節 休暇及び外出

03071<休暇> (関連文書：訓-1)

学生の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

03072<年次休暇> (関連文書：訓-1)

- 1 学生には、1年について20日の年次休暇を与える。
- 2 年次休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。
- 3 年次休暇については、その時期につき、学校長の承認を受けなければならない。この場合において、学校長は教育訓練に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。

03073<病気休暇> (関連文書：訓-1)

- 1 学生には、その負傷又は疾病のため療養する必要があり勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、病気休暇を与える。
- 2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、病気休暇の期間は、連続して90日を超えることはできない。
- 3 病気休暇については、学校長の承認を受けなければならない。

03074<特別休暇> (関連文書：訓-1、知-3)

- 1 学生には、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与える。
 - (1) 学生が選挙権及びその他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき必要と認められる期間
 - (2) 学生が裁判員、証人、鑑定人及び参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会並びにその他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき必要と認められる期間
 - (3) 学生が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため父母及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査及び入院等の

- ため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき必要と認められる期間
- (4) 学生の親族（次表に定める親族に限る。）が死亡した場合で、学生が葬儀、服喪及びその他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき
- 親族に応じ次表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

親 族	日 数
父 母	7日
祖 父 母	3日 (学生が代襲相続し、かつ祭具等の承継をうける場合にあっては、7日)
兄 弟 姉 妹	3日
おじ又はおば	1日 (学生が代襲相続し、かつ祭具等の承継をうける場合にあっては、7日)
父母の配偶者	3日 (学生と生計を一にしていた場合にあっては、7日)
祖父母の配偶者 兄弟姉妹の配偶者	1日 (学生と生計を一にしていた場合にあっては、3日)
おじ又はおばの配偶者	1日
学校長が特に必要と認める親族	必要と認められる日

- (5) 学生が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合
- 1日の範囲内の期間
- (6) 地震、水害、火災その他の災害により学生の家族の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、学生が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき
- 7日の範囲内の期間
- (7) 学生の父母の危篤その他学校長が特に必要と認める場合
- 必要と認められる期間
- (8) 年末及び年始の場合
- 12月29日から翌年1月3日までの期間
- 2 日数をもって特別休暇を与える場合においては、その日数中には、休養日、休日及び代休日を含むものとする。

- 3 特別休暇については、学校長の承認を受けなければならない。
- 4 第1項第7号に規定する「その他学校長が特に必要と認める場合」とは、次の事項に該当し、やむを得ないと認められる場合。
 - (1) 兄弟姉妹の結婚式で父母の要請のあるとき。
 - (2) 父母、祖父母、兄弟姉妹の生命の安否にかかる手術の立会及び祖父母、兄弟姉妹、伯叔父母の危篤等の場合で父母等の要請があるとき。

03075 <介護休暇> (関連文書：21-1)

- 1 介護休暇は、学生が父母その他学校長が特に必要と認める者で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
- 2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする継続する一の状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。
- 3 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。
- 4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。
- 5 介護休暇については、学校長の承認を受けなければならない。

03076 <休暇の請求等> (関連文書：23-3)

- 1 学生は、年次休暇を与えられた場合、休暇中の所在地を別紙第23に記入し、大隊指導教官に提出するものとする。
- 2 学生が病気休暇を必要とする場合は、別紙第24の休暇請求書に医師の診断書を添えて学校長の承認を受けるものとする。
- 3 学生が特別休暇(年末及び年始を除く。)を必要とする場合は、通常、休暇の3日前までに休暇請求書を提出し、学校長の承認を受けるものとする。
- 4 学生が介護休暇を必要とする場合は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに休暇請求書を提出し、学校長の承認を受けるものとする。

03077<休暇証> (関連文書：遊-3)

学生に休暇を承認した場合は、休暇証を交付する。ただし、夏季、冬季及び春季休暇の場合は、休暇証の交付を省略する。

03078<外出の種類> (関連文書：遊-3)

学生の外出の種類は、次のとおりとする。

- 1 普通外出
- 2 特別外出
- 3 平日外出

03079<普通外出> (関連文書：遊-3)

- 1 普通外出とは、通常、休養日及び休日に外出することをいう。
- 2 学生は普通外出をすることができる。

03080<特別外出> (関連文書：遊-3、知-5、研-7)

- 1 特別外出とは普通外出が連続した場合において外泊を伴う外出をすることをいう。
- 2 学生は、定められた回数を基準として総括首席指導教官の許可を受け、特別外出をすることができる。ただし、委任規定に基づき、第2～4学年の学生は首席指導教官の、第1学年の学生は、総括指導教官の許可（特別な理由がある場合に限り）を受けるものとする。
- 3 定期訓練期間中において校内に所在する第2学年以上の学生の特別外出については訓練主任教官（訓練隊等を編成している場合にあっては訓練隊等の長）の許可を受けるものとする。
- 4 第2項の定められた回数とは次表のとおり。

学 年	4	3	2
年度基準回数	21回	16回	11回

- 5 大隊指導教官は服務等良好と認める学生に対し3回を上限として年度基準回数に増加することができる。
- 6 特別外出期間中において校内泊する者は、帰校後直ちに大隊当直幹部に報告し、特別外出の取り消しを行う。

03081<平日外出> (関連文書：遊-3、知-5)

- 1 学生は、特別の理由により平日に外出（以下「平日外出」という。）しようとするときは、原則として、外出の3日前までに訓練部長に願い出てその許可

を受けるものとする。

2 第1項に基づく特別の理由による平日外出（校友会関係を除く。）の範囲を次のとおりとする。

- (1) 学生の進路について父母（保護者）と相談する必要があるとき。
- (2) 留学生の在留期間更新の手続き及び外国人登録等のための手続き
- (3) 印鑑登録等代行為が困難であり、かつ平日でなければ実施不可能な役所等に対する手続き
- (4) 担当教官が特に必要と認めた卒業研究のための研修及び資料収集
- (5) 担当教官が特に必要と認め、担当教官が引率する学生の校外研修
- (6) 神奈川県又は東京都における無線従事者国家試験等及びこれに付随する諸手続き並びに既得免許の更新手続き
- (7) 特に必要と認められる学生隊、期生会、その他公務に準ずる業務の処置
- (8) その他総括首席指導教官が特に必要と認める場合

03081<外出時間の延長> (関連文書：送-3)

学生は、特別の理由により所定の時間以前に外出（早朝外出という。）し、又は所定の時間以後に帰校（帰校延期という。）しようとする場合は、事前に総括指導教官の許可を受けるものとする。

03082<遠方への外出> (関連文書：加-7)

学生が神奈川県、東京都、埼玉県、千葉県に遠くに出る際は、外出手続きに加え、細部行動計画を担当指導教官に提出するものとする。

03083<校友会活動等における外出> (関連文書：送-3、加-7)

- 1 学生が校友会活動等において、校外で実施される競技及び行事等に参加するため、外出（外泊を含む。）を必要とする場合、校友会各部等の学生責任者は、当該活動の実施について、3日前までに訓練部長に願い出てその許可を受けるものとする。
- 2 前項において、校友会活動等に参加する学生の外出（外泊を含む。）は、総括指導教官の許可を受けるものとする。
- 3 校友会活動における学生の外出許可を大隊指導教官に委任する。

03085<外出の制限> (関連文書：達-3、知-5)

- 1 学生は、次の各号に掲げる場合は、外出することができない。
 - (1) 軽業（医官が外出を不相当と認めた者を除く。）以外の診断区分を受けた者及び医官が外出を不相当と認めた者。
 - (2) 各週番学生、各週番付学生及び休暇中における当直学生（小隊週番学生、中隊週番付学生及び小隊週番付学生を除く。）
 - (3) 懲戒処分により停学中の者
 - (4) 補導上の必要から担当指導教官又は大隊当直幹部が外出を不相当と認めた者
 - (5) その他訓練部長が外出を不相当と認めた場合
- 2 前項第2号に規定する「小隊週番学生、中隊週番付学生及び小隊週番付学生ができる外出」とは、次のとおりとする。
 - (1) 「小隊週番学生（中隊週番学生が所属する小隊の小隊週番学生を除く）及び中隊週番付学生ができる外出」とは、普通外出に限るものとする。
 - (2) 「小隊週番学生（中隊週番学生が所属する小隊の小隊週番学生）及び小隊週番付学生ができる外出」とは、普通外出及び特別外出に限るものとする。

03086<帰校時刻に遅れる場合の処置> (関連文書：達-3)

学生は、休暇又は外出において、病気、交通機関の事故及びその他やむを得ない理由により、帰校時刻に遅れる場合は、臨機の処置により大隊当直幹部又は担当指導教官に連絡し、その指示を受けるとともに、遅滞なく帰校するものとする。この場合、遅延理由を示す証明書（医師の診断書又は市町村長、警察署長若しくは駅長等の発行する事故証明書等）を大隊当直幹部に提出する。

03087<外出点検> (関連文書：達-3)

学生は、休暇又は外出のため出発する場合は、担当指導教官又は大隊当直幹部の外出点検を受けるものとする。

03088<海外旅行> (関連文書：達-3)

- 1 学生は、休暇等を利用して本邦以外の地域に渡航する場合は、当該休暇開始の30日前までに海外渡航承認申請書（別紙第25）を学校長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 次に掲げる者は、親の同意書を添付すること

- (1) 単独渡航する者
- (2) 渡航先で危険を伴うと予想される活動を実施する者
- (3) 外務省海外安全ホームページの国、地域別情報において注意喚起されている国又は地域へ渡航する者

03089<防 疫> (関連文書：注-3)

学生は、外出又は休暇の際、やむを得ず伝染病流行地に宿泊し、又は同地を通行した場合は、帰校後学生舎に立ち寄ることなく、直ちに医務室において医官の指示を受けるとともに、大隊当直幹部に報告するものとする。

03090<休暇中における在校学生の服務等> (関連文書：知-4)

- 1 休暇期間中に在校する学生の服務等は、関係令達等の休養日に準ずる。
- 2 宿泊場所は、各人の寝室とする。ただし、校友会各部等でまとまった宿泊が必要であると申し出た場合、海技訓練場及び各学生教育棟に限りこれを許可する。
- 3 学生は、原則、休養日の日課に基づき当直学生を通じて大隊当直幹部の点呼を受ける。海技訓練場及び各学生教育棟に宿泊する校友会各部等は、校友会顧問等が監督し、校友会顧問等が指定する学生が、学生隊当直幹部に報告するものとする。
- 4 学生は、日朝点呼後及び日夕点呼前に清掃を実施する。この際、前任の学生が各清掃場所及び時間等の調整を行う。
- 5 学生の外出については休養日に準じる。ただし特別外出をする者は事前に別紙第26に所要事項を記入し、大隊当直幹部の許可を受ける。なお休暇中の特別外出は第03080項第2号に定める年度基準回数に含めることを要しない。
- 6 勉学（校友会活動に関する事項は除く。）の理由により、延灯を希望する学生は大隊当直幹部の許可を受け、2330まで延灯することができる。
- 7 学生は寝室入口に、小隊、学年、氏名、在校理由（校内で合宿する学生は部名）及び在校期間を表示するものとする。
- 8 使用しない居室等は施錠封印し、鍵は大隊当直幹部が保管する。
- 9 校友会活動に係る集会を希望する各部等の代表者は、当直学生を通じ、集会場所の使用申請を当該大隊当直幹部、又は学生隊当直幹部に願い出るものとする。

る。

- 10 校友会各部等は、使用した学生舎等の清掃状況等について、宿泊先大隊当直幹部又は校友会顧問等の点検を受けた後、合宿等を終了するものとする。
- 11 その他休暇中に大隊に所在する学生の服務等の細部については、大隊指導教官所定とする。

03091<校外下宿> (関連文書：知-5)

2学年以上の学生は、次の申請手続きにより、外出時の利用を目的として、校外に下宿を設定することができる。

- 1 20歳以上の学生は、別紙第27の様式により大隊指導教官に届け出るものとする。
- 2 20歳未満の学生は、別紙第27の様式に親の同意書を添付して、大隊指導教官に届け出るものとする。

03092<危険を伴うと予想される活動> (関連文書：通-3)

学生は、校友会活動以外で次の活動を実施する場合は、3日前までに大隊指導教官に届け出るものとする。

- 1 スカイダイビング(ただし、地上訓練を除く。)
- 2 航空機操縦
- 3 アクアラング潜水
- 4 山登り
- 5 ヨット帆走
- 6 ハンググライダー
- 7 ウインドサーフィン
- 8 その他危険を伴うと予想される活動

上記の活動を行う場合、親の同意書を併せて担当指導教官に提出するものとする。

03093<非常の場合の帰校> (関連文書: 遊-3、通-7)

- 1 学生は、外出中に天災地変又は火災等により大学校に異常な事態が発生したことを知った場合又は国家的な非常事態が発生した場合は、直ちに帰校しなければならない。
- 2 以下の状況となった場合、全学生は非常勤務態勢へ速やかに移行する。
 - (1) 大規模地震（マグニチュード7以上、震度6（弱）以上）が横須賀地区において発生した場合や横須賀地区で甚大な被害が発生した等の情報に接した場合
 - (2) 避難市民が校内に避難してくるような場合

第5節 服装

03094<制服等の着用心得> (関連文書：訓-3)

学生は、正しく制服等を着用し、服装及び容儀を端正にし、学生としての規律と品性を保つように努めなければならない。

03095<制服等の着用> (関連文書：訓-3、22-9、加-5)

- 1 学生は、常時制服等を着用しなければならない。ただし、次の各号の1に該当する場合には、制服等を着用しないことができる。
 - (1) 休暇を付与されて休暇地に到着後私用で行動する場合（ただし、自衛隊の施設に出入りする場合を除く。）
 - (2) 外出を許可されて私宅又はこれに準ずる場所にある場合
 - (3) 傷病のため自衛隊以外の療養施設内にある場合
 - (4) その他特に学校長が許可した場合
- 2 前項第2号の「これに準ずる場所にある場合」とは、当該学生の親戚若しくは知人の宅又は校外下宿、旅館その他宿泊施設内にある場合とする。
- 3 第1項第4号の「その他特に学校長が許可した場合」とは次の場合とする。
 - (1) 学生が外出を許可され又は休暇を与えられて、校外において私用で行動する場合
 - (2) 校友会活動又は登山、スキー等を行うため、制服等以外の服装により外出する必要がある場合で、大隊指導教官（校友会活動の場合を除く）の許可を得た場合
- 4 第1学年は、外出時、私服を着用してはならない。

03096<夏期、冬期の定義> (関連文書：訓-3)

この訓令において、「夏期」とは6月1日から9月30日までの期間をいい、「冬期」とは10月1日から翌年5月31日までの期間をいう。

03097<服装の区分> (関連文書：訓-3)

学生の服装の区分は、次のとおりとする。

- 1 常装
- 2 礼装
- 3 甲武装

- 4 乙武装
- 5 作業服装
- 6 特殊服装

03098<常 装> (関連文書：訓-3)

学生は、通常、常装をするものとする。

03099<礼 装> (関連文書：訓-3)

- 1 学生は、次の各号の1に該当する場合には、甲武装をする場合を除き、礼装をするものとする。
 - (1) 拝謁又は参賀のため皇居に出入する場合
 - (2) 公の儀式に参列し、又は公の招宴に出席する場合
 - (3) その他学校長が儀礼上必要があると認めた場合
- 2 学生は、冠婚葬祭等にあたり必要がある場合には、礼装をすることができる。

03100<甲武装> (関連文書：訓-3)

学生は、隊伍にあって公の儀式に参加する場合又は学校長が必要と認めるときは、甲武装をするものとする。

03101<乙武装> (関連文書：訓-3)

学生は、陸上にあって訓練を行う場合において学校長が必要と認めるときは、乙武装をするものとする。

03102<作業服装> (関連文書：訓-3、第-9)

- 1 学生は、海上にあって訓練を行う場合又は作業若しくは特別の実験をとまなう授業を受ける場合等において学校長が必要と認めるときは、作業服装をするものとする。
- 2 前項に定める「学校長が必要と認めるとき」とは、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 汚染甚だしい実験等を行う場合で担当教官の許可を受けたとき。
 - (2) 清掃等の作業を行うとき。
 - (3) 授業開始前及び授業終了後校内にあるとき。
 - (4) 前3号のほか、訓練部長が特に必要と認めるとき。

03103<特殊服装> (関連文書：編-3、達-9)

- 1 学生は、教育訓練等のために必要がある場合には特殊服装をするものとする。
- 2 前項に定める特殊服装は、次のとおりとする。
 - (1) 校内服装
 - (2) 訓練服装
 - (3) 体育服装
 - (4) 患者服装
 - (5) 夏用正帽
 - (6) ジャンパー
 - (7) セーター
 - (8) 特殊礼服装

03104<校内服装> (関連文書：達-9、知-6)

- 1 学生は、冬用の制服等の着用期間において校内にある場合に限り、日朝点呼から消灯(就寝)までの間、校内服装をすることができる。
- 2 男子である学生の校内服装は、短靴又は半長靴を着用するものとする。
- 3 女子である学生の校内服装は、女子第1種(第2種)短靴又は半長靴を着用するものとする。
- 4 学生は、次の各号に掲げる場合にはネクタイを着用しないことができるものとし、その場合は最上位のボタンをかけないものとする。
 - (1) 授業等において担当教官の許可を受けた場合
 - (2) 学生舎内にある場合
 - (3) 課業外
- 5 校内服上衣の学年を識別するき章の着用要領は、第2種夏服上衣及び女子第2種夏服上衣の場合に準じる。
- 6 学生は、ネクタイを着用する場合は、ネクタイピンを着用するものとする。ネクタイピンは簡素なものとし、第3ボタンと第4ボタンの中間に着用するものとする。

03105<訓練服装> (関連文書：達-9)

学生が訓練を行う場合には、常装、甲武装、乙武装及び作業服装で行う以外に訓練部長の定める訓練服装をすることができる。

03106<体育服装> (関連文書：達-9)

- 1 学生は、体育活動を行う場合には、体育服装をするものとする。
- 2 体育服装をする場合は、次の各号に掲げるものを着用するものとする。
 - (1) 体操帽
 - (2) 体操服上衣又はTシャツ
 - (3) 体操服ズボン又は短パンツ
 - (4) 作業靴又は運動靴
- 3 学生は、前項各号に掲げるもののほか、体育活動を指導監督する教官等の指示する服装をすることができる。

03107<患者服装> (関連文書：達-9)

学生は、校内の医務室入室中は衛生課長の定める患者服装をするものとする。

03108<夏用正帽> (関連文書：達-9)

学生は、夏用の制服等着用時に正帽及び帽日覆いに代えて、夏用正帽を着用することができる。

03109<ジャンパー及びセーター> (関連文書：達-9、通-6、知-5)

- 1 学生は、冬期においては、ジャンパー及びセーターを校内服装又は作業服装の上に重ねて着用することができる。
- 2 ジャンパー及びセーターの着用要領
 - (1) ジャンパー
 - ア 着用制限
教場における授業及び学生食堂における食事の際は、特に許可された場合を除き着用しない。
 - イ 氏名札等の着用要領
氏名札及び学年識別章を着用するものとする。氏名札はプラスチック製とし、氏名札の上端がファスナー上部から10cm、右端がファスナー線上から5cmの位置にピン留とする。学年識別章は布製とし、学年識別章の下端が氏名札上端から1cm、右端がファスナー線上から5cmの位置に縫着する。
 - (2) セーター
校内においては氏名札を着用するものとする。氏名札はプラスチック製と

し、氏名札の上端がエンブレム下端から1cmの位置にピン留とする。また、教場において授業を受ける場合及び学生食堂において食事をする場合においても着用することができる。

03110<特殊礼服装> (関連文書：達-9)

学生は、教育訓練等のために必要がある場合は特殊礼服装をすることができる。

03111<各種服装の着用品> (関連文書：訓-9)

学生が第03097項に掲げる各種の服装（特殊服装を除く。）をする場合に着用すべきもの（以下「着用品」という。）は、別紙第28に掲げるとおりとする。

03112<儀礼刀の着用> (関連文書：訓-3、達-9)

- 1 親閲式又は儀じょうを行う場合その他大臣が必要と認める場合には、小隊長以上の指揮官となる学生その他学校長の指定する学生は、学校長の定めるところにより儀礼刀を着用するものとする。
- 2 儀礼刀の着用要領は別紙第29のとおりとする。
- 3 儀礼刀の刀緒は、つば鉋部に右へ6回半巻きつけ、ふさを外側に出すものとする。

03113<勤務腕章の着用要領> (関連文書：達-9)

勤務腕章は右腕に着用するものとし、着用要領は別紙第29のとおりとする。

03114<雨衣、外とう及び手袋> (関連文書：訓-3、達-9、知-5、知-9)

- 1 男子である学生は、雨雪、寒冷等の場合には、雨衣又は外とうを着用することができる。
- 2 女子である学生は、雨雪、寒冷等の場合には、女子雨衣又は女子外とうを着用することができる。
- 3 学生は、12月1日から3月31日までは、休暇及び外出時に外とう又は女子外とう並びに手袋を着用することができる。
- 4 学生は、学生舎内においては、11月1日から3月31日までは、課業終了後から消灯時間又は延灯を許可された時間まで、外とう又は女子外とうを着用することができる。
- 5 学生は、教育訓練等のため、外とう又は女子外とう並びに手袋を着用する場

合は、担当教官の指示するところによる。

- 6 学生は、11月1日から3月31日までは、校内の屋外において、教育訓練等のために必要がない場合についても外とう又は女子外とう並びに手袋を着用することができる。
- 7 前第3項及び第6項に定める手袋は、黒又は紺色で無地のものとする。

03115<き章等> (関連文書：訓-3)

学生のき章等の着用区分及びその着用要領は別紙第30のとおりとする。

03116<外国人留学生の識別章> (関連文書：遊-9)

- 1 外国人留学生の識別章（以下「留学生の識別章」という。）は、直径2.3ミリメートルの淡青色（日本語教育を受ける留学生にあつては桃色）の金属製の円板とする。
- 2 留学生の識別章は、外国人留学生の冬服上衣、第1種夏服上衣及び第2種夏服上衣の両側の襟章の後面に、襟章の中心と識別章の中心が一致するよう着用するものとする。

03117<制服等の着用時期> (関連文書：訓-3、遊-9)

- 1 学生の制服等のうち、夏用と冬用との区別のあるものについては、夏期には、夏用の制服等（常装の第2種夏服は、学校長が定める期間に限る。）を、冬期には、冬用の制服等を着用するものとする。ただし、学校長は気候、勤務場所その他の状況に鑑み特に必要があると認める場合には別段の定めをすることができる。
- 2 前項に定める常装の第2種夏服の着用期間は、第1種夏服の着用期間に同じとする。
- 3 学生は、次の期間においては夏用の制服等を着用することができる。
 - (1) 5月1日から5月31日まで
 - (2) 10月1日から10月31日まで

03118<制服等の一部の着用の省略又は変更> (関連文書：訓-3、遊-9)

- 1 学生は、教育訓練等のため特に必要がある場合には、学校長の定めるところにより、所定の制服等の一部の着用を省略し、又は変更することができる。
- 2 学生は、夏用の制服等の着用期間において校内にある場合に限り、作業服上

衣に代えて第2種夏服上衣を、女子作業服上衣に代えて女子第2種夏服上衣を着用することができる。

03119<学生食堂内の服装> (関連文書：知-5)

学生食堂内における昼食時の服装は、常装又は校内服装とする。ただし、卒業研究担当教官、担当指導(訓練)教官が、実験、訓練のため必要と認める場合は、作業服装とすることができる。

03120<脱衣> (関連文書：知-5)

学生は、次に掲げる場合には上衣を脱することができる。

- 1 作業において、作業指揮者が許可した場合
- 2 便所、洗面所を使用する場合
- 3 校友会の各部室にある場合
- 4 自習室及び寝室にある場合
- 5 その他、担当指導教官等が許可した場合

03121<氏名札> (関連文書：知-5)

- 1 学生は、校内又は校内に準ずる場所において、常装、乙武装、作業服装又は校内服装をする場合は、通常、左胸部に氏名札を着用するものとする。
- 2 氏名札の制式、記入要領及び着用要領は別紙第31のとおりとする。

03122<被服装具の記名> (関連文書：通-9、知-5)

- 1 学生は、訓練部長の定めるところにより、被服装具に記名しなければならない。
- 2 前項に定める被服装具の記名要領は、別紙第32のとおりとする。

03123<貸与品又は支給品以外のものの統一化> (関連文書：通-9)

- 1 学生は、自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)別表第5に定められている制服等で貸与品又は支給品以外のものを着用する場合は、製式及びその趣旨に適合したものでなければならない。
- 2 学生は、次の各号に掲げるところにより、貸与品又は支給品以外の下着類等を着用することができる。
 - (1) 貸与品又は支給品以外の下着類は、貸与品又は支給品に類似した無地のものとする。ただし、防寒用毛織物は、黒又は紺系統の無地のものとし、丸首

型又はVネックとする。

(2) 靴下は、支給品に類似したものとする。

(3) 防寒用襟巻及び防寒用耳おおいは許可された場合

03124 <防寒用ズボン等> (関連文書：道一9)

1 男子である学生は、雨雪時に雨衣又は外とうを着用する場合は、無色透明の防水用ビニール製ズボン及び帽雨覆いを着用することができる。

2 女子である学生は、雨雪時に女子雨衣、女子外とうを着用する場合は、無色透明の防水用ビニール製ズボン及び帽雨覆いを着用することができる。

03125 <ゴム長靴> (関連文書：道一9)

学生は、教育訓練又は作業等のため必要とする場合は、担当教官又は作業指揮者の定めるところにより、当該教育訓練又は作業等を行う場合に限り、黒色のゴム長靴を着用することができる。

03126 <スリッパ等の着用> (関連文書：道一10)

1 学生は、学生舎内にある場合はスリッパ又は作業靴を着用することができる。

2 学生は、実験室等においては担当教官の許可を得た場合スリッパを着用することができる。

03127 <喪章> (関連文書：訓一3)

学生は、葬儀の場合には黒色の喪章を制服の左そでの上部に着用することができる。

03128 <制服等着用上の注意事項> (関連文書：知一5)

学生は、制服等の着用に際しては、関係規則の規定によるほか、別紙第33に掲げる注意事項を守り、常に服装を端正にするものとする。

03129 <服装検査> (関連文書：訓一3)

学校長又はその指定する者は、学生が外出する場合その他必要があると認める場合には、学生について服装検査を実施することができる。

第6節 武器等の保管及び取扱

03130<保管及び取扱いの通則> (関連文書：道-10、通-1)

- 1 武器等の保管及び取扱いにかかわる者は、機能の低下及び火災盗難の予防に万全を期するとともに細心の注意をもって危害予防に努めなければならない。
- 2 武器手入用具等及び儀礼刀の保管取扱いについては武器に準ずる。

03131<武器係学生> (関連文書：通-5)

- 1 武器係学生は、大隊指導教官が大隊に所属する学生のうちから武器庫ごと指定する。
- 2 武器係学生は、次の各号に掲げる業務を行い、武器係幹部、武器係曹及び当直幹部を補助する。
 - (1) 武器庫開放の補助に関すること。
 - (2) 武器庫開扉時の監視の補助に関すること。
 - (3) 武器等の整備の補助に関すること。

03132<武器等の保管> (関連文書：道-10、通-5)

- 1 武器等は、通常武器庫又は武器保管庫に、訓練時は訓練隊長の指定する場所に保管しなければならない。
- 2 武器庫は、訓練課の管理する武器庫及び各大隊の管理する武器庫（以下「大隊武器庫」という。）とに区分し、それぞれが管理する武器等を格納するものとする。
- 3 大隊に供用された小火器及び一時借用した小火器は、大隊武器庫に施錠して保管する。
- 4 校外訓練等により武器庫に保管できない場合は、当該訓練等を担当する教官（訓練隊が編成される場合は当該訓練隊長）が指定した場所に保管する。

03133<武器庫等の開閉> (関連文書：道-10、通-5)

- 1 大隊武器庫の開閉については、勤務時間中は武器係幹部又はその指名する者が行い、勤務時間終了後は当直幹部が行うものとする。
- 2 大隊武器庫の開放は、勤務時間中は、武器係幹部又はその指名する職員、勤務時間終了後は、当直幹部又はその指名する職員（以下「開閉責任者」とい

う。)が立会して行う。ただし、監視カメラにより開閉責任者が確認しうる状況下においては、武器係学生が立会して開放することができる。

- 3 大隊武器庫の開扉中は、開閉責任者又は武器係学生は、常時監視しなければならない。
- 4 大隊武器庫の閉鎖は、開閉責任者が、立会し武器等の格納状況を確認するものとする。

03134<武器庫等の鍵の取扱い> (関連文書：達-10、通-5)

- 1 大隊武器庫の鍵については、勤務時間中は武器係幹部又はその指名する者が保管し、勤務時間終了後は当直幹部が保管するものとし、鍵の授受は鍵授受簿により行うものとする。
- 2 大隊武器庫の入口及び保管箱の鍵のうち通常使用する鍵は、勤務時間中は武器係幹部又はその指名する職員中2名が、勤務時間終了後は当直幹部及び学生隊当直が、それぞれ携行し分散管理する。
- 3 大隊武器庫の鍵は、武器庫鍵授受簿により出納する。
- 4 小火器の施錠の措置のため常用する鍵は、大隊武器庫内に設置した保管箱に保管する。
- 5 予備鍵は、大隊物品供用官が保管する。

03135<予防整備> (関連文書：達-10)

予防整備は、各責任者が物品を正しく保管及び使用し、あらかじめ計画するところに従い、定期的に整備を実施するものとする。

03136<第1段階整備> (関連文書：通-10)

- 1 第1段階整備は、使用者が別紙第34に示す基準に従い、附属工具等を使用して点検、手入れ、締付、清掃、給油及び調整等を行うものとする。
- 2 使用者は、その使用の前後に必ず点検、手入れを行うものとし、かつ、前記のほか、1か月に1回を基準として点検及び手入れを行うものとする。また、長期休暇に際しては、その前後に武器係幹部の指示する手入れを行うものとする。
- 3 使用者は、武器等に故障又は欠陥を発見したときは、速やかに担当指導教官に、訓練中は訓練を担当する教官に報告し、その指示を受けるものとする。

第7節 健康管理

03137<診療時間> (関連文書：通-12)

医務室の診療時間は、休養日及び休日を除き、0900から1130まで及び1330から1700までとする。ただし、急を要する患者についてはこの限りではない。

03138<受診手続> (関連文書：通-3、知-5)

- 1 学生は、診療を受けようとする場合は、担当指導教官（勤務時間外にあっては大隊当直幹部）にその旨を申し出て所定の手続きを行うものとする。
- 2 学生は、診療を受けようとする場合は、次による。
 - (1) 部屋長及び関係各班長に届け、診療予定時刻を「受診カード」（別紙第35）の月日欄に記入し、担当指導教官の検印を受けた後、各科の診療時間までに「受診カード」を持参のうえ、診療を受けるものとする。
 - (2) 急を要する場合は、時間外診療を受けることができる。この場合は、担当指導教官又は大隊当直幹部に申し出て、「受診カード」の備考欄に時間外の旨を記入し、検印を受けるものとする。
 - (3) 授業中に診療を受ける者は、授業開始前に班長に「受診カード」を提出し、診療出発時に教官から「受診カード」を受領する。

03139<診断区分> (関連文書：通-12)

- 1 医師及び歯科医師（以下「医師等」という。）は、学生である患者を診察したときは、傷病の程度に応じ、次表に定めるところにより診断区分を決定しなければならない。

診断区分	傷病の程度
就業	傷病の程度が軽度で、診療時間以外は通常の勤務に服して差し支えないと認めるもの。
軽業	学課に出席して差し支えないが、訓練、体育及び課外活動の際は、見学させる必要があると認めるもの。
訓練休	学課に出席して差し支えないが、訓練、体育及び課外活動の際は、休業させる必要があると認めるもの。
休務	勤務に服することができず、学生舎内で就床を必要と認めるもの。

入 室	勤務に服することができず、医務室の病室に収容することを必要と認めるもの。
入 院	部外の医療機関に入院させる必要があると認めるもの。
帰 療	帰郷療養をさせる必要があると認めるもの。
特 装	治療上、脱靴、脱帽等の処置を必要と認めるもの。

2 前項の診断区分を受けた学生は、担当指導教官に、その診断区分を報告するものとする。

03140 <患者標識> (明通文書：達-3)

1 診断区分を受けた学生は、次表に定める標識を右胸部に着用するものとする。

区 分	標 識
診 断	怪 業 黄 色
区 分	訓 練 休 青 色
	休 務 赤 色
	特 装 緑 色

直 径 3 c m の 標 識

2 診断区分によらないで就寝を必要とする場合は、担当指導教官（勤務時間外にあつては大隊当直幹部）の許可を受けるものとする。

03141 <通院、入院等> (明通文書：達-12)

- 1 学生は、医師等が必要と認めた場合に限り、医務室以外の医療機関（以下「部外医療機関」という。）に通院又は入院するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りではない。
- 2 前項ただし書きの場合、じ後、速やかに医務室に連絡しなければならない。この場合、診療期間が1週間以上にわたるときは、前項部外医療機関の診断書を医務室に提出するものとする。
- 3 学生は、部外医療機関に通院又は入院中は常に医務室と連絡をとるものとし、治療を終了したとき、又は医療機関を変更するときは、その旨を速やかに医務室に届け出なければならない。

03142<入院、退院時の手続> (関連文書：通-1)

- 1 学生は、入院に際しては、次の各号に掲げる書類を携行しなければならない。
 - (1) 防衛大学校学生診療証
 - (2) 医官の発行する診療依頼書
 - (3) 給食通報（自衛隊病院の場合）又は移動証明書（自衛隊以外の病院の場合）
- 2 退院に際しては、病院から所定の患者通報を受け取り、退院後速やかに前項(1)、(2)の書類を添えて衛生課に届け出るとともに、担当指導教官にその旨を報告するものとする。
- 3 帰郷療養からの帰校に際しては、主治医の診断書を受け取り前項に準じて所定の手続きをとるものとする。
- 4 通院に際しては、診療依頼書（衛生課発行）を当該病院に持参するとともに、出発又は帰校に際しては、その旨を担当指導教官又は大隊当直幹部に報告し、通院の標識を受領又は返納するものとする。通院の連絡書は、その都度医務室に返納しなければならない。
- 5 転院に際しては、速やかに衛生課に届け出るものとする。

03143<入室患者の心得> (関連文書：通-12)

入室患者は、診療管理者が定める次の「入室患者心得」を守らなければならない。

- 1 医官及び病室係の指示に従うこと。
- 2 身のまわり品及び寝具等は整頓し、病室の清潔保持に協力すること。
- 3 室内においては静粛にし、秩序ある療養生活をする。
- 4 面会は、受付係又は病室係を通じて行うこと。
- 5 要望・意見等があるときは、係を通じて医官に申し出ること。

03144<診療証の取扱い> (関連文書：通-1)

- 1 学生は、診療証の有効期間が経過した場合には、当該診療証を直ちに返納し、又は更新を受けなければならない。
- 2 学生は、診療証の第一面の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに診療証記載事項変更届に診療証を添付の上届出し、所要の訂正を受けなければならない。

- 3 学生は、診療証を亡失又は損傷した場合には、速やかに診療証再交付申請書により申請しなければならない。
- 4 学生は、その身分を失ったときは、直ちに診療証を返納しなければならない。

03145 <休暇中の診療> (関連文書：通-3)

- 1 学生は、休暇中に発病し、医療機関の診療を受けた場合帰校後、速やかに担当指導教官を経て衛生課に連絡しなければならない。
- 2 保険医以外の医療機関を利用する場合は、やむを得ない場合を除き、事前に衛生課に連絡しなければならない。

03146 <救急箱> (関連文書：通-12、通-1)

- 1 診療管理者は、学生隊の各大隊事務室にそれぞれ1個の救急箱を備え付けるものとする。
- 2 前項の救急箱の保管責任者は、大隊指導教官の指名する指導教官とする。
- 3 救急箱の医薬品の補充を受けるには、その保管責任者が使用状況報告書及び医薬品請求書を作成し、診療管理者に提出して受領するものとする。
- 4 学生は、救急箱の医薬品を使用するときは、大隊幕僚第4係又は大隊廻番学生に申し出て、その許可を受けるものとする。
- 5 救急箱の医薬品及び医官の許可した薬品以外（売店で販売する医薬品を除く。）の薬品を使用してはならない。

03147 <特別食> (関連文書：通-1)

診断の結果、かゆ食、その他食事療法を指示された者は、医官の発行する証明書を管理施設課給食第1係に提出するものとする。

甲第83号証

学生必携

防衛大学校訓練部

学生必携

防衛大学校訓練部

リサイクル適性(B)

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。

防衛大学校学生歌

♩ = 118

うみあおーし たいへいのなご みどりこー
 しおはらのおかへ まなびや はひか
 りかがよい まーこーとーの みらのよるさ
 とますらおは よびかいつどい あしたにま
 とをらかい ゆうべに そとくをおもう いしづえこと
 にきずかん あらたなるひのもとのため

防衛大学校学生歌

田崎英之作詞 須摩洋朔作曲

海青し 太平の洋
 緑濃し 小原の丘
 学舎は 光耀よひ
 真理の 道の故郷
 丈夫は 呼び交ひ集ひ
 朝に 忠誠を誓ひ
 夕べに 祖国を思ふ
 礎に ここに築かん
 あらたなる 日の本のため

そびえたつ 若人の城
 みはるかす 人の巷は
 風荒み 乱れ雲飛び
 ゆくてに 波さかまくも
 丈夫ほ 理想も高く
 朝に 勇智を磨き
 夕べに 平和を祈る
 礎に ここに築かん
 あらたなる 日の本のため

学生必携目次

はしがき

巻頭：防大生活の意義等について

第1章 防衛大学校について

第1節 防衛大学校の設置目的	1	1
第2節 防衛大学校の沿革	1	2
第3節 主要組織図	1	3
第4節 防衛大学校学生の身分及び宣誓	1	5

第2章 教育訓練等の目的について

第1節 教育訓練の目的及び方針	2	1
第2節 防衛大学校の三本柱	2	2

第3章 防大生活（自己陶冶）の要旨

第1節 防大生活の意義及び自己陶冶の方針	3	1
第2節 防大生活の目標	3	2
第3節 学生間指導の在り方	3	5

第4章 学生綱領

学生綱領	4	1
学生綱領起草の経緯	4	2
綱領実践委員会内規	4	7

I類：日々修養努力する上で準拠とすべき事項

学生服務要覧

第1章 学生隊	5	1
第2章 修学等		
第1節 修学	6	1
第2節 体力測定	6	6
第3章 服務		
第1節 勤務	7	1
第2節 命令等の伝達、申請及び報告	7	12
第3節 起居容儀	7	14
第4節 休暇及び外出	7	23
第5節 服装	7	32

第6節 武器等の保管及び取扱い	7-40
第7節 健康管理	7-42
第4章 その他	
第1節 分限及び懲戒	8-1
第2節 防火・消防・安全管理	8-3
第3節 非常の場合等	8-9
第4節 学生会館の使用及び利用	8-10
第5節 プールの使用	8-12
関係規則類一覧	9-1
別紙一覧	10-1
・防衛大学校の礼式に関する達	11-1
・校友会関係規則	
防衛大学校校友会会則	12-1
校友会代議員会議事運営細則	12-26
校友会各種行事準備委員会細則	12-29
校友会応援団細則	12-30
校友会普通会員会費徴収細則	12-32
校友会特別会費等取扱細則	12-33
校友会積立基金運用細則	12-40
校友会活動基金運用細則	12-44
哀悼行事実行委員会細則	12-46
・ネットワークの利用について	13-1
・学生の心得	14-1
II類：生活上の参考事項	
・図書館利用案内	15-1
・メンタルヘルズ関連	16-1
・学生相談室案内	17-1
・厚生業務案内	18-1
(貯金・貸付・レジャーその他、物資・売店・生命保険・ 生命火災共済・団体傷害保険・団体医療保険・医療等・ 年金・慶弔弔慰)	
・小原台ポスト	19-1

はしがき

1 学生必携制定の目的

主として学生生活及び服務に関して学生の準拠すべき事項を関係例規類から抜粋して収録したものであり、併せて、本校生活上の参考事項を収録し、各機関・施設利用の便宜を図る。

2 構成

この学生必携は、巻頭、Ⅰ類及びⅡ類から構成する。
巻頭には防大生活の意義等に関する事項を、Ⅰ類には日々修養努力するために準拠とすべき事項を、Ⅱ類には生活上の参考事項を、それぞれ収録する。

3 本文収録の細部

(1) 巻頭 「防大生活の意義等」

ア 防衛大学校について

防衛大学校の設置目的、沿革、主要組織図及び防衛大学校学生の身分等を収録した。

イ 教育訓練等の目的

教育訓練の目的及び防衛大学校の三本柱（考え方）について収録した。

ウ 防大生活（自己陶冶）の要旨

本校の教育訓練、規律ある団体生活及び学生の自発的に行う各般の活動を通じ、将来幹部自衛官として伸展しうる基盤を育成するうえでの要旨を収録したものである。

エ 学生綱領

学生自らが作った、防大生活の日々の修養における、精神的・道義的基盤となっているものであり、学生綱領起草の経緯、歴代校長の所感及び綱領実践委員会内規を収録した。

(2) Ⅰ類 「日々修養努力するために準拠とすべき事項」

ア 『学生服務要覧』

学生が防大生活において準拠すべき事項を、関係規則類から抜粋して収録したものである。学生はこの「学生服務要覧」を基礎として、広く関係規則類を把握し、自己の行動に関わる規則上の根拠を理解して、日々の生活を律しなければならない。

イ 『防衛大学校の礼式に関する達』、『校友会関係規則』及び『ネットワー
ークの利用について』

規則の全文が学生生活に必要なため、服務要覧とは別に編纂した。

ウ 『学生の心得』

学生が日々身を処する上で心掛けるべき事項を取録したものである。

(2) Ⅱ類「生活上の参考事項」

本必携の利用の幅を広げるため、『図書館利用案内』『メンタルヘルズ
関連』『学生相談室案内』『厚生業務案内』を取録した。

4 改訂意見の提出

本学生必携の改訂に関する意見は、随時、学生課長（訓育室長気付）に提出
するものとする。また改訂意見の反映及び経年変化等に関して毎年見直しを行
うものとする。

巻 頭

(防大生活の意義等)

第 1 章 防衛大学校について

第 2 章 教育訓練等の目的

第 3 章 防大生活（自己陶冶）の要旨

第 4 章 学生綱領

第 1 章

防衛大学校について

第 1 節 防衛大学校の設置目的

第 2 節 防衛大学校の沿革

第 3 節 主要組織図

第 4 節 防衛大学校学生の身分及び宣誓

第1節 防衛大学校の設置目的

防衛大学校は、
幹部自衛官（3等陸尉、3等海尉及び3等空尉以上の自
衛官をいう。）となるべき者を教育訓練する機関とする。

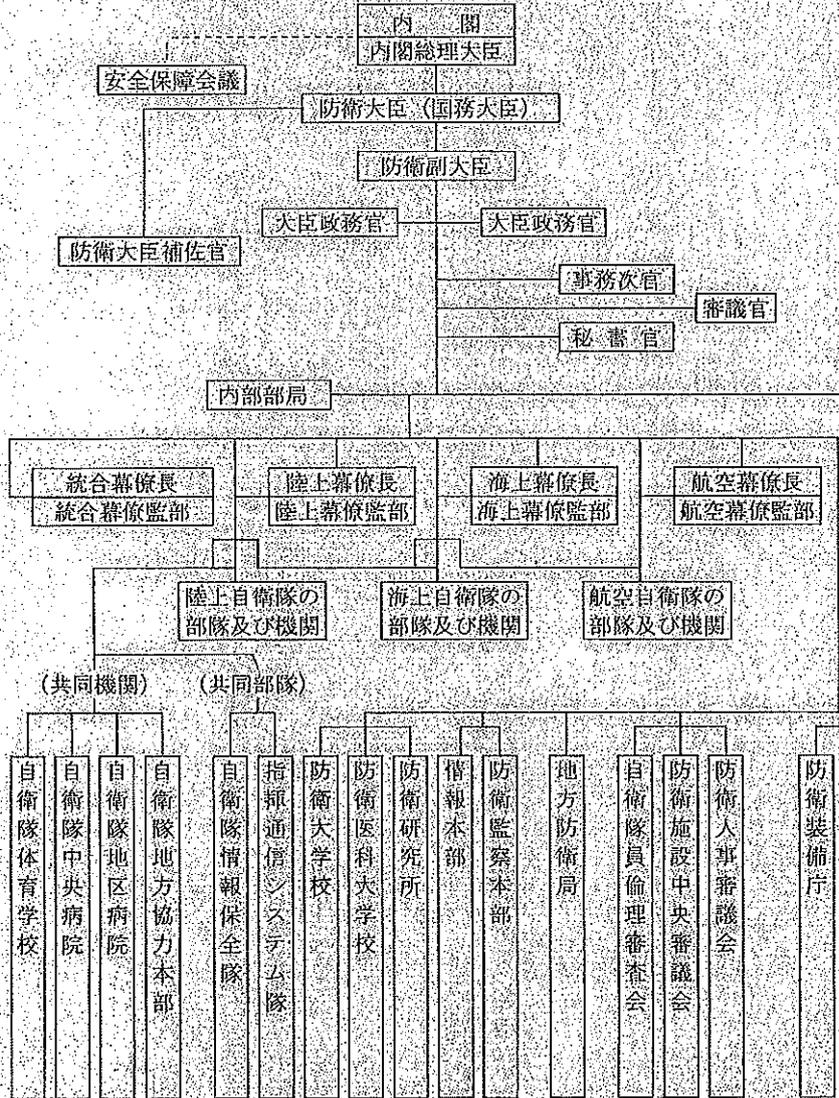
防衛省設置法第15条 第1項

第2節 防衛大学校の沿革

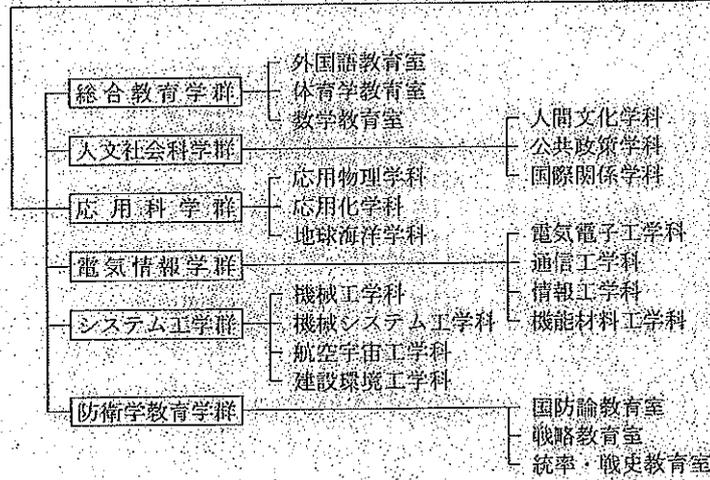
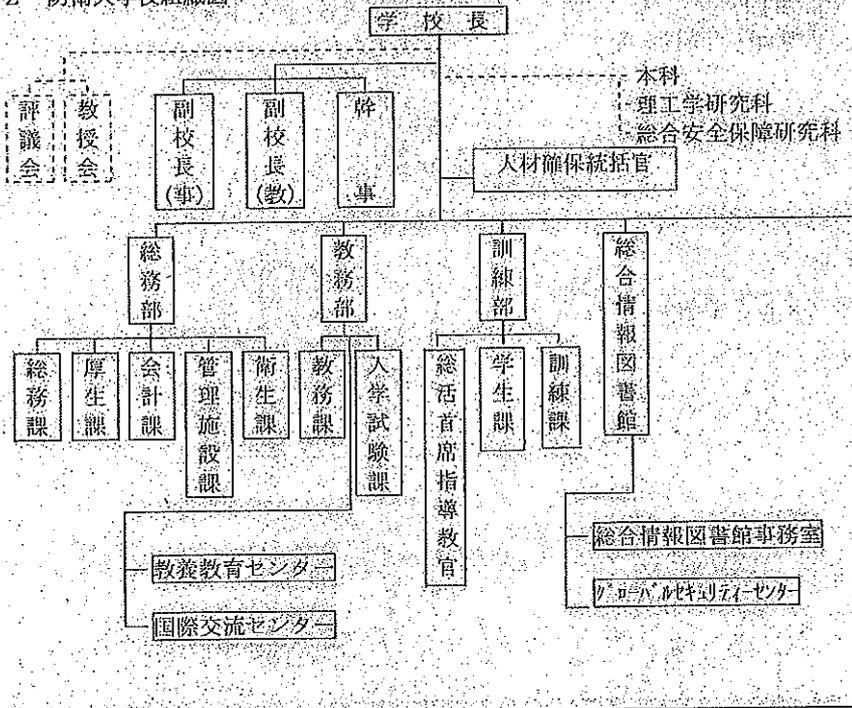
- 昭和27年8月 保安庁の附属機関として、保安大学校を設置
- 昭和28年4月 横須賀市久里浜の仮校舎で開校、本科第1期生入校
- 昭和29年7月 校名を防衛大学校と改称
- 昭和30年3月 横須賀市小原台の新校舎に移転
- 昭和32年3月 本科第1期生卒業
- 昭和37年4月 理工学研究科開設
- 昭和49年4月 本科人文・社会科学専攻開設
- 昭和54年4月 5個大隊から4個大隊に改編
- 昭和59年7月 防衛庁の附属機関から施設等機関に組織改編
- 平成元年4月 本科教育課程の専門区分を改正（理工学専攻1.4学科、人文社会科学専攻2学科）
- 平成2年4月 外国人留学生に対する日本語教育を開始
- 平成4年3月 本科卒業生に学位授与開始
- 平成4年4月 本科に女子の受け入れを開始
- 平成9年4月 総合安全保障研究科開設
- 平成12年4月 学群学科制改編
本科教育課程の専門区分を改正（理工学専攻1.1学科、人文社会科学専攻3学科）
理工学研究科に前期課程及び後期課程を設置
- 平成13年4月 理工学研究科後期課程を開講
- 平成17年4月 副校長（企画・管理）を増設
学術情報センターを新設
防衛学教育学群に安全保障・危機管理教育センターを新設
- 平成19年9月 総括首席指導教官を新設、学生課に補導（訓育）室長を新設
- 平成20年4月 総合安全保障研究科に前期課程及び後期課程を設置
- 平成21年4月 総合安全保障研究科後期課程を開講
図書館と学術情報センターを統合し、総合情報図書館を新設
統括研究官を新設
- 平成24年4月 統括研究官を廃止し、人材確保統括官を新設
- 平成27年4月 教養教育センター・国際交流センターを新設

第3節 主要組織図

1 防衛省・自衛隊組織図



2 防衛大学校組織図



第4節 防衛大学校学生の身分及び宣誓

第1 防衛大学校学生の身分

防衛大学校学生は、

国家公務員法第2条第3項に規定する国家公務員で

※1

あり、自衛隊法第2条第5項に規定する隊員である。

※2

<※1>

国家公務員法第2条第16項に規定する国家公務員とは、特別職の国家公務員であり防衛省の職員のことをいう。

<※2>

自衛隊法第2条第5項に規定する隊員とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣秘書官、政令で定める合議制の機関の委員、政令で定める部局に勤務する職員及び政令で定める職にある職員以外のものをいう。

第2 学生の服務の宣誓 (自衛隊法施行規則第40条)

宣 誓

私は、防衛大学校学生たるの名誉と責任を自覚し、日本国憲法、法令及び校則を遵守し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身をきたえ、知識をかん養し、政治的活動に関与せず、全力を尽して学業に励むことを誓います。

第 2 章

教育訓練等の目的

第 1 節 教育訓練の目的及び方針

第 1 款 教育訓練の目的

第 2 款 教育訓練の方針

第 2 節 防衛大学校の三本柱

第 1 款 要旨

第 2 款 三本柱の意義

第1節 教育訓練の目的及び方針

第1 教育訓練の目的 (関連文書：訓-2)

教育訓練は、学生に将来自衛隊の幹部自衛官として必要な識見及び能力を与え、かつ、伸展性のある資質を育成することを目的とする。

第2 教育訓練の方針 (関連文書：訓-2)

教育訓練は、次の各号に掲げる方針に基づき、特に広い視野を開き、科学的な思考力を養い、豊かな人間性を培うことに留意して、その効果を総合発揮するよう計画実施しなければならない。

1. 教育訓練、規律ある団体生活及び学生の自発的に行う各般の活動において、心身をきたえ徳操をみがき、人格の陶冶に努めるとともに、自主自律、積極敢為の気風を養い、国家及び社会の一員としてはもとより、幹部自衛官としてその職責を尽し得る性格を育成する。
2. 教育課程においては、大学設置基準に準拠して、一般教育、人文・社会科学又は理工学及び防衛学に関する学理及びその応用を授け、幹部自衛官として必要な基礎となる学力及び技能を育成する。
3. 訓練課程においては、自衛隊の必要とする基礎的な訓練要領について錬成し、幹部自衛官としての職責を理解してこれに適応する資質及び技能を育成する。
4. 学生全員の参加する体育活動及び各種の運動競技を奨励し、訓練とともに強健な体力と旺盛な気力を育成する。
5. あらゆる機会において陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の幹部自衛官となるべき者の間に、理解協力の気風を育成する。

第2節 防衛大学校の三本柱

第1 要 旨

防衛大学校の三本柱とは、一般教養・防衛学教育からなる学科教育・訓練、学生舎生活及び校友会活動のことである。

これらを4年間バランスよく積み上げて行くことにより、防大の設置目的である「幹部自衛官となるべき者の教育」が達成されることになる。

第2 三本柱の意義

三本柱の一つである学科教育・訓練は、理工系・人文社会科学系の一般教養及び防衛学教育からなる学科教育、並びに将来の幹部自衛官を養成することを狙いとした訓練のことをいう。

学生舎生活は、集団生活を通じ、人格形成教育の中核である。

校友会活動は、気力及び体力の充実、忍耐力、敢闘精神及びチームワークなどの情操の発揚、並びに自発的なリーダーシップを育成する場である。

第3 学科教育・訓練

1. 学科教育

(1) 目 的

幹部自衛官として必要な基礎となる学力及び技能を育成する。

(2) 学科教育は、理工系中心の初期の教育から、その後猪木正道第3代学校長の時代に、広い国際的視野を重視する観点にたって、人文社会科学系の充実が図られた。その後、理系8文系2の学生比率となった。平成3年度より卒業生は学士号を取得することが可能となった。また、理工学及び総合安全保障それぞれにおいて博士課程までの研究科が順次設置され、一般教育は、高い水準を誇る充実したものとなっている。

防衛学教育に関しては建学当初の要員別かつ術科教育中心だった内容から、数次のカリキュラム改正を経て、要員共通で軍事的思考力を重視した教育に移行し、学問的な体系化も進められている。

2 訓練

(1) 目的

将来の幹部自衛官として必要な基盤と成る資質及び基礎的な識能を養成する。

(2) 訓練は、幹部候補生学校との接続を考慮し、要員訓練の充実を図りつつ、基礎動作の修得を重視し、リーダーシップの涵養に留意して実施されている。

第4 学生舎生活

1 目的

学生隊を編成して学生自ら規律と服従を身につけ、リーダーシップ及びフォロアーズを育成し、将来幹部自衛官として必要な人格の形成及び資質を育成する。

2 学生舎は、人格教育の重要な場であり、学生が在学期間の大半を過ごす場所である。特に、室は勉学にいそしみ思索を練り人格を磨き、かつ休養し相互理解に役立たせる所である。言い換えれば真剣な修養の道場であり、家庭的雰囲気にも満たした休養の場である。従って、室内には自律・他律からする厳正な規律と春風駘蕩とした気風が必要である。今日の室の編成は、これらの趣旨に照らし、4つの学年が2人ずつで構成する小コミュニティーの単位と位置付けられている。

第5 校友会活動

1 目的

文化・運動の各分野における活動を通じ、品性の陶冶、体力・気力の増進及び学生相互の親睦を図り、もって本大が教育訓練の完成に資する。

2 校友会活動は、原則全ての学生が体育系の部活を行い、学生舎生活とあいまって、リーダーシップとフォロアーシップの涵養及び体力の練成に大きな役割を果たしている。

第 3 章

防大生活（自己陶冶）の要旨

第 1 節 防大生活の意義及び自己陶冶の方針

第 1 款 防大生活の意義

第 2 款 自己陶冶（防大生活に取り組む） の方針

第 2 節 防大生活の目標

第 1 款 全 般

第 2 款 各学年の目標

第 3 節 学生間指導の在り方

第1節 防大生活の意義及び自己陶冶の方針

第1 防大生活の意義

防大生活の意義は、教育訓練、規律ある団体生活及び学生の自発的に行う各般の活動において、学生が国家社会の一員としてはもとより、幹部自衛官としての職責を理解して、これに適応する基本的な資質を、自ら修養陶冶することにある。

(注) 学生は、自らその学習生活を通じて個人的な資質と能力とに応じて全体的な人間形成に努め、将来社会の一員として、その能力を完全に発揮することができるように修養することが大切である。また、本校は、将来幹部自衛官となる者を教育する特殊使命を有するに堪がみ、幹部自衛官に適応する基本的な資質の修養を目標としている。したがって、この修養の対象となる資質には、心構え、性格、徳操、嫉、慣習及び挙措容儀等形而上下の極めて広範な要素を包含するものである。

第2 自己陶冶(防大生活に取り組む)の方針

教育訓練、規律ある団体生活及び学生の自発的に行う各般の活動において心身を鍛え、徳操を磨き、人格の陶冶に努めるとともに、自主自律、積極敢為の気風を涵養して、国家社会の一員として活動するための資質を習得するとともに、幹部自衛官の特性の基本的なものにつき理解体得し、もって将来幹部自衛官として伸展するための基盤を育成する。この際特に意欲を持って自ら進んで取り組むことが重要である。

第2節 防大生活の目標

第1 全般

広い視野と豊かな人間性を持ち、道義をわきまえ、積極的でかたよりのない立派な性格徳操を具備するとともに、幹部自衛官の職務の特質を理解し、これに適応する基礎的資質を体得した伸展性のある自己を確立することを目標とする。一般的徳操と自衛官特性とはその性格、要目あるいは徳目の基本的事項は同じであって、ただ自衛官特性と称するものは幹部自衛官の職務の特質から強くきびしく要求される

ものであるから、まず一般社会人としてあるべき姿を自己陶冶し、次に幹部自衛官の使命の特質にかえりみて、幹部自衛官としてあるべき姿を修養することとなる。このため、「真の紳士・淑女にして真の武人たれ」を合い言葉に修練に励まなければならない。防大生活の目標達成のためには広範な修養項目があるが、大きく分類すれば次の三項にまとめられよう。

1 個人の充実

個人の充実とは、将来幹部自衛官として発展するため必須の条件であって、本校が幹部自衛官育成の最も基盤となる広い一般的な教育を実施している点から見ても個人の成実は本校在学中に一応完成されなければならない。各人は自己の個性を承知し、かつ指導教官等の助言を得ながら自己陶冶する。また、学生は将来幹部自衛官を目指す者としてその立場を学年を問わず、相互に尊重して切磋琢磨することが肝要である。個人の充実のために必要な主要な要素とその概念をあげれば次のとおりである。

(1) 知性

日常の行動に現われる知能の鋭敏度をいい、思考力、理解力、理性的行動等を陶冶する。

(2) 主動性（自発心）

建設的な創意と責任を持って自らことを処理する能力をいい、問題に直面した場合自主的に進んでこれに当り適切に処置ができるよう陶冶する。

(3) 信頼性

人間としての信頼度をいい、責任感、誠実感、信義、礼儀等を総合して陶冶する。

(4) 判断力

重要な要素や価値を判別し、正しい決定をなしうる能力をいい、日常の諸行動を通じて陶冶する。

(5) 協調性

個人の欲求、目的と他人のそれとを巧みに融和していく能力をいい、同僚等との共同作業、団体活動等を通じて陶冶する。

(6) 道義的勇氣

いかなる場合にも良心に従って発言行動し、卑屈な行動をとらぬことをいい、正しいと信ずることをやりとおすことを通じて陶冶する。

2. 幹部自衛官意識の高揚

防大は、将来幹部自衛官となるべき者を教育訓練する機関であることから、国防自衛隊及び幹部自衛官の職責に関する概念を理解し、教育訓練、規律ある団体生活及び学生の自発的に行う各般の活動を通じて、幹部自衛官意識を高揚して、心構えを堅確にして、自信をもって卒業できるよう努めることが肝要である。

3. 幹部自衛官資質の基礎体得

有事の際、部下隊員を率いて国防の任にあたり、又、予測不能な混沌とした災害の中で不眠不休の活動にたずさわリ、あるいは国外の治安浮動の状況の中で国際貢献活動にあたる等、生命の危険と各種制約の中で任務に進進するためには、透徹した使命感と、高いレベルの組織行動が必要であり、平時はこれを目標として訓練に専念する幹部自衛官の職責から見ると同じ性格要件、徳目においてもきわめて強くかつ厳しく要求されるものであるゆえんを深刻に理解し、自ら修養目標を立て、かつ、その基本的なものについて体得することが必要である。最も根本的な規律については第1学年において確実に修得努力し、リーダーシップは当初主として組織及び学生隊の特性を理解し、高学年になり学生隊あるいは校友会活動における地位の高まるに従い、指揮者としてのリーダーシップを体得する。その他責任感、団結、実行力及び举措容儀等の幹部自衛官資質の実践陶冶は、学生隊生活及び訓練課程の実施の際、最も重視して自己陶冶しなければならない。

第2 各学年の目標

区分	リーダーシップ・フォロワーシップ			
	教育	訓練	学生舎	校友会
1 学年	教養基礎の 習得	自衛官としての 共通事項の修 得	模 倣 (形から)	積極参加
2 学年	専門基礎の 習得	・各個動作の概 ね修得 ・小部隊指揮官 法の体験	垂 範 (1学年に範を示 せる)	実力の養成 (戦力化)
3 学年	専門科目の 深化	・各個動作の 修得 ・小部隊指揮法 の概要の修得	探 究 (次期最高学年と しての組織的な指 導法を探究)	実力の発揮 (試合での活躍)
4 学年	専門科目の 発展	小部隊指揮法 の概ね修得	教 導 (教え導きながら 下級生を指導)	牽 引

第3節 学生間指導の在り方

学生間指導の在り方

～世界一の士官学校を目指して～

防衛大学校

第1版 平成26年12月25日
第2版 平成27年12月1日
第3版 平成28年2月4日

巻頭言—世界一の士官学校を目指して

昭和27年(1952年)に開校された防衛大学校(当初は保安大学校)は、平成24年(2012年)に創立60周年の還暦を迎えた。私自身はその年の4月に新学校長として着任した。以来、防衛大学校の歴史、伝統、建学理念、教育・訓練課程などを学習する中で、着任2年目の後半から、過去60年の基礎を踏まえて、防衛大学校をさらなる高みに発展させるために武田康裕総合情報図書館長をリーダーとするプロジェクトグループを発足させ、それを「新たな高みプロジェクト」と命名した。これは防衛大学校の研究と教育の水準を国内一流とするための野心的なプロジェクトであり、防衛大学校のアセット(資産)を活かしつつ、いかにグローバルでプロフェッショナルな人材を育成し、なおかつ新たな学問分野を導入しつつ研究と教育の機能を高めるかを検討したものである。こうした議論を経て、現在では国際交流センター、教養教育センター、グローバル・セキュリティ・センターの設置などを具体化させる作業に入っている。

この間、防衛大学校は学生間指導に関する試練に直面した。いわゆる保険金詐欺事件、いじめ事案などがそれである。それらの事案が発生するたびに学内は揺れ、私自身も大いに反省し、考えさせられた瞬間であった。しかし、私の長年の教師経験からして、学生を信頼できなくなった瞬間にその学校は危機に瀕する。「すべては学生のために」、これを教職員一同に周知徹底するよう折に触れて訓示した。また、こうした危機をいかにチャンスに転換させるか、それはつまり「新たな高みプロジェクト」の中にいかにその反省と教訓を注入していくかであった。

ここにスタートしたのが伊藤弘訓練部長をリーダーとする訓練部版の「新たな高みプロジェクト」であり、具体的には新たな時代における「学生間指導の在り方」に関するプロジェクトであった。

訓練部に勤務する若き指導官を中心に集中的な議論を行い、最終的に出来上がったのが本報告書である。これは彼らの経験や論点を集約しただけの内容ではなく、むしろ士官学校としての彼らの理想を語り合う形で集約してもらった。私自身も、この機会に若き指導官たちと真摯に話し合うことができたことは貴重であり、そして楽しい瞬間であった。

副題を「世界の士官学校を目指して」としたのは、私の発案である。本校は日本における唯一の士官学校であり、知・徳・体の三位一体のリーダーを育成することを目標とし、また文系、理系、大学院を兼ね備えた総合大学と同等の高等教育機関でもある。

長期・短期ともに海外から多くの留学生を受け入れ、また本校からも多くの学生を海外に派遣している。私自身、世界各地の士官学校を訪問しており、多くを学ばせていただいている。しかし同時に、陸・海・空が予め統合され、高等教育が充実し、厳しさと和の精神がほどよくブレンドされた本校こそが、世界の範たる士官学校となりうるのではないかとの確信を私は持っている。

言うまでもなく、本報告書は現在という時間軸の中で集約した議論であり、今後の試行錯誤の中で繰り返し書き換えられるべきものであると考えている。何はともあれ、本報告書が完成したことを喜び誇りに思うとともに、伊藤訓練部長をはじめ本プロジェクトに参画した志ある指導官たちの労を多としたい。

平成26年12月

防衛大学校長

「学生間指導の在り方」発刊にあたって

如何にして、軍隊生活や自衛隊生活が未経験の人達を、早期かつ確実に、部隊行動を行う上で有能な一員に育てるかについては、これまでも試行錯誤しながらその手法が検討されてきたところであり、組織の特殊性に基づき、いわゆる体罰や団体責任が許容されてきた事も事実である。

しかしながら、一般社会の縮図であると言われる自衛隊においても、今やいじめの問題が大きく取り上げられ、新たな時代における指導方法の確立が求められている。

今回策定された「学生間指導の在り方」については、このような時代背景を受けて検討されたものであり、策定において考慮した二つの事を記載し、今後もこの考え方が踏襲されることを期待するものである。

その一つは、「防衛大学校で行われる『学生間指導』は、部隊においても有効に機能するもの、部隊での隊員指導に活用できるものでなければならない。」と言う事である。「防衛大学校のみで行われている。」「防衛大学校のみ許される。」という指導要領は、将来の幹部自衛官の育成において、誤った価値観を付与するものであり、如何なる状況においても許されるものではない。

二つ目は、「体罰に代わる指導要領は何か？」との問いに対する回答である。指導を要する学生には、その学生なりの理由があり、先ずその学生は、「向上したいとの意欲がある。」との性善説に立脚した指導が前提となる。

そしてその指導においては、組織力を活用した指導が求められる。即ち、直接的に指導する立場の者や間接的に指導する立場の者、それぞれの役割に基づき指導するとの考え方である。そしてこの考え方は、一般的に、指導においては感情的に陥りやすいとの人間の本性に基づき、より効果的な指導方法として、これまでの試行錯誤において導き出された知恵なのである。

「人間の成長したいとの意欲」を前提として、組織力を発揮して、その学生の心を揺さぶる指導、得心させる指導こそが、今、より一層求められている。

そしてこの際、直接的な指導に当たる者は、一般的に感情的に陥りやすいとの特性を踏まえ、「如何にして怒りをコントロールするか。」についての修得も必要と認識している。

最後に、本資料の実践こそが、「世界一の士官学校」を目指す防衛大学校の三助となると強く信ずる次第である。

防衛大学校幹事 陸将 

○指導者及び作成担当者

訓練部長	海将補
学生課長	1等空佐
総括指導教官	1等空佐
訓育室長	1等陸佐
3大隊指導教官	2等陸佐
総括指導教官補佐	2等陸佐
訓練課企画係長	3等空佐
学生課留学生係長	3等陸佐
学生課メンタルヘルス係長	3等陸佐
第2.3中隊指導教官	3等陸佐
第2.4中隊指導教官	3等空佐
第1.1中隊指導教官	3等海佐
第3.2中隊指導教官	3等陸佐
第3.4中隊指導教官	3等陸佐
第4大隊付指導教官	3等空佐
学生課訓育係主任	3等海佐
第4.1中隊指導教官	3等陸佐

第3.1.3小隊指導教官 1等海尉

第4.4.3小隊指導教官 1等空尉

第2.2.1小隊指導教官 1等陸尉

第4.2.2小隊指導教官 1等空尉

第1.2.3小隊指導教官 1等空尉

第3.4.3小隊指導教官 1等陸尉

第3.3.3小隊指導教官 1等空尉

学生課メンタルヘルズ係 防衛事務官

(以上25名、26年12月1日付)

学生間指導の在り方目次

○はじめに

1 全 般

2 学生間指導の在るべき姿

(1) 学生間指導を行う上での学生の原則的事項

- ア 学生間指導
- イ 学生間指導の考え方
- ウ 自主自律の気風
- エ 学生相互（上下、同期生）の信頼関係
- オ 防大生活の位置付け
- カ 部屋における学生間指導
- キ 各学年の在るべき姿

(2) 指導上の留意事項

- ア 適切な目的に基づく指導
- イ 受ける側の気持ちを考えた指導
- ウ 口頭による繰り返しの指導
- エ 法令、規則、社会的慣習、学校の指導方針等に基づく指導
- オ 教育効果を期待した指導
- カ 受ける側の能力、理解等を考慮した指導
- キ 公正な指導
- ク 組織的な指導
- ケ 同期生間での指導

(3) 指導の効果が上がらない場合等の指導

- ア 指導の効果が上がらない場合
- イ 被指導者が能力的に実施できないと判断した場合
- ウ 被指導者に指導を素直に受け入れようという意志が伴っていないと判断した場合
- エ いずれの指導もうまくいかない場合

(4) 客観的な視点の保持

(5) その他の留意事項

- ア 時期的特性に応じた指導
- イ 連帯責任を伴う指導
- ウ 体力的な指導

(6) 競技会等における指導

○はじめに

創設以来、防衛大学校は将来の幹部自衛官を育成するべく、本校全職員により学生に対し、一貫した学生教育を行ってきた。併せて防衛大学校では、学生が学生に対して行う指導、いわゆる学生間指導に関する様々な施策を行ってきた。

しかしながら、学生による保険金詐欺事件や学生の不適切な指導に起因する学生間での刑事告訴事件等、学生のコンプライアンス感覚の不足、学生間指導に関する間違った価値観の保持等の実態が明確化したため、本校職員及び学生に対して、学生間指導に関する正しい認識を再度教育する必要性が生じた。

また、健全性の保持等を目的としたコンプライアンスへの取組みは既に社会常識となっている。

このような社会情勢から、社会の常識・社会倫理等（社会のルール）からの逸脱（飲酒運転・いじめ・暴力等）が組織に及ぼす影響は計り知れないものとなってきている。自衛隊は、その政策かつ献身的な活動等により、国民の期待と信頼がより一層高まっている一方、度重なる不祥事の発生により国民の厳しい視線を受けており、防衛大学校もその例外ではない。

特に平成25年に防衛大学校で生じた保険金不正請求事件は、卒業生5名の懲戒免職者等及び13名もの懲戒退校者を出す、防衛大学校創設以来の重大事件であり、世間からの防衛大学校に対する信頼を著しく失墜させる事件となった。

我々は今回の防衛大学校における社会常識等からかけ離れた事件等を大きな問題と捉え、まずは自らの学生間指導の在るべき姿を追求するものである。

過去防衛大学校においては、8人部屋における各学年の役割を基本に、創設期から連綿と受け継がれてきた学生間指導態勢が存在した。一方、社会におけるゆとり政策等その時代の時代背景等を踏まえた、学年別中（小）隊編成、4人部屋、2人部屋等の施策等が行われ学生間指導の態勢が揺れ動く中、学生の規律は改善されることなく、服務事故が多発する時期もあった。この対応策として学生間指導の禁止、指導能力を取り戻すための学生間指導の再開、部屋編成の変更等試行錯誤を積み重ねてきたが学生間指導の正しい姿を取り戻すには至っていない。

現在、過去の8人部屋を基本とした時代の学生間指導態勢を取り戻すべく、全大隊8人部屋の態勢を確立し、「学生間指導のガイドライン」や「学生間指導の留意事項」等有効な教育資料を作成して教育を行ってきたが、資料の内容徹底に資する継続的な教育及び具体的な各種施策がやや不十分であり、不適切な学生間指導の是正が十分に為されない筈、形としての態勢は確立したものの「仏を造って魂入れず」の状況となっている。

以上のことから、「学生間指導のガイドライン」、「学生間指導の留意事項」等を現状に合わせて見直し、学生に学生間指導について正しい認識を持たせるため、本教育資料「学生間指導の在り方」を作成する。

なお、本資料の対象は主として指導の主体となる上級生とするべきであるが、下級生においても自分自身が将来、指導する側となった時に指導の在るべき姿を正しく認識するために取って全学生を対象とすることとした。

1. 全般

学生間指導は、防衛大学校の教育訓練の目的の一つである「将来自衛隊の幹部自衛官として必要な伸展性のある資質を育成する」ことに資するため、主として人格形成の主たる場である学生生活において、自主自律の気風のもと、学生自らの努力により徳操の涵養を図ることをその目的としている。また、併せて学生間指導という実践の場において、リーダーシップ及びフォロウアップを涵養し、段階的に指導能力を養成することも視野に入れている。

学生は、まず、良き社会人としてのモラルを身に付け、そして「学生綱領」をもとに、防大生としての責任と品位ある考え方、振る舞いを行えるように成長しなければならない。また、同期生と切磋琢磨しつつ、後輩に対する指導を通じて、被指導者の防大生としての成長を真に望み、相手の人格を尊重しつつ教え導くことの大切さ、責任感を学び、将来、部下を指導する指揮官として必要な素養を身につけなければならない。

以上の目的を踏まえて学生間指導を行うにあたり、学生は、学生生活は「公」の場であり、学生生活において上記目的を達成することが、特別職国家公務員である防衛大学校学生の「公」としての職務であることを認識しなければならない。

よって、将来、命令により行動を律する自衛隊の組織を前提とすれば、「諸規則類」に定められた規律を厳格に遵守することを基本とし、「防衛の務め」、「学生綱領」、「防大生必読資料集」等に示された考え方を十分に理解した上で人としての質を高め、誰もが防大生としての自信と誇りを持って行動できるようになることを追求しなければならない。

学生間指導を行うに際し絶対に忘れてはならないのは、指導した内容が、学生間指導の意義に添い、最終的に指導された本人の契にならなければならないことである。

そのためには、まず、指導者と被指導者との間に信頼関係が成り立っていることが重要であり、特に指導する上級生は、自らの行動が下級生から見て恥ずかしくない、学生間指導の目的を實踐したものとなっていること(背中で語れる指導)、あるいは、成長段階にあるものとして、その姿を追求する姿勢が下級生の模範となっていなければならない。

次に、指導者の根底になければならないものは、「相手の気持ちを慮る心」、そして「被指導者の人格を尊重する心」である。上級生の下級生に対する指導は、相手の気持ちを想像・理解し、それぞれの人格を重んじ、慈愛をもって懇切に、言葉を尽して行うべきであって、暴力的指導、いじめとの区別がつかない指導、意味のない不適切な強制を伴った指導は厳に慎まなければならない。

併せて「人の成長を待つ心」も持ち合わせなければならない。いやしくも、被指導者の立場や、気持ちを無視した権威主義的な指導等、本来の指導の目的を忘れ、自分の気持ちを納得させるための独善的な指導となってはならない。また、何らかのミスを犯し、指導の成果が上がらない学生を、正当な訓練・業務から排除(パレード訓練やカッター訓練等に参加させない等のいじめと捉えかねない防大生としてあってはならない陰湿な行為)

又は、居室の使用を制限する等の手段等により反省を強要する行為は、そもそも指導の正当性を持たない。加えて、集団生活から排除するような、いわゆるネグレクトも指導の放棄以外の何ものでもなく、また、学生は、指導といえども、そのような行為を行う権限を有していない、あくまでも、学生がすべきは、根気よく善導するための指導のみである。

また、指導は出来ていないところを指摘するだけでなく、出来ているところを認めてそれを助長させることも併せて行わなければ効果は上がらない。

防大生活において身につけるべき将来の指揮官として必要な素養であるとしてリーグシップとフォローシップの涵養が求められる。このため、学生隊は、学生隊編成による勤務学生を中核として運営され、最上級生たる4学年を頂点として各学年の学生は、それぞれ教育進度の過程に応じた役割を果たすことが求められる。学生間指導においても同様な役割が求められ、各学年の役割及び能力に応じた指導を行わなければならない。

訓練に安全管理があるように、指導にも心の安全管理が必要である。自衛隊員が積極的に任務を果たすための最大の要件が個人の充実であるように、学生の心の健康が、学生間指導を正しく機能させ、被指導者を厳格な指導にも耐えさせ、自己の意欲のもとに成長しようとする姿につながるものである。肉体的、精神的に安定した状態において、防大生としての厳格な指導を行うことが、より効果的な成長を望むことのできる要件である。

最後に、人として善悪の判断を行う上で、一般社会の常識と防衛大学校の常識に違いはない。更に、学生間指導のみならず、将来、究極の実力機関である自衛隊の幹部となる防大生として、国民の信頼に応えられる、より高い次元のコンプライアンス感覚を保持する必要がある。

このため、防衛大学校においては、指導の名の下にある程度の暴力的な内容や、ゲームのような遊び感覚であれば問題ないといった考え方は、将来、勤務する自衛隊においても一般社会においても全く通用しない。

以上、学生間指導の在るべき姿を全般として概括したが、学生は、この教育資料を熟読し、それぞれの意味するところを理解した上で、自分自身を見つめ直すとともに、自主自律の気概のもと学生間指導の在るべき姿を追求していかなければならない。

2 学生間指導の在るべき姿

(1) 学生間指導を行う上での学生の原則的事項

ア 学生間指導

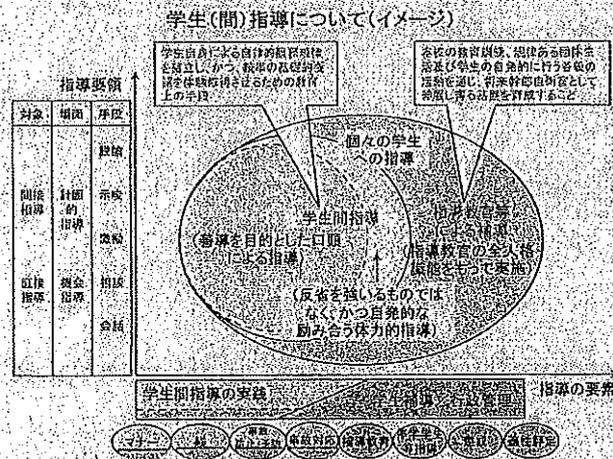
(7) 意義

学生間指導は、防衛大学校学生にとって「将来自衛隊の幹部自衛官として必要な伸展性のある資質を育成する」という目的を自主自律の中で達成し、日々成長することにその意義がある。

併せて将来、自衛隊の部隊等において部下を統率する者として、学生間指導を適

じ、相手を感化、善導し、成長させることの難しさを体験的に修得しなければならない。つまり学生間指導は、指導者の修練の場（統率の基礎的要領を体験的に修得する場）であり、善導を目的とした口頭による指導を行い、性急な指導の成果を求めたり、指導の成果が現れないことから、威圧的指導や暴力的指導に陥ることがあつてはならない。

これをイメージとして表したものが下記の「学生（間）指導について（イメージ）」である。



(4) 指導の目的

指導の目的は、その人の能力、あるいは組織の持つ力を引き出し、その能力を最大限に発揮させて、目的・目標を達成することにある。

この際、指導者と被指導者との間には、目的・目標を達成するという共通の認識が存在しなければならない。また、指導者は被指導者の気持ちを慮り、そして心を傾み、その上で目的・目標に応じた指導を行わなければならない。

(5) 要訣

指導の要訣は、以下のとおりである。

- 第1 指導者は被指導者の現在の状況、能力、性格等の人間性と心（心情の変化の背景等を含む。）を確実に把握する。
 - 第2 目的・目標を達成するために明確な考え（方）を被指導者に示す。
 - 第3 その考え（方）の下に適時適切、かつ一貫性ある指導により、被指導者の行動を律し、もって目的・目標を達成する。
- 上記を行う際、被指導者に対する自主自律の気風を助長するため、ポイントを

捉えた指導と激励に心がけることに留意するとともに、相手の感化を促すために指導者が自らを厳しく律し、被指導者から常に見られていることを意識しなければならない。また、被指導者の人間性と心の把握を確実にするために、指導者の人としての魅力（徳、人間力等）、被指導者の心理状態を含んだ現在の状況の確実な把握、指導事項が確実に実施されているかどうかの実行の監督（成算の見届けと評価）は特に重要である。

イ 学生間指導の考え方

(7) 指導

指導とは、相手を望ましい方向に教え導くことである。学生は、将来、部隊での部下の指導に活かすため、防衛大学校で指導の基本を学び、指導力を磨かなければならない。そのためには、指導の方法論を知ることが必要である。以下に、一般的な指導の方法論として「指導のサイクル」と「指導の技術的な方法」の2例について述べる。

a 指導のサイクル

《計画》指導は、まず被指導者の現状を把握することから始まり、それと「各学年の在るべき姿」（同キ項参照）を照らして、良好な点、不十分な点を明確にする。その後、被指導者の良好な点を伸ばし、不十分な点を改善するよう目標及び指導方針を立てる。

《指導》指導方針に基づき、指導する。

《評価》良好な点が伸びているか、不十分な点が改善しているかを確認し、評価する。

《改善》目標を達成できたならばより高いレベルの目標を設定する。しかし、目標が十分に達成できていない場合は原因を究明し、改善の方向性を案出する。

この際、自己の指導要領についても問題はなかったのかを分析する。

b 指導の技術的な方法

- ・「しっかり出来ている見本」を見せてやる。
- ・出来ているとき、または出来ている所を褒める。
- ・目標を小さなステップに分け、簡単なことから段階的に改善していく。

(4) 防衛大学校における学生間指導の考え方

防衛大学校における学生間指導においては、将来の自衛隊における指揮の姿を前提に置く必要がある。実力を伴う部隊が任務を達成するためには、指揮官と部下の関係において信頼関係に基づく命令と服従の関係が存在し、特にその中において組織としての行動を律するため規律服従の関係が存在する。

また、部隊における規律服従の関係には、被指導者の理性ある服従の姿が求められる。この理性には、知性が伴い、与えられた指導の内容がその場では理解できなくとも、その知性に基づき、法を犯すような不適切な指導や、人の人格を無

視するような不適切な指導ではないことを判断した上で従うことが求められる。
防衛大学校における学生間指導においても同様であり、上級生は、知性に基づき、学生間指導の意義に添った適切な指導を行う必要がある。指導が適切であるが故に、下級生は、指導の正当性を理解した上で、その細部の意味がその場では理解できなくても型から入ることを理解し、その指導に従うとともに、その後、指導の意味を理解する努力を継続していくことが求められる。即ち、防衛大学校における学生間指導においては、一般的な考え方に基づく丁寧な指導と、部隊を基本とした厳格な指導を行わなければならない。

このことが、将来の自衛隊の幹部を養成する防衛大学校としての特殊性を踏まえた正しい指導の考え方である。

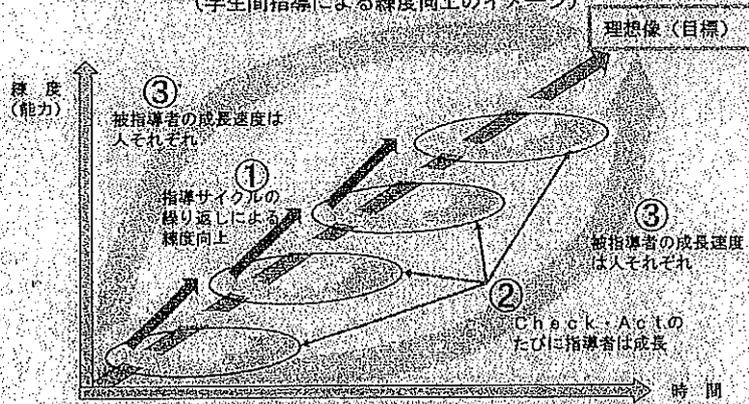
よって、学生間指導においても、その関係を模倣しつつ将来の指揮官としての素養を少しずつ身につけていく必要がある。つまり、先に示した一般的な指導の基本的な考え方に基づき、丁寧に指導する必要性はあるものの、本来在るべき厳格さの喪失、被指導者に迎合した姿勢により、一見従わせているような見せかけの指導を行うことは本末転倒である。

- (6) 学生は、上記防衛大学校における学生間指導の考え方の下、本教育資料の「在るべき」指導のサイクルを実行しなければならない。

指導のサイクルを実行するに際しては、学生の理想の姿及びそこに至るための基本的な計画を保持し、目標との差異を発見し、計画・指導することが重要である。

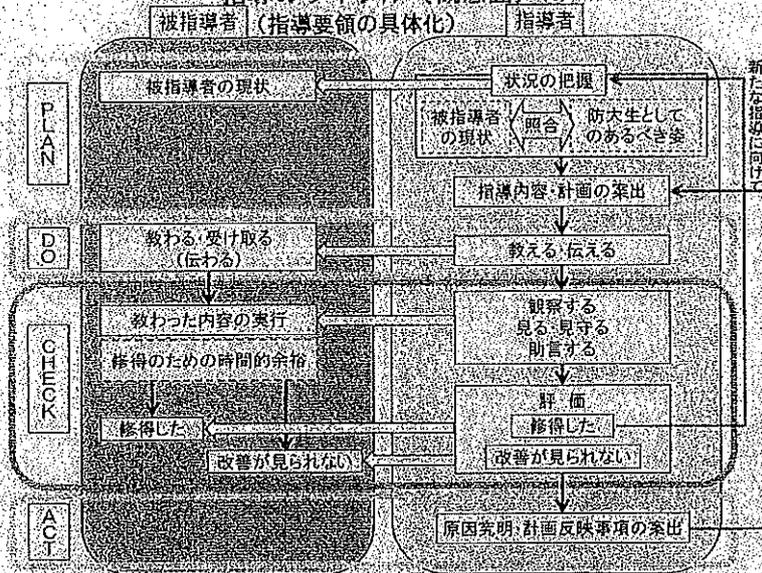
別図「指導のサイクル（概念図）」

指導のサイクル（概念図）③
 （学生間指導による練度向上のイメージ）



①指導のサイクルを繰り返すことにより、被指導者の練度(能力)は向上していく。
 ②また、Plan・Do後のCheck・Actの際に、目標達成のために悔むことで指導者の成長がある。
 ③練度向上の度合い(成長の速い・早い)は各人の素質、指導要領によって大きく異なるため、忍耐強く、また長期的な視点で指導することの重要性を銘記しなければならない。

指導のサイクル（概念図）④



ウ 自主自律の気風

(7) 自主自律とは

自主自律とは、自ら主体的に自らを律することである。防衛大学校においては、学生自らの意志により定めた決まりを学生自身の努力により守り、学生自身が定めた防大生の在るべき姿を自らの努力により追い求めることである。ここで勘違いをしてはいけないことは、自主自律が、学生舎生活において最低限やるべきことさえやれば自分たちで自由な姿を定めて良いというような自由奔放な姿ではないということである。先に述べたとおり、防大生活は「公」の場であり、「公」的に定められた「諸規則類」を厳格に遵守する必要があり、その中で生活する上において、「将来自衛隊の幹部自衛官として必要な伸展性のある資質を育成する」という防衛大学校の教育訓練の目的を達成しなければならない。その目的に向かうために、たとえ厳しくとも自らの意志により自らを如何に律していくかを追い求める姿が防大生活における自主自律である。我々には、この自主自律の精神に則って先輩が定めた「学生綱領」がある。その精神を引き継ぎ、現代社会の様々な風潮の中にあっても、「学生綱領」の実践を図り、自らを律していかなければならない。自衛隊は戦場のような、厳しい状況下にあっても、自ら秩序を維持し、任務を遂行していくことが求められる。世界が驚愕した東日本大震災の大混乱の中にあっても維持された日本人の秩序が良い例である。人は易きに流れやすく、困難から逃れ煩悩に左右されやすい。しかし、この日本人の国民性及び防大生であるということ誇りとし、自主自律の精神を真いしていかなければならない。

(8) 自主自律成立の要件

例えば、規則等の拘束力がない中において自由が認められた時、自然と生活が乱れていくような状況の中では、自主自律に基づいた生活を行うことはできない。上級生が指導を受けなくなったからと言って、学生としてやるべきことをやらず、生活が乱れていく様はその代表的な例である。自主自律が成立するためには、自らの意志で、規律を維持し、防大生としての任務を全うできるほどに一人一人が成熟していること、その環境が学生隊として整っていることが、その要件となり得る。学生は、この学生間指導により、自主自律の精神を追求するにあたり、常に、この要件について自分自身を見つめ直しながら取り組んでいくことが必要である。

エ 学生相互（上下、同期生）の信頼関係

被指導者が指導を素直に受け入れるかどうかは、被指導者が指導者を信頼しているかどうかによるところが大きい。よって、学生間指導が正しく行われ、その効果を挙げるためには、学生相互に信頼関係が成り立っていることが重要である。指導者に対する信頼がなければ、被指導者に指導を積極的に受け入れようという意志は伴わず、その指導の成果は期待できない。日頃、上級生が自分に甘え、だらけた姿を見せ、また、被指導者の人格を無視するような指導を行う等、下級生からの信頼を失っていた場合、如何に優れた指導を行っても、下級生は素直に指導を受け入れることはでき

ない。その場合は、とりあえず指導を受け入れたとしても、それは、仮の姿であり、上級生が見ていないところでは、指導を守らず、また、結局、同様に上級生になった時に同じ行動を繰り返すことになる。この学生相互に信頼関係が成り立っていることが、学生間指導を正しく行うため最も重要な要件である。

オ 防大生活の位置付け

学生は、学生会生活は当然のこと、学業及び校友会を含めた防大生活全てが特別職国家公務員である防衛大学校学生の「公」としての職務である。休日等を利用した外出時等のプライベートな時間においても、職務は変わらないため、その意識を堅持しなければならない。

「公」としての職務を果たしているからこそ、無償で教育を受け、学生手当等が支給されていることを認識しなければならない。

以上を踏まえれば、たとえ、厳しいとはいえ、国民の期待を受け修養できることに、誇りと感謝の念を抱き、立派な防大生となるため、日々の生活に真摯に取り組まなければならない。

カ 部屋における学生間指導

(7) 部屋の役割及び意義

部屋の役割は学生会生活が一つの自治を伴う生活の場であるとすれば部屋はその自治体（公）の中にある家のような存在と言える。よって、「諸規則類」に定められた規律を厳格に遵守することが求められ、学生会生活は、生活の場といえども、最低限のルールに従い、プライベートで自由奔放な場ではないということを忘れてはならない。（機能体としての部屋）

一方で部屋はいわゆる家庭のように躰を教える場であるとともに、何気ない日常会話から悩み相談までが行える心の拠り所となるような存在であり、その意義は部屋に戻り、部屋長以下による部屋の暖かい雰囲気や心を癒されて、また部屋の外に出るための活力を得る場である。これは、一般社会で言えば、「家庭」そのものである。部屋長は、部屋員の掌握の上で必要な指導、相談、アドバイス等、家における父親、母親のような立場で部屋員と接することを心がけなければならない。

(共同體としての部屋)

このような部屋は、機能体として学生としての本分を追求する修行の場としての側面と共同體としてお互いが安心して生活できる場としての側面とを両立させてのみ成立することを認識しなければならない。

(1) 部屋における指導

部屋長及び部屋の4半年は親のような存在として家族を掌握、他の部屋、小隊、中隊の者から見られて恥ずかしくないようにするための躰をしなければならない。そこには当然、親に対する厳しさも求められる。甘やかすだけでは人は成長しない。最も重要なことは、部屋が一番居心地の良いところであることである。これは決して楽なところという意味ではなく、日頃の厳しさの中にあっても相互の愛情の上

に成り立った信頼関係の下に、心の拠よりどころになるような安心感が存在することである。家庭とは、家族内の融和団結を図り、家族が、しっかりと外の世界で自律してやっ
ていける立派な存在に育つため良き社会人としての躰を付与し、将来の各種問題
を乗り越えられる能力を身につけさせる存在であり、深い愛情の上に成り立っ
ていることが重要である。

キ 各学年の在るべき姿

(7) 1学年

a 1学年の理想像

将来の自主自律を目指し、まずは、理性ある服従の姿を確立する。

防衛大学校は、一般大学とは目的、カリキュラム、生活様式等において著しく
異なり、またこれまでの高校生活とは全くかけ離れた世界であるため、かなりの
カルチャーショックを受け、本能的、意識的な抵抗感があるに違いない。

しかし、その段階で必要なことは、むしろその雰囲気、習慣に早くなじむこと、
先輩を模倣し言われたことを実践してみることである。初め抵抗を感じたこと、
不条理と考えたものの多くが、学年が進むにつれ、その背景と理由についての理
解が進み納得できるようになる。

防大生活を送る中で、不条理に思った事項は、ただ反感を持って無視するの
ではなく、指導を受けつつ、同期生と話し合い、将来、良き姿へと改善していく
努力をすべきである。

b 1学年の理想像の求め方

1学年とは、生涯における自衛隊生活での最初で最後の最下級者の立場であ
ることから、最下級者の立場を経験する唯一の機会であることを忘れてはなら
ない。

したがってフォロアージュを涵養しなければならない立場であり、この時
期にフォロアージュとは何か、フォロアージュの必要性を理解すること、フ
ォロアージュを体得・実践することが大切である。

また、今までの生活と全く違った防衛大学校という組織の一員となった1年
目であり、この環境の中で学業、訓練、学生生活をし、苦楽を共にする同期生
という存在の大切さ、助け合いの精神を体得することが肝要である。

具体的には、まず相手の立場で気持ちを感じ、同期生間で理解の進捗が違い者
に対しては、その進捗を促進するよう協力すべきであって、間違っても進捗の遅
い同期生を非難したり、いじめたりするようなことがあってはならない。

c 1学年の理想像を求めるに当たっての留意事項

1学年は大半の場合、最下級生として指導を受ける立場となるが、単に受動的
に強制されるのではなく、進んで防衛大学校における規律や清掃等の作業の本
質を模倣の中から理解するよう努めるべきであり、指導は謙虚に受け止め、真直
に実践すべきである。

そして、指導を受ける中で、教えられたことの意義を理解する努力を継続して、理性ある服従の姿を体現していかなければならない。

上級生の指導を素直に聞き入れ、そこに更に自分なりの努力を加えて理想の防大生像を見出し、それに近付こうとする姿が真の1学年の姿である。

(1) 2学年

a 2学年の理想像

自己の人間的能力と魅力を高めるためには、無我夢中で何事にも全力投球する時期があつてよい。

防衛大学校においては、新しい生活環境にも慣れた2学年がこの時期にあたる。

学業はもとより、体育系校友会活動でも、英語、コンピューター、茶道、読書等の分野でも良い。常に目標をより高く掲げ、負けるものと友と競いながら目標達成のために汗を流す。「練習は不可能を可能にする」で、人は1年間で見違えるほど逞しく、人間的にも成長できる。

また、2学年以降大隊が固定されることから、自分の大隊への帰属意識、大隊(中隊)へのフォローアップを発揮するよい時期である。

b 2学年の役割

2学年は3・4学年の指導を受け1学年を直接指導する立場であるとともに、3・4学年に対してのみならず、同期生に対しても信頼されるべきフォロワーである。このため、自ら率先して、1学年に対して範を示すとともに、厳しさの中にも愛情溢れる指導をすること及び3・4学年、同期生に対するフォローアップを発揮することが重要である。

c 2学年の理想像の求め方

2学年は、対番等として1学年に対する直接的な指導を行う立場となる。この際、学生舎において行われる行為の意味と目的を理解し、1学年にやってみせ、言って聞かせ、やらせることにより、上級学年における指導力発揮の基盤を確立する。

1学年時に自ら感じていた不安を思い起こし、その心境を慮り、規律や作業の持つ意味に対する1学年の理解を増進させる指導を行う必要があるとともに、決定事項は素直に実施する必要性も合わせて指導しなければならない。

更に、学生間で役割分担を実施し、組織的に指導を実施するよう配慮するとともに、同期生間で助け合い、2学年として一貫した指導ができるように努力する必要がある。同期生間にあつては、互いに戒め合い、聴い合いながら成長し合う気風を醸成する。2学年は、1学年という指導対象者を持つこととなるが、依然として指導経験の乏しい下級生であることを自覚しなければならない。したがって、2学年は過剰な自信を持たず上級生の指導を受けつつ、謙虚に1学年指導に当たりなければならない。

d. 2学年の理想像を求めるに当たっての留意事項

- (a) 2学年は依然として指導経験が乏しい下級生であるという自覚を保持する。
- (b) 指導する際の1学年の考えを確認し、その心境及び気持ちを汲み取り、指導に反映する。
- (c) 1学年を指導に従わせるという意識で指導を行わない。自らやって見せるという意識を保持する。
- (d) これまで1学年として1年間努力した結果が身につけているはずであり、それを今度は下級生に理解させるための具体的指導法を実践の中で身に付けるべく指導に取り組む。
- (e) 相手に恐怖心を与える態度、無理に威厳があると思われる態度で指導をし、上級生に評価してもらおうことを求めない。下級生に侮られるのではないかと不安を抱かず、自信をもって取り組む。
- (f) 見せかけの威厳は虚勢であり、すぐに見抜かれる。これまで培ってきた実力をもって1学年指導に臨むこと。1学年時に努力してきた成果に基づいて身をもって実践することが自然と上級生としての威厳に繋がっていく。

(7) 3学年

a. 3学年の理想像

「何が正しく、何が間違いか」、「何が人に評価され、何が人に迷惑をかけるか」といったことについて人に言われて従うのではなく、自ら考え、判断する。そして正しいと考えたことを実行し、結果については自ら責任をとる。どのことができる人を自主自律の人と言う。間違っただけでなく、友が間違っただけで見ても見ぬふりをするのではなく、互いに注意し合い、戒め合わねばならない。

同期生同士は親しいだけにお互い遠慮があるものだが、友が防大生らしからぬ行為をするときには、敢然と戒めることこそ真の友人としての態度である。

土田園保第4代校長は、「防大生は自分の顔に責任を持てる人間たれ」と述べているが、3学年の課題は、この自主自律の精神が心身に横溢して、細やかな規則等を不要とするほどに、自らの顔にそして自らの行動に自信の持てる人間となることにある。

b. 3学年の役割

3学年は4学年の指導を受け1・2学年全般を指導する立場であるとともに、4学年に対してのみならず、同期生に対して信頼されるべきフォローである。このため、1学年の学生舎生活への適応、2学年の1学年への指導要領を把握し、適切な指導をすることに加えて、4学年、同期生に対して洗練されたフォローシップを発揮することが重要である。

c. 3学年の理想像の求め方

- 1. 2学年に対する指導に際しては、機会指導は別として3学年が直接指導す

るのではなく、2学年による同級指導を主用して2学年の指導要領を直接確認するとともに、1、2学年の双方の心境を確認及び考慮したうえで必要に応じて是正の措置をとる。更に、学生長等の4学年の構想の中に占める自らの地位と役割を理解し、各学生長等の企図達成に資するよう、学生間で役割分担を喫し、組織的に指導を実施するよう配慮するとともに、同期生間で助け合い、3学年として一貫した指導ができるように努力する必要がある。

同期生間にあつては、間違つたことを自ら行わないだけでなく、同期生が間違つていれば見えて見ぬふりすることなく、互いに注意し合い、戒め合わなければならない。次期最高学年として、人に言われて従うのではなく、自ら考え、判断すべき立場にあることを自覚しなければならない。

他方、4学年に指導された際には、指導事項を素直に受け入れる謙虚さを失つてはならない。

d. 3学年の理想像を求めるに当たつての留意事項

(a) 学生綱領ではその前文に「その目指すところは常に自主自律の精神をもって自己の充實をはかり、激しい個性の涵養に努め、もって与えられた使命の完遂に必要な伸展性のある資質を育成するにある」とある。他者を深く意識し、集団の中での生き方を真剣に考えることが重要である。

(b) 3学年は、自分達の姿を確立するとともに、学生隊や各部屋の運営に際し、4学年を補佐することを通じて次期最高学年として相応しい拡張性ある指導力を探求しなければならない。

(r) 4学年

a. 4学年の理想像

4学年は言うまでもなく、防衛大の最上級生である。自信をもって後輩に「やっつて見せる」べきであり、指導者たるものは自分の全人格をさらけ出し、指導に当たる必要がある。この率先垂範の姿勢が人を魅了し、心服させる、そしてそれは永続性のある人間同士の信頼関係へと発展するのである。

そして4学年が良き指導、良き伝統を後輩に伝え、「良貨をもって、悪貨を駆逐する」の防大法則を残すべきである。

上級生の権威による力の指導だけでは、形のみ従わせることはできても心から従うのではないため、一過性で誠に空虚なものとなる。指導の源泉は自分自身の人格の陶冶であることを忘れてはならない。

b. 4学年の役割

4学年は下級生全般を指導する立場であるとともに、長期勤務学生や週番学生、そして学生隊行事の責任者に就いている同期生に対する最も信頼されるべきフォロワーであらなければならない。このため、1学年の学生會生活への適応、2学年の1学年への指導要領、3学年の2学年への監督状況を把握し、適切な指導をすることに加えて、同期生に対する最も洗練されたフォロワーシップを発揮

して、下級生に範を示すことが重要である。

この際、下級生、特に1学年の心情を把握し、心身ともに健全な状態で学業、校友会等に邁進させなければならない。

c. 4学年の理想像の求め方

4学年の下級生指導は、機会指導は別として、原則、間接指導である。下級生を指導する際は、各学年の特性に応じて2、3学年を通じた間接指導を使用し、各学年の指導力向上に配慮するとともに、必要に応じ直接指導を行う。間接指導を行う場合は、指導要領と事後の指導効果を確認し、指導要領に対する指導を適切に行わなければならない。更に、学生間で直接指導に当たる者、上級生の指導に対する下級生の理解度を確認する者、指導の場の状況を確認し安全管理に当たる者、指導が終わった後の状況を確認及び被指導者の心情を確認してケアを行う者等、役割を分担し、組織的に指導を実施するよう配慮する。また、同期生間であっても、下級生指導の方針について理解不十分な学生に対しては、意識の統一を図るための適切な指導を躊躇すべきではない。

d. 4学年としての心構え

下級生の成長は一朝一夕になされるものではなく、知らず知らずのうちに伸びていくものである。一見成長の跡が見られない学生でも、正しい指導をしているのであれば、成長のための下地ができてきているのである。従って、性急な成果を要求して、せつかく今から伸びるであろう芽をつぶすことのないようにしなければならない。

また、人の成長には個人差があるので、浅はかな判断で人の伸展性を評価すべきではない。

威圧的指導などで下級生をつぶすなどは、愚の骨頂であり、統率の失敗と心得るべきである。

e. 4学年の理想像を求めるに当たっての留意事項

(a) 学校としての教育の方針、指導教官による教育、一般社会人としてのコンプライアンス感覚に基づいた指導を行うこと。

(b) 学年が一致団結して学生隊組織及び校友会活動を通じて積極的に下級生指導を実施すること。

(c) 自らが防大生としての在るべき姿を体現して、下級生に範を示し、教え導くよう努めること。

(d) 自分自身を振り返り、自主自律の精神の下、易きに流れず自らを律して、下級生の理想であり、模範となり得る行動がとれているか確認すること。

(e) 自分が1学年時、信用できないと思った上級生の姿に自分自身が重なっていないか確認すること。

(f) 4学年は、単に1学年のできないところだけに目を向けるのではなく、2、3学年の指導要領に意を払う等、学生間指導の全体のバランスにも着意しな

から学生生活等における学生間指導の役割が適切に果たされていくことに留意しなければならない。

(2) 指導上の留意事項

ア. 適切な目的に基づく指導

- (7) 指導の目的は、被指導者を在るべき姿に向かって教えることにあり、指導者は被指導者の成長を図るために指導しなければならない。
- (1) 被指導者に何を理解させ、何をできるようにするのかを明確にしなければならない。
- (6) 学生間指導は、指導者（上級生）と被指導者（下級生）の相互作用によるものであり、上級生も下級生指導を通じて自らの成長を図らなければならない。
- (5) 上級生は、下級生指導を通じてリーダーシップを涵養する機会を与えられていることを自覚するとともに、下級生は指導を素直に受け入れる謙虚さを持たなければならない。
- (4) いきしくも自己満足のための指導、見せしめのための指導、時間を奪うことを目的とした指導、形だけで中身のない指導等を行うことがあってはならない。

イ. 受ける側の気持ちを考えた指導

- (7) 指導者は、専ら被指導者の成長を願い、指導を受ける側の気持ちを考えて指導を行わなければならない。
- (6) 自らが被指導者だった時に感じていた不安や戸惑いを思い起こし、どのように指導すれば相手に最も効果的に伝わるかを考えて指導しなければならない。
- (5) 悪い点を指摘するだけでなく、良い点を誉め、長所を助長することにも留意しなければならない。被指導者の意欲を振起す秘訣は「やってみせ、言ってみせて、させてみて、誉めてやらねば人は動かじ」（山本五十六元帥）である。
- (4) 相手の人格を否定し、あるいは個人的な欠陥を指摘する等、指導を受ける側の気持ちを無視した指導を行ってはならない。
- (3) 相手の言い分を聞かず、一方的に相手を非難する等、精神的に追い込む指導を行ってはならない。
- (2) 悪ふざけやいたずらを指導と混同してはならない。
- (1) 失敗を繰り返してしまった学生の心情について、過度に自分を責めることのないよう特に注意を払って指導しなければならない。

ウ. 口頭による繰り返しの指導

- (7) 指導の効果は必ずしも即効性のあるものではない。相手によっては、指導の効果はすぐには表れず、時間が経ってから表れることもある。
- (4) 指導には忍耐力が必要である。指導に対する効果が低い学生に対しても、指導者は、口頭により繰り返し、粘り強く指導しなければならない。
- (3) 相手を威圧するのではなく、厳然とした姿勢で的確に指導しなければならない。
- (2) 「怒る」と「叱る」とは異なるものであることを銘記しなければならない。

指導者は、理性を失うことなく、自らの感情をコントロールして指導しなければならない。

- (イ) 威圧的あるいは暴力的指導は、自己の指導能力に対する自信の無さの現れであり、指導力の無さを補おうとするだけのものである。
- (ロ) 威圧的あるいは暴力的指導によって下級生を従わせようとした場合、一時的な効果はあるかもしれないが、持続的な効果は望めず、言われないとやらない、言われたことしかしない消極的、受動的な学生を育ててしまう恐れがあることを銘記しなければならない。
- (ハ) 暴力には、相手の身体に向けた物理的な力の行使のみならず、SNS等を利用して、相手を誹謗中傷する節、言葉により相手の精神を圧迫する行為も含まれることに留意しなければならない。
- (ニ) 相手に恐怖心を抱かせる態度が威厳のある態度ではない。自らの指導能力が伴わない者ほど、相手を従わせるため、威圧的な態度をとり、あるいは相手に恐怖心を抱かせるような態度をとる傾向があり、それが威厳のある姿であると誤解しがちである。

(ホ) 防衛大学校学生が身につけるべきは、恐怖心に基づき相手を従わせる威圧的指導力ではなく、尊敬と信頼に基づき自然と相手が従う「心服させる指導力」である。

エ. 法令、規則、社会的慣習、学校の指導方針等に基づく指導

- (イ) 防衛大学校学生は、特別職の国家公務員である。公務員たる防衛大学校学生による指導は「職務遂行上の正当な行為」でなければならない。これを逸脱すれば不適切な指導となり、違法行為となる場合がある。
- (ロ) 暴力的指導は、一般社会はもとより、防衛大学校でも決して許されるものではない。「一般社会では許されないが、防衛大学校では許される」というルールはなく、一般社会の常識は防衛大学校の常識でもある。防大生には、一般社会人より高い一般常識と良識を備えることが求められる。
- (ハ) 指導する際は、法令、規則及び社会的慣習に従うとともに、学校の指導方針に基づいて行わなければならない。
- (ニ) 被指導者に対する指導の根拠が明確でなければ、被指導者の理解の促進に繋がらない。
- (ホ) これらを見無視した個人の感覚による指導は、ともすれば独善的で不適切な指導に繋がる恐れがあることを銘記しなければならない。

オ. 教育効果を期待した指導

- (イ) 期待する教育効果を達成するためには、指導者と被指導者の間に相互信頼関係を確立し、被指導者が指導を素直に聞き入れられるようにすることが重要である。
- (ロ) 指導者は、背中を語る指導により、被指導者を感化誘導しなければならない。
- (ハ) 相手の性格・能力を考慮し、それぞれに合った方法で指導を行わなければならない。

- (エ) 答める時は答める、叱る時は叱るというメリハリをもって指導することが重要である。
- (オ) 指導が必要な場面に遭遇した際は、時機を失することなく、可能な限り機会指導に努めなければならない。
- (カ) 問題となる行為を行った者に対しては、単にその結果に対して怒るのではなく、その結果に至った原因を究明し、具体的に指導し是正を図らなければならない。
- (キ) 期待する効果が得られない場合にあっても、その原因を被指導者のみに押しつけるのではなく、自らの指導方法を客観的に顧みる必要がある。被指導者は、指導者の鏡であると心得なければならない。
- (ク) 被指導者の性格や能力にそぐわない指導、問題行動の是正に直結しない意味のない指導、機会指導で済む内容を取って呼び出して行う指導等は行ってはならない。

カ 受ける側の能力、理解等を考慮した指導

- (1) 指導者は、被指導者の能力、理解等を考慮した指導を行わなければならない。
- (イ) 指導者が伝えたい内容が、その指導方法によって被指導者に伝わるか、あるいは理解できるような指導方法をとっているかを常に考慮しなければならない。
- (ロ) 指導後は、その理解度や定着度を確認し、それらが不十分な場合は、繰り返し、手を替え品を替え指導しなければならない。
- (ハ) 被指導者の能力を大きく上回る、理不尽で実行不可能な要求をした場合、被指導者を精神的に追い込むことになりかねないことを銘記しなければならない。
- (ニ) 学生会全体の中で、一個人に対してどのような指導が行われているか、あるいは被指導者がどのような状況に陥っているかにも気を配り、被指導者の心の状態に配慮しなければならない。

キ 公正な指導

- (1) 指導者は、私心を排し公正に指導しなければならない。相手によって指導の有無や指導の内容・方法に著しい偏りがあれば、被指導者に疑念を抱かせることになる。
- (イ) 指導の対象は1学年のみではなく、間違った行動に対しては、学年を問わず指導しなければならない。
- (ロ) 上級生は下級生に対し、指導と称して義務のない行為を強要する等、公私を混同した行為を行ってはならない。

ク 組織的な指導

指導は指導者と被指導者個々の関係で行われるが、指導者の指導態勢、被指導者の指導を受ける状況は組織的でなければならない。このため、指導者及び被指導者共に学生間指導に関する情報共有、指導者相互及び被指導者相互の認識統一に努め、組織全体として良い方向に向かうよう、学生間指導を行っていかなければならない。

ケ 同期生間での指摘

- (1) 同期生に対して指摘する場合においても、上記の点に留意する必要がある。

- (4) 同期生に対して不備な点を指摘することは、特に上級生において遠慮しがちであるが、それが前述の各学年の在るべき姿を具現するために必要なのであれば、躊躇してはならない。ただし、相手に無用な反発又は過度の自責感を生起させないよう、相手の立場、状況を考えて指摘の仕方をする必要がある。
- (9) 1学年においても同期生間での指摘は必要であるが、その経験の少なからず不備な点が多いのは当然であり、指摘し合うよりもむしろ互いに助け合う姿勢を持つべきである。特に、連帯責任の咎を負うことを恐れて過度に同期生を責め立てることは、我が身可愛さからくる卑怯な振る舞いであることを認識しなければならない。
- (3) 指導の効果が上がらない場合等の指導
- ア 指導の効果が上がらない場合
- (7) 被指導者が能力的に実施できない場合と被指導者に指導を素直に受け入れようとする意志が伴わない場合（時によっては反抗的な態度を取っている場合）が存在する。まずは、その原因を一方的に被指導者の責任として、被指導者を適応性の低い学生という見方をすることを慎まなければならない。
- (4) 指導の効果が上がらない被指導者に、その場で成果の達成を期待すると、気持ちのあせりから、直ぐに指導する側の忍耐の限界に達し、口でいくら言っても分からないなら、威圧的・暴力的指導しか手段が無いと安易に考え、不適切な指導へと走ってしまう傾向がある。このように自分自身の審りから、責任を被指導者のみに押しつけ、指導がどうにもならない限界を勝手に感じてしまうことが、暴力的指導等を誘発する原因であると考えられる。
- (9) 指導の効果が上がらない場合は、性急な成果の達成は期待せず、まずは自分自身の気持ちを落ち着けて、自分自身の指導要領も含め、うまくいかない原因を再度考え直すことが重要である。
- (2) 被指導者の状況によって、指導する学生を変えることも一つの手段として考慮すべきである。
- イ 被指導者が能力的に実施できないと判断した場合
- まず、自分自身の指導要領を見直す必要がある。相手に分かりやすく説明できているか、技術的内容を伴う指導については、具体的要領も含め分かりやすい指導となっているか、言葉だけでなく腕を示すことができているか等を確認する必要がある。
- ウ 被指導者に指導を素直に受け入れようという意志が伴っていないと判断した場合（時によっては反抗的な態度を取っている場合）
- その原因を相手の態度の中のみに見出そうとするのではなく、まずは自分自身、あるいは学生舎生活の雰囲気の中にその問題がないかを見直す必要がある。そもそも、原則的事項で述べた、学生相互の信頼関係等、指導が受け入れられる環境が整っていないこと等が原因である場合が多い。そのような状況で、独断的指導を行えば、残るのは反感ばかりで成果はあがらない。

エ いずれの指導もうまくいかない場合

まずは、自分自身を見つめ直し、再度原則的事項を見直し忍耐強く繰り返し指導を行うことが重要である。

真に、被指導者の適性に問題がある場合も否定できないが、そのような疑いがある場合には、指導教官に相談すべきであり、被指導者の適応性が低いと勝手に判断することは、厳に慎まなければならない。

よって、学生が、学生間指導の中で行うのは善導のみであり、自分の指導法を見直しながら、将来の被指導者の成長を信じ、根気強く繰り返し指導を行うことが重要である。

(4) 客観的な視点の保持

人の争いごとを見て、自分自身も同じ感覚を持っているにも関わらず、なぜか当事者が熱くなっている姿を見ると自分は冷静になれることがある。

自分が指導をする当事者であり、相手の反応に疑問を感じた時等、「なぜ、お前は理解しないんだ」と考える前に、一瞬この場面の外にいる第三者的な自分自身の視点を想像してみ、その状況を冷静に捉えてみるのが有効である。「自分はいったい何を教えようとしているのだろうか」、「なぜ、彼はこのような行動をとっていたのだろうか」等、少し視野を広げて見るだけで自分を取り戻し落ち着くことができる時がある。そして、もう一度本教育資料の「学生間指導を行う上での学生の原則的事項」や「指導上の留意事項」に思いを広げ指導を適切な方向へと修正していくことが重要である。

このように自分自身の気持ちのコントロールができるよう、口頭から意識することが重要であり、これにより、被指導者の成長のみならず、不適切な指導を行い取り返しのつかない結果となることから自分自身を守ることも可能となる。

(5) その他の留意事項

ア 時期的特性に応じた指導

指導はその時期、内容及び要領ともに時宜に適していなければならない。

例えば、入校間もない頃の1学年に対する指導と間もなく2学年に進級する時期の1学年に対する指導は、内容及び要領ともに異なっており当然である。時期的な特性に応じた指導が実施されず、一年を通して同じような指導しか行われていないようなことがあれば、それは指導の効果が上がっていない証左であり、殆どの場合、指導する側にその原因がある。

また、入校間もない時期に、防衛大の伝統と根付いた認識の下に形から入る等として、上級生の立場を利用した威圧的指導を行うことは、その時には1学年は大きな声で「はい」と返事をし、それを見て指導した上級生は満足するかも知れないが、それは自己満足であり、指導の目的を達成しておらず、後々、大きな禍根を残すことにもなりかねない。

学生間指導においては、被指導者の気持ちを慮り、その能力、性格等及びその時の心理状態を踏まえ指導を行うことが必要であり、被指導者の能力、性格、心理状

態等は、1学年であれば、入校直後、夏季定期訓練前後、夏季休暇後、前期定期試験前後、冬季休暇前後、2学年への進級前等において、異なっており、その時の被指導者の状態を適時適切に掌握して指導をすることが指導能力を向上させ、部隊で真に役立つ指導力を身につけることにつながる。

イ 連帯責任を伴う指導

服務規律違反が発生した場合、連帯責任の名の下に指導が行われている。しかしながら事故を起こした者の責任で全員が走らされているという意識（お前のせいで、何で俺達まで等）が生まれるような状況では、結果としていじめ等に繋がる危険性があり、そのような意識が学生の間にある状況では実施すべきではない。

連帯責任としてその効果があると考えられる場合は、服務事故が発生した責任は、事故を起こした者だけの責任ではなく、そのような事故を生起させた組織としての態勢、或いは、雰囲気等に問題があり、事故を起こさせてしまった全員の責任であると学生が理解できること、或いは、事故を起こした学生の成長を目的とし、全員一丸となって取り組むための方策として、学生が自発的に行う場合のみである。

実施に際しては、指導教官、或いは、上級生がその全体の雰囲気を正しく把握した上で実施させる必要があり、愛情をもって学生の指導ができるような状況となっていることを前提に実施しなければならない。

連帯責任のレベルは、大隊・中隊・小隊、或いは、部隊単位、更には事故を起こした学生と学生長、部屋長等まで幅があるが、事故を起こした学生が真摯に反省し、かつ、学生が連帯責任として、自発的に行う状況でなければやってはならない。

ウ 体力的な指導

防大生たる者、服務規律違反が発生したからといって、指導方法をむやみに固定化・定形化し、短絡的に孤立して伏せや事故走り等で問題を解決、または、上級生が同時に行い、下級生の倍の回数を行う等を考慮すればいいというような考えがあるが、それは単なる体力的に劣る下級生に対し優越感に浸るだけの自己満足でしかなく、被指導者が苦痛を感じれば暴力的指導と同じになってしまう。服務規律違反が発生した本質を見極めなければ、問題の解決にはならない。

そもそも、服務規律違反を犯した学生に対する罰は、学校が行うものであって、学生が罰を与えるという考え方が大きな誤りである。

何故、服務規律違反が起きたか、どうすれば良かったのか、如何にすれば、服務規律違反を犯した者が真摯に反省し、次に向かって改善できるのかを真剣に考え、口頭で指導するよりも、服務規律違反を犯した者が、きっぱりと気持ちを切り替え前向きに進もうという気持ちがあって行うものであり、体力的な苦痛や不満が残る指導は行ってはならない。

(6) 競技会等における指導

競技会は、その競技及び競技のための事前練習等を通じて、競技会の目的を達成しようとするものであり、防衛大学校における各種競技会の目的は、将来の幹部自衛官とし

て必要な体力及び気力を養うとともに、学生間の団結の強化を図り、また、指導に当たる4学年等は競技会の指導を通じて、指導能力の向上を図り、将来の幹部自衛官として必要な資質及び技能を育成することにある。

しかしながら、カッケー競技会のための事前訓練は、ややもすればこの目的を見失い、2学年の体力・気力の向上だけをその目的だと勘違いしている指導、或いは、カッケー訓練の達成をもって2学年と認めるといった弊態が今の防衛大学校に存在することも事実であり、これを防衛大学校の伝統だと大きく誤認している者もいる。

競技会における指導は、様々な能力、性格及び心算を持つ下級生を、競技会の目的に照らして、如何に個々の能力を引き出し、そしてチームとしての力を如何に最大限に発揮し勝利を収めるかを考えることであり、このことが部隊において様々な能力、性格及び心算を持つ部下を指揮・統率する上で極めて有益な経験となる。

また、競技会の指導において素養が不足している学生や、技能の向上が他の学生に比し低調な学生がいた場合、その学生に対し集中的・威圧的に指導、人格を否定、若しくは、無視するような指導は、将来にわたり禍根を残すこととなる。競技会の訓練等で負った外傷はいずれ完治するが、人格を否定・無視等されて負った心の傷は、一生癒えるものではないことを肝に銘じなければならない。

学 生 の 心 得

まえがき

防衛大学校学生は、常に心身を鍛え、徳操を磨き、人格の陶冶に努めるとともに、自主自律、積極敢為の気風を養い、國家及び社会の一員としてはもとより、幹部自衛官としての職責を尽くし得る性格を形成しなければならない。

この「学生の心得」は、学生隊生活を中心として日々身を処する上で心掛けるべき基本事項等を示したものである。

防衛大学校の学生生活を明るくものにする根本は、各人が互いに愛憎と尊敬の念をもって日々を送ることにある。そのためには、人を信頼する、人に親切にする、人と打ち解けて協力する、人に不愉快な感じを与えない、人に迷惑をかけるなど、いろいろな心遣いが必要となってくる。そしてこういう心遣いから、日々の正しい身だしなみや立居振る舞いなどが、おのずから生まれてこなければならない。これが本当の礼儀作法である。「かたち」だけをつくろい、「こころ」がこれに伴わない礼儀作法は、あくまで排斥されなければならない。

しかしながら、「かたち」を軽視することは間違っている。「こころ」さえ正しければ、「かたち」はどうであってもよいということにはならない。

この「学生の心得」には、主として日常心掛けるべき「かたち」について述べてあるが、「こころ」がこれに伴って、はじめて生きたものになるものである。また一方では、こういう「かたち」を身につけることによって、正しい「こころ」がおのずから理解され、養われるという面のあることも忘れてはならない。

第1節 心構え

将来、幹部自衛官となる防大生は、国民の期待を裏切るようなことがあってはならない。したがって何事においても問題意識を持って毅然とした心がまえで臨む必要がある。

- 1 規律や躰を他人から強いられるのは気持ちの良いものではない。自ら生みつつ育てていくべきである。学生隊生活において自主自律が強く要望されている理由はここにある。
- 2 よい躰は弛まざる反復によって身に付くものである。よい伝統は一朝一夕にしてできるものではない。すべて各自の努力の累積であることを銘記せよ。
- 3 己の非を認めるだけの勇気を養え。それには率直さと、常に自らを反省する態度が必要である。
- 4 防衛大学校学生は、将来多くの部下を持つ立場になる。非常の際、部下は指揮官の顔色をうかがい態度を見るものである。不慮の場面に遭遇して、沈着冷静、大過なく処置し、進退し得る心がまえは、日頃から修練を積み重ねられて初めて得られるものである。
- 5 明るさ、強さ、正しさは青年の特質である。弱々しい考え方や、事なかれ主義、御都合主義を振り捨て、広い視野をもって「悪」と戦う勇敢な戦士となりたいものである。人の貴さとは立派なことを自ら進んで行うことにあるといわれている。
- 6 規律及び躰は、防大生のみならず一般社会人として最低限必要な事項であり、守らなければならないものである。常に相手の立場に立って物事を考えるよう心がけるとともに、問題意識をもって前向きに取り組む姿勢が必要である。

第2節 身だしなみ

1 身なりを整え、清潔感を保つ

服装は、最も目につきやすく、その人の心の現れである。また服装を正すことは、心を正しくするための最良の手段でもある。そのため常に端正な身なりをするよう心掛けるとともに、清潔にも十分留意しなければならない。

2 制服は、誇りと名誉の現れ

人は、制服姿の諸君を通して防衛大学校を見ている。制服着用時には、特に身だしなみに注意を払い、防衛大学校学生らしい品位を保ちたいものである。

<制 帽>

帽子は、服装中一番目につきやすいものであるから、その着用・取扱いには、特に注意しなければならない。

- 1 正帽を斜めにかぶったり、型の崩れたもの、覆いが汚れているものを着用しない。
- 2 あご紐は、正しく締めておくか、必要時は、延ばしてきちんとあごに掛ける。

<制 服>

制服は、できるだけ身体に合ったものを選んだ上、その着用と手入れには細心の注意を払う必要がある。

- 1 制服のポケットが膨らむほど物を入れたりするのは見苦しい。また、ポケットから物がはみ出さないように注意する。
- 2 制服の袖口からセーターや下着がはみ出しているのは、体裁が悪く見苦しい。
- 3 「プレス」や「ブラシ」が掛かっていない制服を着用するのは、防大生として恥と考えるべきである。
- 4 冬制服の袖カラーで、プラスチック製であれば割れたもの、布製であれば、縁が汚れたものを使用しない。
- 5 制服着用時に、私物品(靴、バック等)を背中に担いだり、体に巻き付けたり、たすきに掛けたりしない。品位を落とすものである。

<下 着>

- 1 清潔な下着を着用することも身だしなみで大切なことである。汚れたものやほころびたもの、あるいは華美なものを着用していると、その人の人柄が疑われる。見えない処であるからこそ、きちんと整えるべきである。
- 2 靴下は、垂れ下がらないようにすること。穴があいたような靴下をそのまま履くのは極めて見苦しい。

<靴>

よく手入れされた靴を履くことは、服装を最も引立たせるものである。型が崩れたり、踵がひどく磨り減っている靴や、手入れの行き届いていない靴は、本人の品格を疑われるものである。

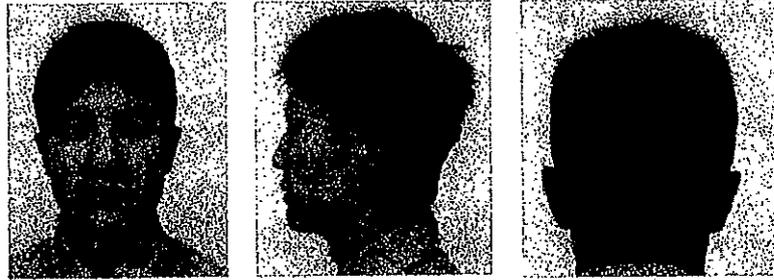
<被服の手入れ>

支給された被服は、物品愛護の精神と、管理能力を育成する上でも丁寧に取扱い、普段の手入を怠らない心掛けが大切である。紛失し、私物購入によって代用されるものではない。また、被服を長期間保管する場合、汚れたものや湿気のあるものをそのまま衣装ケースに納めるようなことはしない等の着意が必要である。

<身体の清潔>

身体各部を清潔にすることは健康を保つために大切であるが、また他人に不愉快の念を与えないためにも必要なことである。

- 1 頭髪は、常に清潔にし、必要に応じて整髪料は、程良くつけるのがよい。特に髪型は、制服・制帽に相応しく、短時間で手際よく整えることができるスタイルが最もよい。また染色・脱色等により赤茶・金色等の奇抜な色としないこと。
 - (1) 男子学生の髪型は派手なものを避け、かつ短めに調髪されているのが防大生としての常識であろう。
 - ア 髪は常に端正に保ち、品位を損なわないようにする。
 - イ 髪は脱色・染色することなく（白髪染めを除く）、耳・眉・襟元に触れてはならない。
 - ウ もみ上げは耳珠の長さとする。
 - エ 眉毛は整える程度とし、細く剃らない。



髪は常に端正に

(2) 女子学生の髪型・化粧は、派手なものを避け、いたずらに流行を追うことなく、学生らしくさわやかな印象を与えるよう心掛けたいものである。

・ショートカットの学生



・髪の長い学生



- 2 伸び過ぎた爪や不精ひげ、みだりに伸ばしたもみあげは、極めて見苦しい。
- 3 毎日入浴し、皮膚を清潔にすること。

<身だしなみに対する平素の心掛け>

身だしなみのもとには平素の心掛けにある。

- 1 同じ制服を着用しておりながら、学生によって見た目（身だしなみ）に差が生じるのは、「ズボンにときどきプレスする」とか、「シャツの袖に注意する」とかいった平素のちょっとした心掛けの有無によって生まれることが多い。
- 2 1日に1回は鏡を見て自分の服装や姿勢を直すといった心掛けが必要である。
- 3 見苦しい服装をしている者を認めたときは、お互いに注意し合って防大生としての品位を高めるべきである。

第3節 立居振舞い

立居振舞いによって人を判断することがよくある。それは、その人の心や感情が動作となって現れるからである。立居振舞いは、常に他人に迷惑をかけないように注意する反面、青年らしく明朗闊達で、しかも気品と落ち着きがあるように心掛けたいものである。

<建物内>

- 1 建物内で大声で歌を歌ったり、口笛を吹いたり、廊下を走ったり、大声で話しあいながら歩くのは、人の迷惑を考えない非常識な行為である。
- 2 階段は急ぎの場合以外は、静粛に上り下りするよう心掛ける。
- 3 学生舎等、多人数が狭い所を行き来する場所では、静粛を保ち、しかも敏速に行動するよう習慣づける。そのため無駄な私語等はしない方がよい。

<洋室の入り方>

- 1 人の私室に入ろうとするときは、ドアを軽くノックして応答を待ってから入る。
- 2 ドアは、右(左)手で静粛に開き、中に入ったら持ち替えて左(右)手でドアノブを持って閉める。

<椅子の掛け方>

椅子には左側から腰掛けるのが慣習であるが、部屋の都合によってはどちらからでもよい。

腰掛ける場合は、背筋を伸ばして深く腰掛けるべきで、ふんぞり返ったり、足を組んだりするのは見苦しいものである。

特に女性は、腰掛けるときにスカートにさりげなく手を添えたり、座っても両膝を揃えるなど品位ある座り方を心掛けるべきである。

<室内と教場>

学生舎と教場は、防衛大学校における集団生活が最も長い時間にわたって営まれる場所である。そして、ここの立居振舞いは、防衛大学校学生としての修練の基盤となるものであって、これにより学生の人となりが最も正しく評価されるといっても言い過ぎではない。ここでは、万事に落ち着きと節度がなければならない。それと同時に、

その態度・行動には、各人の深い自省と自主的判断の裏付けがなければならない。

1 室内

- (1) 室内では、脱帽すること。
- (2) 大声で雑談するなど、他の学友の勉学の迷惑になるような言動をしない。

2 教場

(1) 授業開始時

- ア 定められた授業開始時刻には、全員が授業を受ける態勢を完了しておく。
- イ 開始時は、班長の指揮により教官に対し敬礼を行う。この際、厳正な動作で授業に対する意気込みを示すことが、学生として相応しい態度である。
- ウ カバン、帽子、ジャンパー等は、全員で統制して、整理整頓しておく。

(2) 授業中

教官から少しでも多くを学びとるためには、教官に対して礼を尽くすとともに真摯な態度で授業に臨むことは当然である。このため、次のような事項に注意しなければならない。

- ア 服装・姿勢に気を配る。脱衣及びジャンパー等の着用は、教官の許可を得る。
- イ 眠気は我慢するのが当然である。しかし、場合によっては教官の許可を得て、起立したり洗顔する等して眠気を払拭することも、居眠りするより真摯な授業態度であるといえる。
- ウ 静粛を保ち、他学生の受講を阻害しない環境を維持しなければならない。
- エ 他に気を取られることなく、授業に集中する。



真摯な態度で授業に臨む

(3) 休憩

静粛を保ち、他教室の授業の邪魔にならぬよう気を配る。

(4) 授業終了時

授業開始時同様、厳正な敬礼を行い教官に対し礼を尽くす。

(5) 授業終了後

使用後の教場は、整理・整頓・清掃し、使用前と同じ状態にして去るのが当然である。このため以下の事項に着意する。

- | | |
|--------------|---------------|
| ア 黒板はきれいに消す。 | エ 机、椅子の整頓を行う。 |
| イ 窓を閉め、施錠する。 | オ ゴミは自分で持ち帰る。 |
| ウ 照明を消灯する。 | カ 忘れ物をしない。 |

<人前では>

他人に対し、不愉快の念を与えるような立居振舞いは厳に慎む。礼法は社会生活上のきまりであるとともに、多分に情操的な要素を含んでいるものである。

- 1 人前で、以下に示す「あくび」等の行為をするのは不作法であり、人に不快な気持ちを抱かせるので、次のようなことに注意すること。
 - (1) 「あくび」を催した時は、かみ殺すとかその他適当な方法で不作法にならないようにすること。
 - (2) 「くしゃみ」「せき」等を催した時は、ハンカチ等で口のあたりを塞ぎ、つば等が飛散しないように注意し、「失礼しました。」と断ること。
 - (3) 「しゃっくり」が生じた時は、断りを言ってその場を離れるのがよい。なお、速やかに止められるように、冷水を飲むとか、深呼吸をすとかいった鎮静法を研究しておく必要がある。
- 2 人と話をするとき、視線のやり場に困るものであるが、下や横を向いて話すのは失礼であるし、伏目は卑屈に見える。相手の顔を見ながら話すのがよいのであるが、じろじろ眺めるのは非礼である。
- 3 人と話をしているときは、その内容に興味がない場合でも露骨に態度に現すのはいけない。また対談中に他のことを考えていて、とんちんかんな受け答えをするのは、非常に不愉快な感じを相手に与えるものである。

<上級者に対しては>

特に立ち居振舞いに注意して、失礼なことのないようにしなければならない。

- 1 上級者から声をかけられた場合は、不動の姿勢をとって対応する。また、着席しているときは、起立して姿勢を正すのが礼儀である。対談中、手をぶらぶらしたり、足組みや腕組みしたまま、あるいは脇見したりするのは見苦しく、失礼である。



上級者から声を掛けられたら不動の姿勢

- 2 他の人と対談中の上級者に急ぎの用事のある時は、話の切れ目等適当な時機をみて、「お話中失礼します」と断った上、自分の用事を簡潔に申し述べるのがよい。
- 3 上級者の前では、勧められたりしないのに椅子に掛けたり、喫煙したり、上衣を脱いだりするのは礼儀に反することである。
- 4 階段、廊下等で上級者と行き会ったときは、道を譲るのが礼儀である。また、道を譲られた場合は、軽く会釈して謝意を表すのがよい。
- 5 上級者を追い抜いたり、またはその面前を横切ったりするのは失礼である。やむを得ない場合は、その旨を告げて行き過ぎるようにするのがよい。なお、追い越す場合も敬礼を忘れてはならない。
- 6 歩行中の上級者を、つい急ぐあまりに後ろから呼び止めることは失礼なことである。
- 7 上級者に同行するときは、上級者の左側（必要により3列となる場合はその両側）または後方に位置して、歩調を合わせて歩くのがよい。なお、男性が女性と同行するときは、男性が車道側を歩くのが礼儀とされている。

<喫煙>

- 1 喫煙は、火災予防とともに他人の迷惑を考慮し、定められた場所でのみ行う。
特に喫煙場所が定められていない場所においては、周囲の人に一言「吸ってもよろしいですか。」と断りをいれるのが常識である。
- 2 歩きたばこは慎むのが望ましい。
- 3 上級者または婦人と同席の時は、喫煙できるような状況であるかよく判断し、許可を受けてから吸うのが礼儀である。

<注意を要する立ち居振舞い>

平素、何気なしに行っている立ち居振舞いでも、見苦しいものがあるので注意しなければならない。

- 1 上衣を着ながら、またボタンを掛けながら歩くのは見苦しい。急を要する場合のほかは、服装を整えてから行動したいものである。
- 2 外とうの襟を立てたり、腕組みやポケットハンドをして歩くのは体裁のよいものではない。また、靴のかかとを引きずって歩いたり、背中を丸めてうつむき加減に歩いているのは、だらしない印象を与え、崩気に欠けるものである。膝、背筋を伸ばして胸を張り、若者らしくさっそうと歩くのが好ましい。
- 3 乗り物の中で、人の読んでいる新聞や雑誌を横合いから、あるいは肩越しにのぞき込むのは不作法である。
- 4 覗き見、立聞き、ささやきなどは卑劣な行為である。
- 5 人が大勢歩いているときは、その流れの速度にしたがって歩くのがよい。無理にその速度に逆らうのは、他の人が迷惑するし、また不快感を与える。

第4節 言葉

言葉は、お互いの考えなり、心持ちなりを伝え合う大切なものであるから、よい言葉を使うよう心掛けよう。また、言葉は、簡潔明快でなければならない。要は、その場、その人によってふさわしい言葉を用いて、相手により感じを与えつつ、抱いている意思を確実に相手に伝えることが大切である。

また、昔から「武士に二言はない。」と言われるように、自分の表明したことは、必ず実行が伴っているものでなければならない。

<言葉>

1 平易ではっきりとした言葉

言葉は、誰にもよく分かり、誰にも自由に使えるものである必要がある。したがって、方言や特異な言葉・隠語等の使用を慎み、正しい日本語（標準語）の使用を心掛けなければならない。

2 正確な言葉

言葉は正確なものでなければならない。また、1つ1つの用語、話の内容、話し方も正確なものでなければならない。

- (1) 語尾や返事がはっきりしないのは不愉快であるし、とんだ誤りを起こす原因となるので、はっきりと言う習慣を身につけなければならない。
- (2) 許可を受ける場合と、届ける場合とはっきり区別する必要がある。
例：「ただ今から外出してよろしいでしょうか。」→「ただ今から外出します。」
- (3) 命令・指示を行う場合は、口調に気を付け、「です・ます」調は使用しない。状況に応じて使い分けができるよう、命令口調に習熟しておかねばならない。
- (4) 見てきたことと、話で聞いたこととの区別をして、表現する習慣を身につけなければならない。

3 適切な言葉

言葉はその場相応ということが要求される。公の場合、私の場合、改まった席、くつろいだ席等で、それぞれの時に応ずる言葉遣いや話の内容がなければならない。

- (1) 会話中に軽い「ユーモア」や「ウィット」を交えるのは、その場の空気を和らげてよい場合がある。しかし、つまらないジョークを得意気に言うのは、逆効果である。
- (2) 「僕」という言葉は、今日では男子の自称として一般に使われている。これは、習慣として「君」に対照して使われる言葉であって、親しい間柄や打ち解けた時

には適応するが、改まった席上では「わたくし・わたし」と言うのが適当である。

- (3) 人の嫌う事や、心を痛める言葉は慎むべきである。また、吉凶の場合の言葉遣いや、病人・けが人・身体の不自由な人などの会話において、人の感情に逆らうような不用意な言葉を使ってはならない。
- (4) 声量は、時と所を考えて適当に調整する必要がある。部屋、廊下、事務所等で表声を張り上げて話す者があるが、部隊を指揮する場合の号令を発しているのではないため、他人の迷惑を考えて適度の声で話すのがよい。しかし、小声で話すからといって姿勢・態度が乱れてはならない。
- (5) 話すときには、「テンポ」も留意しなければならないことの1つである。特に、早口の癖は気を付けて矯正するほうがよい。

4 品位のある言葉

言葉は品位を保つことが必要である。防火生としてふさわしい品位のある言葉を使うように努めたいものである。品位を保つためには、用語、発音、語法の三要素に注意しなければならない。

- (1) 悪口雑言はもとより、荒っぽい言葉、過激な言葉、誇張した言葉は慎まなければならない。
- (2) 下品な俗語や流行語の使用は慎むべきである。特に、上級者の前では不用意に口にしないことが肝要である。
- (3) 話題は常に注意する必要がある。上品で知性にあふれた若者らしい話題は、どれほど諸君をゆかしく感じさせるかわからない。
- (4) 1人でしゃべり散らす者、人の話そうとするのを遮るようにしてしゃべり出す者などは、いずれも良識ある人のなすべきことではない。聞き上手になることも忘れてはならないことの1つである。

<敬語>

わが国の言葉で特に注意を要するのは、敬語であり、敬語の使用法である。自分のことや自分に関係の深い人のことを話す場合には、謙遜した言葉を用い、相手や相手に関係の深い人又は社会的に地位の高い第三者のことを話す場合には、敬語を使うのが常識である。敬語は大別して3つになるがその使用法については次のような注意が必要である。

1 尊敬語

相手を敬う心に基づいて使う。「〇〇さん」、「〇〇先生」等の敬称を使用したリ、相手に關する用語には、「御健康」「御勉強」等の敬語を用いるのがその例で

ある。また反対に自分のこと、自分の身内の事、自分の属する団体のことには敬語は使用しない。またある人に対して、その人よりも地位の下の者のことを話すときは、話題の人が自分より地位の高い人であっても、敬称を用いないか、用いても簡略にするのが常識である。(例：「私のお母さん」(×) 「私の母」(○))

2 謙譲語

自分の動作が特に他人に関係している場合、へりくだって言うために使う。「行く」を「参ります」「うかがいます」と言い、「上げる」を「上げます」「進し上げます」などと言うのがその例である。

3 丁寧語

自分の事、他人の事を問わず、言葉を丁寧に、相手に対して敬意を表す。「いたします」「ございます」「あります」「申します」「いただきます」などがその例である。

<学生間の呼称>

学生間の通常の呼称としては、次のようなものが適当である。

上級生を呼ぶ場合・・・山川さん

自分を呼ぶ場合・・・私、山川学生

同級生、下級生を呼ぶ場合・・・山川、山川君、山川学生

<部外者との対談>

部外者と対談するときは、相手に誤解を与えないように話の内容や表現に細かい注意を払う必要がある。一度与えた誤解は、これを訂正する機会が容易に得られない場合が多い。また、座談会などに出席して意見を述べる場合には、学生全般の意見なのか、個人的な意見なのかをはっきりさせることが大切である。

<議論>

若い人が大いに意見を交わすのは、なかなかよいものではあるが、議論のための議論は聞き苦しい。

- 1 議論の内容は、常に知性にあふれた建設的なものであることが望ましい。また議論の主題を忘れたり、言葉の端々にとらわれたりしてはならない。
- 2 感情に走った議論は、厳に慎まなければならない。もしこのような態度によって

相手を屈服させたとしても、それは自分自身の独りよがりすぎない。



若者らしく、意見を戦わそう

<話し方の勉強>

諸君は、将来自衛隊の幹部として、部下を教育指導し、また統率しなければならない。話し方の上手下手は、ただちに教育の効果や統率の成果にも影響することであるので、平素からよく勉強しておく必要がある。話し方の練習として、平素から次のようなことを心掛けておくのがよいであろう。

- 1 相手の興味を引くように話す。
- 2 一定の時間内に要領よく話す。
- 3 自分が強調しようとする点は、話の山として相手に強く印象づける工夫をする。
- 4 多人数に対して話す場合、だれしも最初は気後れするものである。小人数に対して話す場合と同じように軽い気持ちで落着いて話すとともに、大きな声ではっきりと発音する。

<電 話>

電話では相手の顔は見えないが、対談している場合と同様に丁寧かつ真摯な態度で応答すべきである。

- 1 発信時は、事前に用件をメモ等にまとめる等、工夫する。
- 2 会話のはじめに必ず自分の役職、所属、氏名を相手にはっきり伝える。
例：「はい、(第〇大隊週番付1係) 〇〇小隊 〇学年 〇〇学生です」

- 3 呼出しや、用件等で相手を待たせるようであれば、折り返し電話する旨を伝え、一旦電話を切り、かけ直すのがよい。特に相手が上司の場合、待たせたまま放置することは、礼儀に欠ける行為である。
- 4 伝言の依頼を受けたならば、宛先、伝言内容、受信者、受信時刻を明記すること。
- 5 携帯電話
 - (1) 携帯電話の効用に慣れてしまい、不携帯時の行動、対処要領等を判断できなくなるような、普段から気をつけるべきである。
 - (2) 自分の置かれた状況をよく考え、周囲に迷惑となるような使用は控える。
 - (3) 制服着用時に、歩きながら使用するのは外観上、好ましくない。



対談している場合と同様に丁寧かつ真摯な態度で

第5節 敬 礼

防衛大学校の礼式は、防衛大学校の学生が学生であることの深い認識のもとに、相互にその学年等を尊重することによって、防衛大学校の規律を維持し、親和共同の實をあげることを目的に制定されたものである。敬礼は、お互いに相手に対する敬愛の念をもって、礼式の定めるところに従い、防大生らしく軽快、活発に行わなければならない。また、状況に応じた適切な方法による敬礼にも心掛けなければならない。

<敬礼の心得>

敬礼は相手に注目して正確に行う。伏目がちに足元や襟元を見つめたり、漫然と外を見ながら敬礼したり、また受礼者の答礼が終わらないうちにさっさと先に敬礼を終えてしまうのは、相手を不愉快に思わせるだけではなく、欠礼と同様非礼である。また、敬礼やあいさつは、相手やその場の雰囲気にあったように行うのが望ましい。

<急ぐ場合の敬礼>

急用でもないのに駆け足のまま敬礼するのは非常識である。余程の急用でない限り速足で敬礼し、急用でやむを得ず駆け足のまま敬礼する場合には一言「失礼します」と断るのが礼儀である。また、追い越す場合も同様である。

<校外における敬礼>

校内において厳格に行われている敬礼も一度校外に出ると、とかく疎かになりやすいものであるが、校外においても敬礼は厳正でなければならない。防衛大学校学生としての誇りを持って活発に敬礼するのがよい。特に、相手が家族づれであったり、自分が友人等を同伴している場合には、照れくさい気持を持ったりして、つい欠礼したり、いい加減な敬礼になりやすいものであるが、最初の機会を逸すると後々まで気まずい思いをすることになるので、十分注意しなければならない。ただし、劇場、映画館等人の混雑する所では、目礼や会釈をもって敬礼に代えても、十分こちらの気持は相手に伝わるものである。

<答・礼>

敬礼する気持で答礼するのが望ましい。丁寧な答礼は、相手に対しますます尊敬の念を抱かせるであろう。このことは下級生に対する答礼に際してよく心掛けなければならない。



丁寧な答礼

<握手>

握手は、一般社会においてもしばしば用いられる礼法の一つであるから、一通りの作法を心得ておく必要がある。

- 1 制服を着用している場合は、「各個の敬礼」を行った後に行うのが普通である。
- 2 平服着用時で帽子をかぶっている場合は、帽子をとってから行う。
- 3 握手は原則として右手で行う。
- 4 頭を下げながら握手する者があるが、これは格好のよいものではない。相手の顔を正しく見て握手するのがよい。
- 5 握り方は強からず、弱からずという心得が大切である。あまり弱く握ると冷淡な感じを与えるし、かといって痛いほど強く握るのもよくない。
- 6 手の出し方は、男性は女性が手を出すのを待ち、同性間では上位者または年長者が手を出すのを待つ。
- 7 男性は手袋をとって握手するのが原則である。急いでいる場合や物を持っていて手離せない場合は、「手袋のままで失礼します。」(excuse my glove) と断ってから握手するのがよい。

第6節 時間の厳守

時間を厳守することは、規律心を維持する上での第一歩であり、社会生活を営むために欠くことのできない要諦である。将来の勤務を考えてみても時間の視念を離れては成り立たない。時間を厳守することが習慣となるように、常日頃から心掛ける必要がある。

<周到な準備>

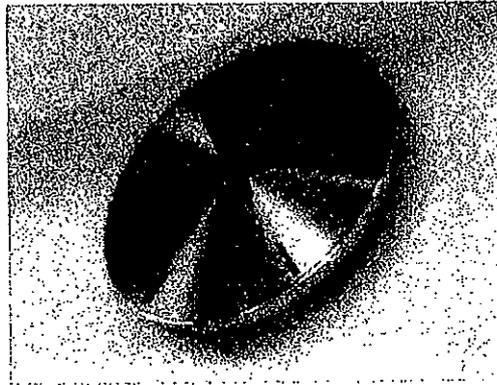
時間を守っても、そのための準備ができていなくては意味がない。「5分前の精神」という言葉があるが、これは定められた時間の5分前にすべての準備を整えておけば定時に余裕をもって作業等にとりかかることができ、慌てて失敗等をするということである。

<効率的な計画>

将来、諸君に課せられる仕事は時間の制約を受けている場合が多い。示された時間内に作業や行動が完了できるよう、時間管理能力、計画性のある企画力等を養っておく必要がある。いたずらに時間を掛ければよいというものではない。

<時間管理>

普段から時計を見る癖をつけ、状況に応じて判断し、行動する必要がある。



5分前の精神

第7節 勤 務

学生舎生活を規律正しく、円滑に運営するためには、勤務学生の勤務に対する責任感によるところが大きく、その遂行いかにかかっている。勤務学生は各々の勤務の重要性を自覚し、全力を尽くして、任務に就かねばならない。自分の与えられた勤務機会を十分に活用し自己のリーダーシップ能力の育成に励むべきである。

<準 備>

勤務につく前に、諸規定をよく研究し、わからないところは指導教官、前勤務者を通じて、明らかにしておかなければならない。決して、手順のみを理解して、その根本となる問題点を理解せずに任に就くことがないように気をつけること。

<計 画>

問題点をよく把握し、それを解決にいたらしめる、現状に応じた具体的な方策を立案し、実行に移すことが肝要である。計画倒れの立案は避けるべきであるが、問題点を放置したまま交代するのは無責任である。

<実 行>

勤務の際は、サービスの重点を全員に周知徹底させるとともに、それが守られ、実行されているか、監督し、情勢の変化に応じて連続的に判断し、対応しなければならない。

<報 告>

情勢の変化を確認したならば、遅滞なく必要事項を指名者に報告しなければならない。その際、状況報告のみで済ますようでは、無責任な単なる伝令でしかない。与えられた任務、権限の範囲内でとりうる対処を適時適切に実施し、加えて以後の対処要領、建設的な意見を上申、報告すべきである。

<申し送り>

勤務上の間違いは、申し送りの不完全から起こることが多い。どんな小さなことがらでも、確実に申し送らなければならない。

第8節 清潔整頓

「居は氣を移す。」ということわざがあるが、乱れた環境で生活すると、氣持ちは自然とだらしなくなるし、反面清潔できちんと整頓された環境で生活すると、氣持ちはおのずから引き締まるものである。

<掃除>

掃除は心を込めて、また隅々まで気を配って行い、常に清潔な環境を保つことが大切である。しかしながら、掃除も大切であるが、その前に次のようなことに気を付けなければならない。

- 1 紙屑やごみは、ごみ箱に捨てるのは当然のことであるが、落ちているごみ等を進んで拾うべきである。
- 2 外から建物等に入るときには、靴についている泥等を落としてから入らなければならない。
- 3 居室・公共場所等の清掃は、衛生状態を良好にし、健康管理に留意する上でも必要である。
- 4 掃除用具の後始末をおろそかにしがちであるが、掃除用具もしっかり整頓しておかなければならない。また、掃除用具は常に整備しておき、汚れた物等は早めに交換する心掛けが必要である。
- 5 「立つ鳥跡を濁さず。」と言われるが、公共の場所や物品を使用した場合には、後始末を確実に行わなければならない。



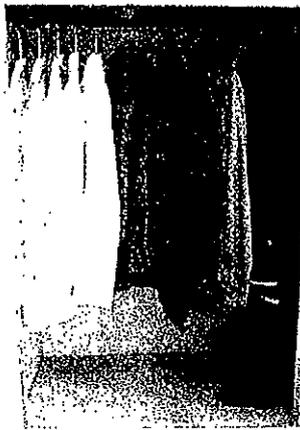
掃除は心を込めて

<整頓>

整頓はいたずらに並べただけでは意味がない。必要なものが所定の場所に整頓されていて、かつ美しく並べられていなければならない。よく整頓されていると、能率も自然と向上する。

- 1 机の中やロッカー等の整頓はとかく愈りやすいが、整頓は人の目につかないところまで気を配らなければならない。
- 2 不必要なものや無駄な物が、机上や室内に放散されているのは見苦しい。その都度整理する心掛けをもたなければならない。
- 3 机やベットは各部屋とも斉一にするのがよい。集団の美とはこういうことをいうのである。

旧型ロッカーの整頓要領

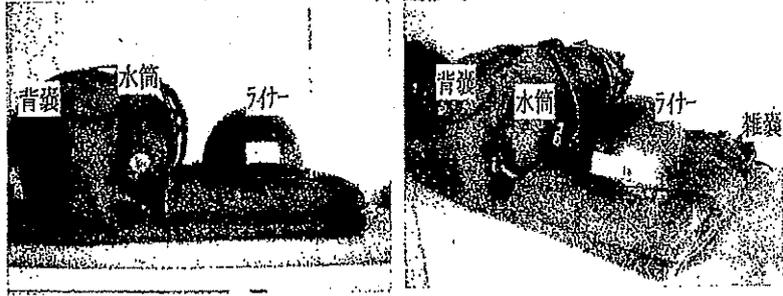


新型ロッカーの整頓要領



整頓は人の目につかないところまで

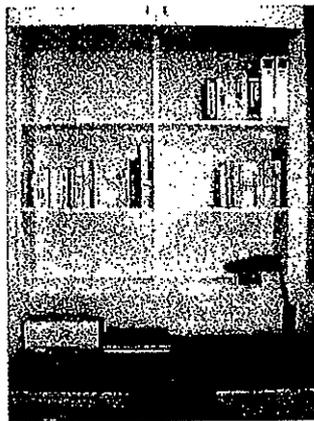
ロッカー上の整頓



ベットの整頓



机の整頓



靴箱の整頓



第9節 物品愛護

1人の士官をつくるためには、各国とも多大の時間と国費をかけている。(防大4年間を通じ、学生1人あたりの所要経費はどのくらいであろうか。)

学生が支給され、また使用しているすべての物品は、国民の税金で賄われていると言っても過言ではない。国民に奉仕する立場の者にとって必要なことは我々と国民との信頼関係であり、その国民から任された物品を愛護することは、当然の義務と言える。我々のような“真の紳士、淑女”を目指す者は、人が見ていると否とを問わず、常に供用物品を正しく使用し、愛護するべきである。

<供用物の取扱い>

供用物は大切に取扱い、故障等を見付けたら速やかに係に届け出なければならない。また、供用物は常日頃から十分手入れすべきである。

<節電節水>

ともすると忘れがちなのが節電節水である。不要な電灯は必ず消し、水道の栓は確実に閉めなければならない。昼あんどんや蛇口の漏水は心のゆるみを示しているように見苦しい。

<被服等の保存整備>

雨天に使用した靴、衣服等は早期損耗を避けるため速やかに乾燥し、所要の手入れをしておかなければならない。また、被服のほころびは、小さいうちに修理すべきである。

<洗濯物>

長期干したままの洗濯物は、他人が干そうとした場合にスペースが不足し迷惑になるばかりでなく、物品管理上も問題があるので、乾いたならばすぐに取り込まなければならない。また、洗濯物は定められた物干場に干すべきである。環境整備上あるいは衛生管理上からも、居室は洗濯物を干すべき場所ではない。

<紛失物>

紛失物や拾得物があった場合は速やかに届け出るべきである。また物品には記名を忘れてはならない。

第10節 金銭管理

<学生手当の使用目的>

学生は、防衛庁職員たる身分は有するが、将来幹部自衛官となるべく教育訓練を受けるため一般隊員とは別の規定により扱われており、給与（学生手当等）も例外ではない。支給された学生手当は、受領すれば各人の自由であり、何に使用してでもよいのではないかという意見もあるが、学生の法的な身分、学生手当の意義、修学中の身上、国民の期待等を考えると、学生手当は、防大生の宣誓の内容を實踐するため役立つよう使用すべきである。言い換えれば支給された学生手当は、主として学業のために使用するのが本旨であり、具体的には参考書等の学習補助費、校友会活動、日常の生活雑費に使用し、余分の金は貯金し、不時の用意に備えるのが望ましい。しかしながら、守銭奴となって金を残したり、浪費を憚むことを名目に安価な酒や食べ物等を求めて、いかがわしい場所に入り出す等、防大生としてふさわしくない行動をとることもまた憚むべきである。

<計画的な金銭使用>

無駄な浪費、無理な買い物避け、学生手当を有意義に使用し、かつ親からの送金を最小限にするためには計画的な金銭の使用が最も重要である。そのために次の事項に留意しなければならない。

- 1 金銭使用計画の作成
- 2 金銭出納簿の使用
- 3 貯金
必要としない金銭は貯金するとともに、余分な金銭は銀行から引き出さないこと。
- 4 計画的な物品の購入
安易な月賦購入等は憚み、高価な物はまず貯金等によりお金をためてから購入するのが望ましい。

<貸借の禁止>

貸借は多くの場合、無計画な金銭使用、分不相応な買物及び遊興並びに貸借に対する道徳的意識の低下(欠如)が原因であり、その結果、学生間の良好な人間関係を破壊することがある。したがって真にやむを得ない場合を除き、貸借は厳に慎まなければならない。

- 1 貸借の原因となるような無計画な金銭使用や分不相応な買物、遊興の禁止
- 2 借金を申し込まれた場合、断る勇気を持つ。
- 3 真にやむをえず借金をする場合
 - (1) 指導教官に相談する。
 - (2) 学生間の金銭の貸借はしない。
 - (3) 借金した場合、できるだけ速やかに返済する。
- 4 クレジットカード等の使用保持は、最小限にし、その保管については十分注意しなければならない。また、高金利の金融業者(サラ金等)からの借金は絶対に行わない。

<学生間の贈答>

おごりは一般社会では古来から義理人情の美風の表れとて肯定されており、上級者が業務上指揮監督する者と懇親会等に参加するとき、平素の部下の献身に感謝する意味を込めて金一封や酒類を提供することがある。しかし、防衛大学校の本科学生は、全員が将来幹部自衛官となるための修養の身として同じ立場で同額の学生手当てを受け取っており、一般社会の風潮をそのまま学生間に持ち込むことは適切でなく、上級生といえども懇親会等の費用を下級生よりも多く支払うことは適当でない。

一般に集団生活をしていると上級生の見栄や面子の保持、人気取り的競争心の現われとしておごりの風潮が醸成されやすい。おごりが多くなるにつれて借金、度重なる仕送りの依頼、窃盗等の原因になりかねないので、おごりはやめるべきである。

したがって、各種会合等により飲食を共にする際、高額な支払いを全額肩代わりするようなおごりはやめ、自前(いわゆる割り勘)で支払いをするべきである。

同様に、下級生が上級生の卒業に際し、在学中の指導に感謝するなどとして高額な記念品の贈与による謝礼を行うことは不適切である。もし、上級生へ贈り物を贈ろうとする場合は、学生としての良識に照らして妥当なものとして、質素で心のこもった寄せ書き等が適当である。

<家庭からの仕送りについて>

家庭からの仕送りは最小限にとどめ金銭に関する親への依存心を打破し、自立心のかん養に努める。そのためには緊急不可欠な場合を除いてできる限り学生手当の範囲内で生活するように心掛ける事が大切である。高価な書物の購入、海外渡航費用及び運送免許取得費用等も計画的に貯金し、できる限り自分の費用をもって充当しなければならない。

<保 管>

人の物を盗むことは極悪最低のことであるが、盗まれる側にも多少なりとも責任がある。したがって、多額の金や貴重品を室内に放置したり、鍵のかからない所に金銭を含む貴重品を置いておくことは事故のもとになる。したがって次の事項に注意する必要がある。

- 1 不必要な多額の金は手元に置かずまず貯金する。やむを得ず校友会、期生会等で多額の金銭を所持する場合は、指導教官（または当直幹部）に保管を依頼する。
- 2 キャッシュカードの保管及び取扱いについては、金銭と同様十分注意するとともに、暗証番号について、学生番号等安直な番号を使用せず、他の者には絶対に教えないこと。
- 3 貴重品及びたとえ小額といえども金銭は鍵のかかる机の中に保管することとし、放置しない。



貴重品は鍵の掛かるところに保管

第11節 休 暇

休暇中は郷里に帰って家族と生活を共にし、あるいは母校、恩師を訪問する等、心気を更新し、心身を休養し、はつらつたる元気をもって今後の勉学に備えるよう努めるのがよい。さらに積極的に深く思索し、心身を鍛錬し、勉学に専念する好機である。

<帰省中の旅行>

往復時及び帰省中の旅行において、下記のようなことに注意する必要がある。

- 1 長途の帰省旅行となればなるほど、服装がややもすれば乱れやすい。
- 2 春季、夏季、年末年始等は、他の一般諸学校の学生や、一般社会人の旅行も多くなり、混雑するので防衛大学校学生としての言動には普段以上に気をつける必要がある。
- 3 帰校時刻に遅れないよう計画的に行動し、特に天候の変化、交通機関の混雑等を考慮して、十分に余裕のある行動をとらなければならない。

<休暇中の生活>

休暇中は各自1人1人が本校の代表者であるという自覚をもって行動し、国民の信頼と敬愛を受け、本校の名誉をますます学生自身の手によって高揚していかなければならない。

- 1 海や山において大いに浩然の気を養い、かつ体力の増進に努めることは好ましいことである。しかし災害事故の未然防止には特に留意しなければならない。
※ 浩然の気
 - ① 天地の間に満ち満ちている非常に大きく強い精気
 - ② ものごとから解放された伸び伸びした心持
- 2 暴飲暴食と不健全な遊びは健康阻害の原因であり、健康の保持増進のため規律ある生活と節制に努めなければならない。
- 3 持病保有者は、休暇期間を有効に利用して改善を図るよう心がけるべきである。
- 4 校内の学習時間において、十分習得できなかった科目等については、本期間を利用して整理研究し、十分実力をかん養しなければならない。
- 5 社会生活に親しみ、社会の実態に触れることができるので健全な常識を持つ社会

人となるためにも、非常に大切な時期である。特に知己友人と旧交を温めることは、誠に喜ばしいことではあるが、この間常に防大生であるという自覚と防大生らしい態度を堅持すべきであって、いたずらに他に迎合したり、誘惑に負けたり、不健全な習癖に陥ったりしてはならない。

- 6 休暇中はとかく易きに流れ、勤労を嫌って気楽に楽しみ悪習に陥りやすいので、わずかでも構内生活の良習を活かして、これまでの努力が無駄にならないよう心掛けるべきである。

第12節 外出・訪問

校外に出た場合は、一社会人であるとともに防衛大生であることをよく自覚して堂々と行動しなければならない。

特に制服着用時の立居ふるまいは、防衛大生を代表するものとして、世間の目に触れ注視の的になるが、必要以上に煙たがる必要はない。外出はなごやかな雰囲気の中に気分の一掃を図るのがよい。また、外出中の訪問は、親しい間柄であればごく自然に行ってもよいが、他家を訪問する場合は、公私の別を明らかにし、先方に迷惑のかからないよう行動しなければならない。

<外出前の心得>

- 1 外出は計画的に余裕をもって行動するよう習慣づけるべきである。特に不案内な土地に行くときは、あらかじめ地理・交通連絡・時刻等を調べて、計画に余裕をもつ必要がある。
- 2 頭髪、爪等はよく手入れし、服装も清潔端正にしなければならない。
- 3 外出前には、必要な所持品をもう一度確認すべきである。
- 4 外出先、帰校予定時刻等を、同僚に知らせておくのは、我々のたしなみである。

<外出中の心得>

防大生は、公徳心に欠けるような行為を決して行ってはならない。また交通法規等を厳守して、一般の模範となるよう行動しなければならない。

- 1 色調の派手な鞆等は制服に合わないので携行しないよう心掛けなければならない。
- 2 雨衣、外とうを携行するときはきちんと畳んで左手に持ち、外とう等を肩にかついでりすることは慎まなければならない。
- 3 外出先で出入りする娯楽施設、飲食店は防大生としてふさわしいところでなければならない。制服の場合には、なおさらである。
- 4 通院及び平日外出の場合は、所要の用務や目的を達成したならば速やかに帰校しなければならない。たとえ許された時間内であっても、他の目的に供してはならない。
- 5 外出中、乗り物を利用するときは乗り物の故障や混雑にまで気を配り、帰校時刻

に遅れないようにすること等は大切な心掛けである。また、時間ぎりぎりまで外出して、タクシー等であわてて帰校する等は防大生として寝まなければいけないことである。

<訪 問>

訪問するには、緊急特別の場合でない限り、あらかじめ相手の都合を伺い、その指示に従うのが礼儀である。勝手に夜遅くや食事時に訪問する等は礼を失ずるものではない。

- 1 初対面の相手は誰かの紹介状があるとよい。もし時間的に余裕があれば、紹介状を同封し、何日何時に訪ねてよろしいか問い合わせるのがよい。
また、紹介者が電話で直ちに連絡してくれるようなときは、その場で日時を決めてもらうのがよい。
- 2 約束した後、万一こちらに差支えが生じた場合は、電話、速達郵便等で丁重に他の日に変更してもらうのがよい。
- 3 酒気を帯びて訪問するのは非礼であり、厳に慎まなければならない。

<訪問時の心得>

訪問時の礼式習慣をわきまえ、防大生らしく、はつらつと振る舞うべきである。

- 1 訪問の際は、遅刻しないように時間の余裕をもって行動するのが望ましい。かといって、早すぎるのも先方が迷惑するので時間の調節をするくらいの心づかいが必要である。
- 2 玄関の外で帽子、外とう等はとって来意を告げる。出て来た人が子供でも言葉や態度は丁寧にし、相手によって分け隔てしてはいけない。
- 3 客間に上がるのは、相手が案内した場合に限るべきであり、無断で上がり込むのは非礼であるし、また上がりたい素振りを見せるのもよくない。もし当人不在の場合は、特に家族と親しい間柄でない限り、いったん辞去するのがよい。
- 4 案内されて上がる場合は、前向きに上がった後、膝をついて靴の向きを変え、隅の方に揃えて置くのが望ましい。また、外とう、帽子等は家人の指示に従い、帽子掛けその他一定のところに整頓しておくべきである。

- 5 客間に通されたら、上座は避けて着座して主人を待つが、この場合物珍しさに部屋中を歩き回ったり、装飾品に触ったりせず、心静かに待つのがよい。
- 6 主人に挨拶するとき、椅子、座布団を外して行うのが礼である。挨拶は美辞麗句を並べたり、長たらしくならないようにし、要件があったらそれから先に片付けてから雑談に移るべきである。単に遊びにいったのならば、早めに「遊びに参りました。」と申し出るのがよい。
- 7 用事中、茶菓子や食事が出されたら、有り難く行為を受け、程よくいただくのがよい。あまり遠慮するのは失礼であるし、お茶等は温かいうちにいただくのが家人の志を無にしない作法でもある。
- 8 頃合をみて適当な時機に辞去しよう。訪問時間は長すぎるより、惜しまれて帰るほうが賢明である。特に多忙な人や病氣見舞いには長居は禁物である。

<訪問の様々>

普通、訪問には親睦や儀礼的なもの等いろいろあるが、その内で次のような事も心得ておくべきである。

- 1 吉事凶事いずれの場合も普通の問柄なら、玄関先で名前を告げて慶弔の挨拶を述べて帰るのがよい。
- 2 教官等に一身上の事で相談するときは公務に関する事等は私宅よりも教官等が学校におられる適当な時機を考えて話すべきである。
- 3 入院者を見舞い、学校の状況を知らせたり、励ますことは学友として大変麗しいことであるが、よく相手の病状を考え、また医師等の指示を守り患者に迷惑をかけるよう注意することが肝要である。

<礼 状>

人から厚意を受けたようなときは機を失することなく、手紙かその後その人に会ったときに礼を言うのが礼儀である。一葉の礼状、一言の御礼の言葉が親しさをなお一層増すものであることを忘れてはならない。教官等から招待されて、御馳走になった場合、翌日適当な時をみて居室に行つて御礼を述べるべきである。(数人の場合は代表者でよい。)

第13節 乗り物

各種の乗り物を利用する際には、一般的な慣習や礼儀作法等は心得ておき、上級者等が不快に感ずることがないように、注意しなければならない。

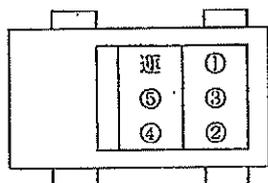
<自動車の乗り降り>

- 1 自動車の乗り降りは、乗用車では上位者から順に乗り、下級者から先に降りる。バスその他大型車両に乗るときは、下級者から先に乗り、降りるときは上級者を先にする。ただし、車長として乗車する者は最後に乗り、最初に降りる。
- 2 男性が女性と同乗するときは、女性が先に乗り右側に着席し、男性は後から乗って左側に座る。

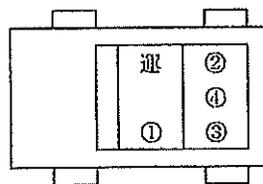
<自動車の席順>

- 1 自動車（官用車、タクシー等）は、進行方向に向かい右側座席が上位とされているが、必ずしもこれにこだわらず、状況によっては変化させる必要がある。
- 2 オーナードライバーが運転する自動車に同乗するときは、助手席に乗ることが望ましい。これは、運転者を運転手扱いしない心遣いである。
なお、教人の場合には、助手席に最上級者が乗るのが通常であるが、運転者と最も親密な関係にある者が乗る場合もある。

(官用車、タクシー等)



(私有車)



<自動車におけるその他の注意事項>

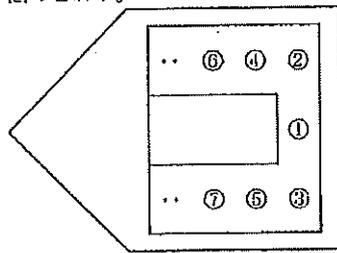
- 1 同乗させてもらい、途中で自分だけ先に降りたときは車が動き出すまでその場で見送る。
- 2 ドアを開けるときには、必ず安全を確認する。また、後方から強い風が吹いてい

る場合には、あおられないように注意する。

- 3 靴の泥や、傘の滴で車内を汚さないように注意する。
- 4 女性が車に乗る場合は、後ろ向きに入ると乗りやすく、見た目に美しい。頭から入るのは見苦しいものである。

<短艇の乗り降り>

- 1 短艇は、下級者が先に乗り、上級者があとから乗るものである。降りる際は、その逆である。
- 2 短艇の乗り降りの際は艇指揮の指示に従い、足元に注意し動作を敏速にし、特に艇の傾斜に注意すべきである。
- 3 短艇の席順は下図のとおり。



<その他の乗り物>

- 1 エレベーターは入って奥が上位である。
- 2 列車の寝台、船のキャビン等寝台のあるものは、下段が上位である。
- 3 公共交通手段を利用する際は、自分の周囲の状況を良く把握し、一般利用客に席を勧める等の気配りをもって、防大生として、毅然たる態度、姿勢を保持することが肝要である。周囲の目を省みない恣意な行為は、学生としてあるまじき姿である。

<乗り物利用の心得>

- 1 女性と乗り物で同席する場合は、常にいたわりの心もち、安全な方へ女性の席を与え、また喫煙等は了解を得てからすべきである。

- 2 混雑する乗り物では、老幼婦人等に席を譲るのは防衛大学校学生としてあるべき姿でありたい。
- 3 乗り物の定員は厳守しなければならない。
- 4 濡れた雨衣は車外で脱いで、表を裏にしてたたみ携帯する。
- 5 女性が座席に座るときは、膝を揃えておくのが望ましい。膝を組んだり、通路につきだすのは見苦しいばかりでなく、他の人の迷惑になる。
- 6 ハンドバックや荷物は膝の上か網棚の上に置き、座席には置かない配慮が必要である。

第14節 校外下宿の利用心得

校外下宿は、平常の厳しい集団生活から解放され健全な環境のもとにおいて心身ともにくつろぐ憩いの場となるものである。しかしながら過度の解放感から、校外下宿の家族または近傍の住民に迷惑をかけ、その結果防大生としての品位を失墜させ、常識を疑われる行為に至ることがあってはならない。

<家族との交際>

校外下宿の家族の方々との交際は、家族的雰囲気を楽しむとともに、一般社会の円滑な常識を吸収するよい機会である。なおこの場合、防大生としての身だしなみ、立居振舞い及び家族に対する礼儀・言葉遣いに注意しなければならない。

<整理整頓>

- 1 下宿への私物品の持ち込みは必要最小限とし、防大生らしく簡素を旨とする。
- 2 多数の者による共同利用は、往々にして室内が乱雑になる。私物品は常に整理整頓するとともに室内を清潔に保ち、退室時の清掃、後始末は忘れないよう心掛ける。

<火災、盗難の防止>

- 1 校外下宿での火気、特にタバコの火、アイロン、ポット、コタツ等電気器具の後始末を十分にし、火災発生防止に気をつける。
また、校外下宿には必ず消火器を設置するとともに、非常口を確認しておくこと。
- 2 不在時の私物品の盗難は、下宿の家族の方々に多大の迷惑をかけ、相互の人間関係を損なう。戸締まり、入り口の施錠を確実に行うとともに、鍵の保管を適切に実施しなければならない。

<異性の招待>

家族以外の異性を単独で下宿に招待することは適当でない。やむを得ず招く場合は、周囲に無用の誤解を与えないように振舞うことが大切である。

<その他>

- 1 入（退）室時には家族（または管理人）に挨拶することも忘れない。
- 2 深夜遅くまで友達と飲酒して大騒ぎしたり、マージャンまたは深夜の出入り等、

周囲の住民に迷惑をかける行為は厳に慎むこと。また迷惑をかけた場合は、翌朝速やかに詫言ひる心遣いが必要である。

- 3 下宿代は家主・管理人等との間で定めた時期に遅滞なく支払わなければならない。この際、学生手当受領直後の外出日に定期的に支払うのが望ましい。
- 4 ゴミ収集日以外にゴミを集積場に出すことは、周辺住民に迷惑を及ぼす。定められた場所に定められたとおりに出さなければならない。しかしながら防大生は、定められた収集日にゴミを出すことができない。よって、下宿のゴミは校内に持ち帰り処分することを基本とし、場合によっては、家主、管理人等の協力を得るなどの対策をとるべきである。

また、酒類に関するゴミ（ビン、缶、紙パック等）については、校内に持ち帰らず、購入した店で適切に処分するものとする。

第15節 交際

広い交際は、自らの見聞を広め生活を豊かにし、自己を拡大していく等有益であり、楽しい事でもある。

<交際の心得>

交際において最も重要な心構えは、互いに人格を尊重し、自由と幸福を重んじあつていくことである。

- 1 交際は権力、貧富を超越した心と心の交際であつて、災害も慶事も各々自分のこととして励まし、あるいは喜び合うようにしたいものである。
- 2 交際においては、お互いに心情を打ち明けられる程度に進みたいものである。時によっては心の悩みを打ち明け協力を求めるとか、またいつでも気安くこれに応じてやるだけの親しみが欲しいものである。
- 3 真の交際であればあるほど苦言を呈することが多くなるが、痛いところをつかれるのは人情として不愉快なものであるから人前での忠告勧告は避ける方がよい。また人から忠告勧告を受けた場合は快く聞くだけのゆとりがほしいものである。
- 4 金銭の貸借は、ややもすれば仲たがいの原因となり易いから親しい間柄でもしないほうがよい。物品を借りた者は、借りたときの気持ちに立ち返つて、よく手入れしてから返したいものである。
- 5 数人で話しているとき自分の知らない話に花が咲き、除け者にされた感じを受けたことがあるだろう。話題を説明してやるとか共通の話をするとか皆で気を配るべきであろう。

<男女の交際>

男女の交際にあたっては、そのエチケットを心得る必要がある。男性と女性が平等の立場において、互いに尊敬し合いながら社会を盛り立てていくところに男女交際の真の姿がある。

- 1 青年男女の交際上の心得として、一般的に言われていることは次の諸点である。
 - (1) 公明正大であること。
 - (2) 理性を失わず、節度を重んじること。
 - (3) 相手が迷惑に感じるようなこと、あるいは不快感を生じさせるようなことを言ったり、したりしないこと。

- 2 正しい交際とは、男女がともに相手の人格を尊重し、責任を持ちつつ行うものである。秘密にする必要もないし、また誇示する必要もない。
 - 3 社会一般から誤解を招くような相手との交際は、自分自身はもちろんのこと防大生全体の品位や名誉を考えれば好ましくないことは明らかである。
 - 4 男女の交際は恋愛に発展することもあり得るが、恋愛は結婚につながる人生の大問題であるから慎重な態度でなければならない。両親や尊敬する人等の意見を聞き過失のないようにするべきである。
 - 5 文通や贈り物も適当なものは親しみを増してよいけれども、度を越してはかえっていけない。
- 2 学生間における男女交際については、防衛大学校の設立目的や地位を傷つけない限りにおいてのみ許されるものであり、かつ健全でなければならない。防衛大学校は将来の幹部自衛官としての資質を育成する場であり、そのため厳格、厳正な上下関係及び集団内の友愛関係が保持されなければならない。
- 学生は自らの本分をよく理解して行動を律し、防衛大学校の威信、防大生としての品位を失せぬように心掛けなければならない。

<紹介>

人を正しく紹介する方法を身につけることは交際の第1歩として必要なことである

- 1 紹介の順序は、目下の者を目上の者に、後から来た人を先に、また男性を女性に紹介するのが普通である。最もこれは洋式のやり方であり、地位や年令を考慮して女性を先に紹介することもある。
 - 2 紹介を受けるとき椅子にかけていたら双方とも立ち上がるのが普通である。相手が自分より地位が低いかまたは年下であっても上衣のボタンを脱していたり、くわえ煙草のままであってはならない。
 - 3 初対面の人とは名刺を交換するのが便利であるが、相手に名刺を要求するのは非礼である。貰った名刺は必ず一見して取めるのがよい。ろくに見もしないでポケットにねじ込むのはよくない。
- また談笑中無意識にもてあそんで、二つに折ったり丸めたりするのも失礼であり必ず名刺入れか紙入れに取めるのが礼儀である。

第16節 健康管理

団体生活においては、1人の不摂生、1人の不注意が他の人に大きな迷惑をかけるようになることが多い。お互い公衆衛生を重んじ、また個人衛生に意を用いることは団体生活を行う者の義務であろう。

<保健>

身体が強健でなければ、どんなに頭脳明晰でも成功は望めない。また個人の保健のみならず、伝染病の予防知識等についても知っておかなければならない。

- 1 早期受診は治療も容易であり全快も早い。無理は禁物である。
- 2 風邪は万病のもとという。発汗後の身体の後始末、寝冷え防止等は怠ってはならない。またうがい・手洗いの励行も風邪防止に効果がある。
- 3 過労は種々の病の原因となる。十分な睡眠と適当な休養が必要である。
- 4 運動を行うときは準備体操と整理体操を入念に行う心掛けが必要である。
- 5 毛布は時々日光消毒を行う必要がある。



うがい・手洗いの励行

<身体の鍛練>

人間の身体は鍛えるほど強くなるものである。このため運動に努めるとともに薄着に慣れ、寒暑に絶える丈夫な身体をつくるべきである。

- 1 皮膚を努めて鍛練するとよい。乾布摩擦や薄着に慣れ強健な体力をつけるよう常に心掛けるべきである。

- 2 暴飲暴食は慎まなければならない。胃腸の疾患は持久力を弱くする。
- 3 食事前や用便後の手洗いは伝染病予防上欠くことのできぬもので、団体生活には極めて必要である。

第17節 食事マナー

将来幹部自衛官として勤務する上で、会食やパーティーでのマナーを身につけておくのは必要不可欠である。正しい食事マナーを身につけておかねば、将来必ず恥をかくことになる。

<服装と身だしなみ>

ホテルやレストランなどでは、スーツにネクタイをしていなかったり、あまりラフな服装であると、入場を断られることがある。時、場所等、TPOに応じた服装を心掛けるべきである。また、必ず清潔なものを身につける注意も必要である。

<クロークの使用>

食事へ出かけるのに、大きな荷物やバックを持って出かける者はいないであろう。やむを得ず手荷物がある場合は、クロークへ預ける。コートや帽子、手袋なども入口で脱ぎ、クロークへ預ける。

<体調を整える>

広い意味でいうなら、テーブルマナーは前日から始まる。次の日に人との会食が予定されている時は、睡眠を十分とって体調を整えておかねばならない。体に要綱があれば食も進まず、自分がつまらないばかりに相手にも気を使わせてしまう。

<会食時の注意>

1 喫煙

タバコは吸わないにこしたことはない。正式のパーティーでは食事中は禁煙とされているのがほとんどである。略式のパーティーでもデザートが出るまでは禁煙を守るべきである。また、デザート以降にタバコを吸う場合は、少なくとも両隣の人に許可をもらうべきである。

2 騒音

あらゆる動作は静かであることをモットーとする。食物を噛む際は口を閉じ、口内に食物を入れたまま会話することなどないように気をつけること。

3 中座

やむを得ない場合を除いて、中座しないようにする。電話などで何度も中座する者がいるが、これは食事前に全て済ませておくべきである。

4 爪楊枝

口の中の掃除は、洗面所でするのがマナーであるが、どうしてもという場合は、口元を手のひらかナプキンで隠してさりげなく用いるべきである。

5 あくび、ゲップ

たとえあくびやゲップが出そうになっても、かみ殺したり顔に出さないようにする。

6 他人の失敗

他人がフォークを床に落としてしまったり、思わずゲップをしたからといって、ジロジロ見たり、にらみつけるのは良いマナーではない。他人の失敗は他人に処置させるのが一番である。

7 深 酒

酒はどうしてもマナーを忘れてしまう。酒場ではないのだから、料理に合わせてほどほどにたしなむようにすべきである。

8 上級者との会食

特に上級者との食事においては、相手の状況を良く見て、食事の早さを合わせる等の気配りを忘れないように、やむを得ず席を先に立つ場合は、一礼をした後、退席すること。

<食卓での態度>

以下に示す行為は、全体的に品のない食べ方をしているように見られる。

- (1) イスの背もたれに寄りかかる。また、背中をいつも丸めている等の姿勢の悪さ。
- (2) テーブルに肘をついたり、ほおづえをついたりする行為
- (3) 両肘を張り、脇を開けた状態で、食器等を使用すること。

<食卓では穏やかに楽しい会話>

むっつりと料理だけに夢中になるのは失礼である。誰でも会話に参加できるようなテーマの話を中心掛け、穏やか楽しい食事を実施すべきである。



マナーを守り、楽しいひとときを